地方分権に関する基本問題についての
調査研究会報告書

（座長：神野　直彦）

平 成 24 年 3 月

財団法人　自治総合センター

はしがき

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害をもたらした。被災した地方公共団体では、職員の多くが被災し、庁舎等が壊滅的な被害を受けた団体もあったことから、行政機能の維持のために特別な支援が必要であった。被災地の経済社会の復旧・復興は我が国の最大の課題であり、平成23年度は、国の補正予算・地方財政上の措置をはじめ東日本大震災への対応に政府を挙げて対処した年であった。

一方、地域主権改革においては、平成22年６月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年４月には第１次一括法が、同年８月には第２次一括法が成立するなど改革の着実な進展がみられた。

加えて、少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するために、平成24年２月17日には「社会保障・税一体改革大綱について」が閣議決定されたところである。

このような地方分権・地域主権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成23年度においては４回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成24年３月

財団法人全国市町村振興協会
理事長　　谷　合　　靖　夫

財団法人自治総合センター
理事長　　二　橋　　正　弘

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長	神野　直彦	東京大学名誉教授
	青木　宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上　岳彦	立教大学経済学部長
	伊集　守直	静岡県立大学経営情報学部経営情報学科講師
	井手　英策	慶應義塾大学経済学部准教授
	菅原　泰治	東北大学大学院法学研究科教授
	関口　　智	立教大学経済学部准教授
	高端　正幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
	武田　公子	金沢大学人間社会域経済学類教授
	牛島　授公	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
	半谷　俊彦	和光大学経済経営学部教授
	星野　　泉	明治大学政治経済学部地域行政学科教授
	松藤　保孝	関西学院大学法学部教授
	諸富　　徹	京都大学大学院経済学研究科教授

目　次

第１章　平成23年度調査報告

○　ドイツの連帯付加税について・・・・・・・・・・・・・・　1

○　地域包括ケアのしくみづくりとその財源について・・・　13

○　消費税率引き上げの留意点について・・・・・・・・・・　30

○　予算・決算統制における公会計制度の位置づけについて
～国際比較の視点から～・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

第２章　参考資料

○　震災復興の税財政上の措置について・・・・・・・・・・　53

○　社会保障・税一体改革について・・・・・・・・・・・・　72

○　地域主権改革の最近の動向について・・・・・・・・・・　87

○　平成24年度地方財政計画について・・・・・・・・・・・117

第１章

平成23年度調査報告

ドイツの連帯付加税について

2011 年 7 月 22 日

和光大学 半谷俊彦

１．連帯付加税導入の経緯

（１）ドイツ統一基金

・1990 年より 1994 年まで旧東ドイツ諸州へ交付金を交付

・1992 年に第 1 次積み増しを決定（売上税増税分：税率 14%から 15%へ）

・1993 年に第 2 次積み増しを決定（連邦が一般財源より拠出）

・1991 年より 2019 年まで償還（2004 年までは連邦と州が折半）

（２）連帯付加税の一時導入

・1991 年 7 月から 1992 年 6 月まで徴収（税率 7.5%、但し半年のため 3.75%）

（３）連帯協定 I

・1995 年より旧東ドイツ諸州を財政調整制度に組み込む

・売上税の州間配分調整に加わる（売上税収州分の 25%）

・水平的財政調整に加わる

・売上税の垂直的配分を変更（連邦 63%→56%、州 37%→44%）

・連邦補充交付金の上限（売上税収の 2%）を廃止

・欠損額連邦補充交付金を新設（調整額測定値の 99.5%を補償）

・1995 年より 2004 年まで特別財政需要連邦補充交付金を交付（対象：旧東ドイツ諸州）

・1995 年より 2004 年まで移行期連邦補充交付金を交付（対象：旧西ドイツ財政弱体州）

・1995 年より 2004 年まで西ドイツ諸州はドイツ統一基金償還負担を割増し

・1995 年より 2004 年まで復興公共投資補助金を交付（年額 33.7Euro）

・1995 年より連帯付加税を徴収（税率 7.5%）

（４）連帯付加税の税率引き下げ

・1998 年より 5.5%

（５）連帯協定 II

・2005 年より 2019 年まで特別財政需要連邦補充交付金を延長（対象：旧東ドイツ諸州）

・2005 年より 2019 年まで政策補助金の割り増し（総額 513.6 億 Euro）

２．連帯付加税の概要

（１）課税標準：　所得税額および法人税額（旧東ドイツ地域も含む）

（２）課税最低限：　法人税額 972Euro、申告所得税額 1,944Euro、給与源泉徴収額 81Euro/月

（２）税　　率：　1991 年～1992 年 3.75%、1995 年～1997 年 7.5%、1998 年以降 5.5%

（３）税　　収：　全額が連邦の一般財源（使途指定なし。91 年は湾岸戦争の戦費にも充てた）

（４）徴　　収：　州が徴収する。源泉徴収分（給与、利子、配当など）は源泉徴収時に徴収する。

３．連帯付加税の税収額と連邦税収に占める割合

	百万 Euro				%
	①連帯付加税	②所得税	③法人税	④連邦税収	①÷④
1991	5,362	136,560	16,216	162,526	3.30
1992	6,661	153,453	15,944	180,415	3.69
1995	13,430	166,895	9,273	187,194	7.17
1996	13,340	147,430	15,062	173,104	7.71
1997	13,238	143,432	17,009	169,272	7.82
1998	10,511	155,449	18,509	174,598	6.02
1999	11,271	162,049	22,359	192,423	5.86
2000	11,841	168,807	23,575	198,774	5.96
2001	11,069	171,243	-426	193,765	5.71
2002	10,403	162,233	2,864	192,046	5.42
2003	10,280	154,291	8,275	191,881	5.36
2004	10,108	145,981	13,123	187,005	5.41
2005	10,315	145,627	16,333	190,149	5.42
2006	11,277	159,715	22,898	203,903	5.53
2007	12,349	181,769	22,929	230,043	5.37
2008	13,146	204,614	15,868	239,231	5.50
2009	11,927	186,511	7,173	227,835	5.23
2010	11,150	172,782	7,020	211,887	5.26
2011	11,100	170,107	9,440	221,753	5.01

Bundesministerium der Finanzen, Finanzbericht 2011, p.264-p.266, p.277-p.282 より作成。百万 Euro で四捨五入してある。1991 年～2009 年は実績額、2010 年～2011 年は予測額。所得税と法人税は共同税であり、表中の税収は州分や市町村分も含んでいる。

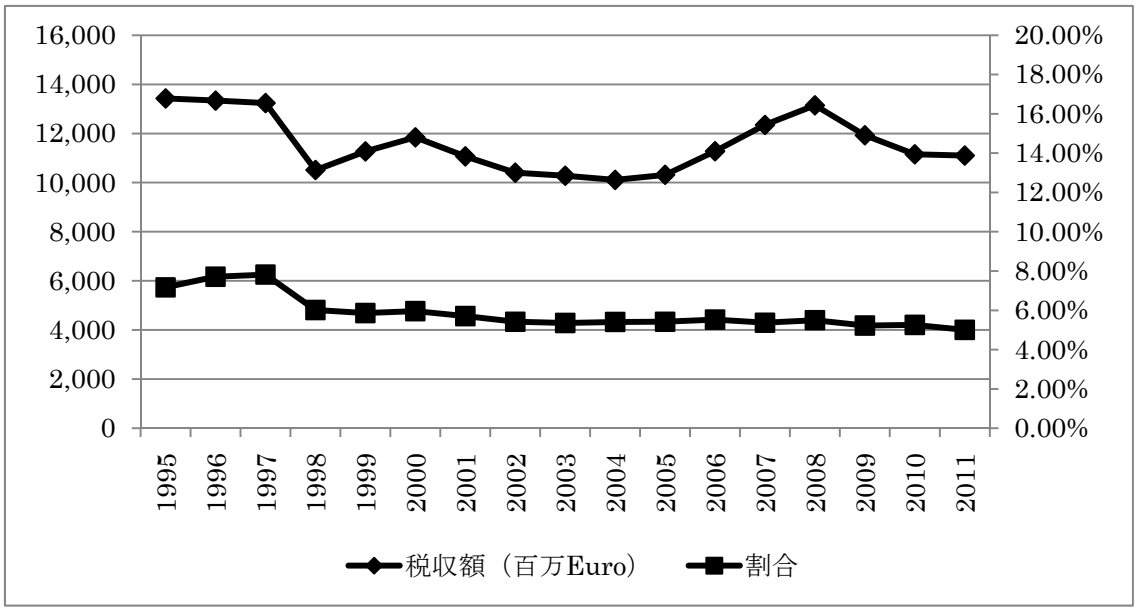

４．所得税と法人税の税率

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">所得税</th><th colspan="2">法人税</th></tr>
<tr><th>事業所得</th><th>資産所得(1)</th><th>その他の所得</th><th>留保利潤</th><th>配当利潤</th></tr>
<tr><td>1991</td><td colspan="3" rowspan="3">53%</td><td rowspan="3">50%</td><td rowspan="3">36%</td></tr>
<tr><td>1992</td></tr>
<tr><td>1993</td></tr>
<tr><td>1994</td><td rowspan="5">47%</td><td colspan="2" rowspan="6">53%</td><td rowspan="5">45%</td><td rowspan="9">30%</td></tr>
<tr><td>1995</td></tr>
<tr><td>1996</td></tr>
<tr><td>1997</td></tr>
<tr><td>1998</td></tr>
<tr><td>1999</td><td>45%</td><td rowspan="2">40%</td></tr>
<tr><td>2000</td><td>43%</td><td colspan="2">51%</td></tr>
<tr><td>2001</td><td colspan="3" rowspan="2">48.5%</td><td colspan="2" rowspan="7">25%</td></tr>
<tr><td>2002</td></tr>
<tr><td>2003</td><td colspan="3" rowspan="2">47%</td></tr>
<tr><td>2004</td></tr>
<tr><td>2005</td><td colspan="3" rowspan="2">42%</td></tr>
<tr><td>2006</td></tr>
<tr><td>2007</td><td rowspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="3">45%</td><td colspan="2" rowspan="4">15%</td></tr>
<tr><td>2008</td></tr>
<tr><td>2009</td><td rowspan="3">25%</td></tr>
<tr><td>2010</td></tr>
<tr><td>2011</td></tr>
</table>

＊報告者作成。(1)「資産課税」には、利子所得、配当所得、取得後 1 年以内に株式を売却した場合および 5 年以上にわたって資本の 1%以上を保有していた場合を除く株式譲渡所得が含まれる。

５．ドイツ統一基金の交付額と拠出の内訳

	億 DM				
	交付額	公債 発行額	連邦 拠出額	州(1) 拠出額	売上税収 拠出額
1990	220.00	200.00	20.00		
1991	350.00	310.00	40.00		
1992	339.00	240.00	40.00		59.00
1993	352.00	150.00	66.30	20.75	114.95
1994	346.00	50.00	103.50	53.50	139.00
総　額	1,607.00	950.00	269.80	74.25	312.95

＊伊東弘文『現代ドイツ地方財政論 増補版』文眞堂, 1995 年, p.268 を参照の上、報告者作成。(1)州負担分の 40%は、営業税納付金の引き上げなどにより、市町村に転嫁される。

６．ドイツ統一基金の償還方法

（１）2004 年までは前年末債務残高の 10%を償還。
（２）1994 年までは連邦と州が折半。
（３）1995 年から 2004 年までは連邦が 50%－10.7 億 Euro、旧西独州が 50%＋10.7 億 Euro。
（４）2005 年から 2019 年までは定額償還。連邦が年 22.6 億 Euro、全州が年 13.2 億 Euro を負担。
（５）州は、州負担分の 40%を営業税納付金の引き上げにより市町村に転嫁する。
（６）2019 年末に統一基金を解体する。
（７）2019 年末において債務残高がある場合、65.4 億 Euro までは連邦が支払い、
残額は、連邦がその 46.7%を、旧西独州が 53.3%を支払う。

７．ドイツ統一基金の償還における西ドイツ諸州の拠出額

	百万 Euro									
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
ﾊﾞｰﾃﾞﾝ･ｳﾞｭﾙﾃﾝﾍﾞﾙｸ	639	634	631	482	491	500	462	388	379	343
ﾊﾞｲｴﾙﾝ	739	735	731	556	567	578	536	450	439	398
ﾍﾞﾙﾘﾝ(西)	115	114	113	82	84	86	80	68	69	64
ﾌﾞﾚｰﾒﾝ	12	13	14	5	7	9	11	11	16	19
ﾊﾝﾌﾞﾙｸ	120	119	118	90	91	94	86	72	71	65
ﾍｯｾﾝ	374	372	369	281	287	292	269	224	218	196
ﾆｰﾀﾞｰｻﾞｸｾﾝ	128	141	154	62	83	106	129	126	171	196
ﾉﾙﾄﾗｲﾝ･ｳﾞｪｽﾄﾌｧｰﾚﾝ	1,108	1,099	1,091	831	843	853	783	659	635	574
ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ	177	179	180	127	133	137	133	114	119	116
ｻﾞｰﾙﾗﾝﾄﾞ	16	18	19	6	9	12	16	15	22	25
ｼｭﾚｽｳﾞｨﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ	75	78	82	48	53	59	64	58	70	74
合計	3,502	3,502	3,502	2,570	2,647	2,725	2,570	2,185	2,208	2,071

Zweite Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern の各年版より報告者作成。DM 表記のものは Euro に換算してある。百万 Euro に四捨五入している。

８．州間財政調整における拠出と受領の状況

	百万 Euro							
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
旧西ドイツ諸州								
ﾉﾙﾄﾗｲﾝ･ｳﾞｪｽﾄﾌｧｰﾚﾝ	16	80	-1,763	-1,598	-1,564	-1,583	-1,318	-1,141
ﾊﾞｲｴﾙﾝ	-6	-342	-1,295	-1,463	-1,586	-1,486	-1,635	-1,884
ﾊﾞｰﾃﾞﾝ･ｳﾞｭﾙﾃﾝﾍﾞﾙｸ	-518	-210	-1,433	-1,289	-1,232	-1,778	-1,760	-1,957
ﾆｰﾀﾞｰｻﾞｸｾﾝ	510	490	231	283	344	403	532	568
ﾍｯｾﾝ	-1,094	-934	-1,101	-1,657	-1,610	-1,758	-2,433	-2,734
ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ	398	336	117	118	151	219	195	392
ｼｭﾚｽｳﾞｨﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ	95	37	-72	8	-3	-0	89	185
ｻﾞｰﾙﾗﾝﾄﾞ	215	222	92	120	104	117	153	167
ﾊﾝﾌﾞﾙｸ	58	31	-60	-246	-140	-314	-345	-556
ﾌﾞﾚｰﾒﾝ	325	291	287	325	179	466	340	442
旧東ドイツ諸州								
ﾍﾞﾙﾘﾝ			2,159	2,217	2,266	2,501	2,725	2,812
ｻﾞｸｾﾝ			907	1,005	981	1,020	1,122	1,182
ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ			574	635	601	617	672	711
ﾁｭｰﾘﾝｹﾞﾝ			521	576	574	595	612	670
ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ			442	529	504	534	587	644
ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ			394	438	431	448	464	500

	百万 Euro							
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
旧西ドイツ諸州								
ﾉﾙﾄﾗｲﾝ･ｳﾞｪｽﾄﾌｧｰﾚﾝ	-278	-1,628	-50	-213	-490	-132	-38	
ﾊﾞｲｴﾙﾝ	-2,277	-2,047	-1,859	-2,315	-2,234	-2,093	-2,311	-2,923
ﾊﾞｰﾃﾞﾝ･ｳﾞｭﾙﾃﾝﾍﾞﾙｸ	-2,115	-1,663	-2,169	-2,170	-2,235	-2,057	-2,316	-2,499
ﾆｰﾀﾞｰｻﾞｸｾﾝ	952	487	392	446	363	240	318	317
ﾍｯｾﾝ	-2,629	-1,910	-1,876	-1,529	-1,606	-2,418	-2,885	-2,470
ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ	229	419	259	190	294	346	343	374
ｼｭﾚｽｳﾞｨﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ	60	112	16	102	146	124	136	177
ｻﾞｰﾙﾗﾝﾄﾞ	146	139	107	116	113	115	125	116
ﾊﾝﾌﾞﾙｸ	-268	-197	-656	-578	-383	-623	-368	-371
ﾌﾞﾚｰﾒﾝ	2,653	2,677	2,639	2,703	2,456	2,709	2,900	3,140
旧東ドイツ諸州								
ﾍﾞﾙﾘﾝ	2,653	2,677	2,639	2,703	2,456	2,709	2,900	3,140
ｻﾞｸｾﾝ	1,031	1,047	936	930	1,020	1,078	1,165	1,158
ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ	591	607	520	532	587	590	627	627
ﾁｭｰﾘﾝｹﾞﾝ	573	571	500	517	581	617	644	637
ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ	498	541	502	234	588	611	675	621
ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ	434	439	393	403	433	475	513	538

負値は拠出額を、正値は受領額を示している。Bundesministerium der Finanzen, „Finanzbericht“ 各年版より作成。

９．欠損額連邦補充交付金の交付額

	百万 Euro							
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
旧西ドイツ諸州								
ﾉﾙﾄﾗｲﾝ･ｳﾞｪｽﾄﾌｧｰﾚﾝ	-	-	-	-	-	-	-	-
ﾊﾞｲｴﾙﾝ	-	-	-	-	-	-	-	-
ﾊﾞｰﾃﾞﾝ･ｳﾞｭﾙﾃﾝﾍﾞﾙｸ	-	-	-	-	-	-	-	-
ﾆｰﾀﾞｰｻﾞｸｾﾝ	347	424	515	604	798	841	796	731
ﾍｯｾﾝ	-	-	-	-	-	-	-	-
ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ	175	177	227	329	292	430	344	398
ｼｭﾚｽｳﾞｨﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ	-	12	-	-	133	264	89	167
ｻﾞｰﾙﾗﾝﾄﾞ	102	103	102	107	112	114	107	105
ﾊﾝﾌﾞﾙｸ	-	-	-	-	-	-	-	-
ﾌﾞﾚｰﾒﾝ	62	61	66	73	71	84	73	70
旧東ドイツ諸州								
ﾍﾞﾙﾘﾝ	434	439	433	451	471	481	451	443
ｻﾞｸｾﾝ	429	433	427	446	466	475	441	429
ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ	258	259	255	266	277	281	260	251
ﾁｭｰﾘﾝｹﾞﾝ	235	236	233	244	255	260	242	235
ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ	237	241	240	255	269	277	259	253
ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ	171	172	170	178	186	190	176	171

	百万 Euro						
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
旧西ドイツ諸州							
ﾉﾙﾄﾗｲﾝ･ｳﾞｪｽﾄﾌｧｰﾚﾝ	-	-	-	-	-	-	-
ﾊﾞｲｴﾙﾝ	-	-	-	-	-	-	-
ﾊﾞｰﾃﾞﾝ･ｳﾞｭﾙﾃﾝﾍﾞﾙｸ	-	-	-	-	-	-	-
ﾆｰﾀﾞｰｻﾞｸｾﾝ	589	669	197	118	166	163	18
ﾍｯｾﾝ	-	-	-	-	-	-	-
ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ	389	286	153	177	180	194	158
ｼｭﾚｽｳﾞｨﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ	24	153	79	67	73	96	93
ｻﾞｰﾙﾗﾝﾄﾞ	104	106	53	55	60	58	48
ﾊﾝﾌﾞﾙｸ	-	-	-	-	-	-	-
ﾌﾞﾚｰﾒﾝ	77	42	121	136	153	164	143
旧東ドイツ諸州							
ﾍﾞﾙﾘﾝ	440	450	768	847	911	982	907
ｻﾞｸｾﾝ	422	430	385	410	445	447	369
ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ	246	250	222	228	243	245	209
ﾁｭｰﾘﾝｹﾞﾝ	231	235	217	232	245	245	201
ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ	250	256	224	236	260	247	208
ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ	169	172	161	177	191	200	174

負値は拠出額を、正値は受領額を示している。Bundesministerium der Finanzen, „Finanzbericht“ 各年版より作成。

１０．特別財政需要連邦補充交付金の交付額

	百万 Euro							
	自 1995 至 2001	自 2002 至 2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
旧東ドイツ諸州								
ﾍﾞﾙﾘﾝ	1,361	2,003	1,994	1,974	1,945	1,809	1,663	1,527
ｻﾞｸｾﾝ	1,870	2,752	2,733	2,706	2,666	2,480	2,280	2,093
ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ	1,129	1,661	1,649	1,633	1,609	1,496	1,376	1,263
ﾁｭｰﾘﾝｹﾞﾝ	1,027	1,510	1,500	1,485	1,463	1,361	1,251	1,148
ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ	1,015	1,493	1,502	1,487	1,465	1,362	1,253	1,150
ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ	756	1,113	1,104	1,094	1,077	1,002	921	846
総　額	7,158	10,533	10,481	10,379	10,226	9,510	8,743	8,027

	百万 Euro							
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
旧東ドイツ諸州								
ﾍﾞﾙﾘﾝ	1,381	1,245	1,099	963	817	681	535	399
ｻﾞｸｾﾝ	1,893	1,707	1,507	1,320	1,120	933	733	547
ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ	1,142	1,030	909	796	676	563	442	330
ﾁｭｰﾘﾝｹﾞﾝ	1,039	936	827	724	614	512	402	300
ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ	1,040	938	828	725	615	513	403	300
ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ	765	690	609	533	453	377	296	221
総　額	7,260	6,545	5,778	5,062	4,295	3,579	2,812	2,096

1995 年～2001 年ならびに 2005 年~2005 年の数値は年額を示している。1995 年～2009 年は実績額、Bundesministerium der Finanzen, Finanzbericht 2011, p.154-p.157 より作成。2010 年~2011 年は予定額、Finanzausgleichsgesetz (Stand 02.06.2010)より報告者算出。百万 Euro で四捨五入してある。

１１．移行期連邦補充交付金の交付額

	百万 Euro									
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
旧西ドイツ諸州										
ﾆｰﾀﾞｰｻﾞｸｾﾝ	259	233	208	182	155	129	104	78	52	26
ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ	231	208	185	162	139	116	92	69	46	23
ｼｭﾚｽｳﾞｨｯﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ	116	104	93	81	70	58	47	35	23	12
ｻﾞｰﾙﾗﾝﾄﾞ	41	37	33	29	25	20	16	12	8	4
ﾌﾞﾚｰﾒﾝ	41	37	33	29	25	20	16	12	8	4
総　額	688	619	551	482	413	344	275	206	138	69

Bundesministerium der Finanzen, Finanzbericht 2011, p.154-p.157 より作成。百万 Euro で四捨五入してある。

１２．旧東ドイツ諸州財政支援における連邦の負担についての試算

（1991 年～2010 年）

ドイツ統一基金	
連邦からの拠出金	137.9 億 Euro
売上税収からの拠出金のうち連邦分	100.8 億 Euro
公債償還のために連邦が拠出した金額	115.5 億 Euro
連帯協定 I	
特別財政需要連邦補充交付金	817.1 億 Euro
移行期連邦補充交付金	37.9 億 Euro
復興公共投資補助金	337.0 億 Euro
連帯協定 II	
特別財政需要連邦補充交付金	598.7 億 Euro
政策補助金割増分	290.2 億 Euro
総　額	2,435.1 億 Euro
連帯付加税の徴収額累計	1,976.8 億 Euro

１３．連帯付加税の合憲性

2006 年　納税者連盟が連邦憲法裁判所に違憲を提訴

2008 年　連邦憲法裁判所が訴訟を棄却

2009 年　ニーダーザクセン財政裁判所が違憲と判決

・連帯付加税（Solidalitätszuschlag）は憲法 106 条の「所得税及び法人税への補充公課（Ergänzungsabgabe）の税収は連邦に帰属する」を根拠としている。

・補充公課の税収は過渡的な財政需要の充足にあてなければならない。

・ドイツ再統一の財政需要は長期的に続くものであり、補充公課である連帯付加税の税収はこれにあててはならない。

・連帯付加税は、期間を限定しない恒久的な制度としてはならない。

2009 年　ミュンスター財政裁判所

・補充公課は、必ずしも期間を限定しなければならないものではない。

2009 年　ケルン財政裁判所が合憲と判決

・補充公課は、必ずしも期間を限定しなければならないものではない。

2010 年　連邦憲法裁判所が合憲と判決

・補充公課について、期間を限定しなければならない憲法上の理由はない。

１４．連帯付加税に対する批判

2007 年 7 月　Bild 誌によるアンケート

・西ドイツ市民の 72%、東ドイツ市民の 47%が連帯付加税の廃止を望んでいる。

・肉体労働者の 89%、事務労働者と独立労働者の 74%、公務員の 46%が廃止を希望。

2007 年 7 月　キリスト教民主社会同盟議員グループおよびドイツ工業連盟

・連帯付加税の税収は、旧東ドイツ諸州のためにではなく、財政赤字を補填するために使われている。税率を引き下げるか、廃止すべきである。

2008 年 11 月　ドイツ経済研究所 Pro. Michael Hütter

・景気対策のため、連帯付加税を廃止し、所得税の累進性制を緩和すべきである。

2009 年 8 月　チューリンゲン州首相 Dieter Althaus（キリスト教民主同盟）

・次の選挙後もキリスト教民主同盟と自由民主党の連立政権になれば、州議会任期中に連帯付加税を廃止し、所得税の累進性を緩和することによって、経済成長を促進する。

2010 年 8 月　Frank Schäffer（自由民主党）

・連帯付加税を廃止し、その減収分は、補助金の定額カットで賄うべきである。

2010 年 9 月　連邦議会副議長 Hermann Otto Solms（自由民主党）

・旧東ドイツ諸州への交付金である特別財政需要連邦補充交付金は 2019 年まで交付されるが、その金額は逓減する。故に連帯付加税の税率も段階的に引き下げていくべきであり、次の議会任期中に引き下げを実現すべきである。

2010 年 9 月　ザクセン州経済大臣 Sven Morlok（自由民主党）

・特別財政需要連邦補充交付金の金額は逓減しており、連帯付加税収の多くは、財政赤字の補填にあてられている。旧東ドイツ地域再建についてもはや行うことはさほどない。連帯付加税を廃止し、景気を刺激するべきである。

2010 年 9 月　Cem Özdemir（緑の党・党首）

・連帯付加税の必要性は低下している。「教育付加税」へと段階的に転換すべきである。

１５．連帯付加税と連邦負担分の比較（未定稿）

	百万 Euro				
	①連帯付加税収	②特別財政需要交付金	③統一基金償還連邦分	④補助金	①－（②＋③＋④）
1995	13,430	7,158	1,355	3,375	1,542
1996	13,340	7,158	1,355	3,375	1,452
1997	13,238	7,158	1,355	3,375	1,350
1998	10,511	7,158	422	3,375	-444
1999	11,271	7,158	500	3,375	238
2000	11,841	7,158	578	3,375	730
2001	11,069	7,158	422	3,375	114
2002	10,403	10,533	38	3,375	-3,543
2003	10,280	10,533	60	3,375	-3,688
2004	10,108	10,533	0	3,375	-3,800
2005	10,315	10,533	2,258	5,800	-8,276
2006	11,277	10,481	2,258	5,800	-7,262
2007	12,349	10,379	2,258	5,200	-5,488
2008	13,146	10,226	2,258	5,200	-4,538
2009	11,927	9,510	2,258	5,200	-5,041
2010	11,150	8,743	2,258	5,200	-5,051
2011	11,100	8,027	2,258	3,200	-2,385
2012	11,000	7,260	2,258	3,200	-1,718
2013	11,000	6,545	2,258	2,000	197
2014	11,000	5,778	2,258	2,000	964
2015	11,000	5,062	2,258	1,700	1,980
2016	11,000	4,295	2,258	1,700	2,747
2017	11,000	3,579	2,258	1,700	3,463
2018	11,000	2,812	2,258	1,700	4,230
2019	11,000	2,096	2,258	1,700	4,946

＊連帯付加税収：1995 年～2009 年は決算額、2010 年～2011 年は予算額、2012 年以降は報告者による想定。
＊特別財政需要連邦補充交付金：法定額。
＊ドイツ統一基金償還額連邦分：1995 年～2004 年は報告者による推定額。2005 年以降は法定額。
＊補助金：1995 年～2004 年は連帯協定Ｉによる復興公共投資補助金、法定額。2005 年～2019 年は連帯協定 II による政策補助金割増分、15 年間の総額は法定額、毎年の金額は報告者想定額。

地方分権基本問題研究会
地域包括ケアのしくみづくりとその財源

日本大学　沼尾波子

1

問題意識

○高齢者のQOL（生活の質）の維持、向上

○増大する高齢者医療・介護費用への対応（「持続可能な保険制度」）

⇒医療・介護・福祉の分野において「地域包括ケア」「地域連携クリティカルパス」という考え方が打ち出されるようになり、地域で医療、保健、介護、福祉分野の担い手が連携、協力することで、途切れることなく、QOL（＝生活の質）の向上を目指すという考え方が提唱されるようになった。

○2005年介護保険法改正

「予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等）による制度の持続可能性を高める」

○2006年医療制度改革

「平均在院日数の短縮等を通じた医療費の適正化、社会的入院の是正を目的　とした療養病床の再編成、後期高齢者医療制度の創設」

2

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要(抜粋)(2011年改正)

- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

【医療と介護の連携の強化等】

① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。

② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。

③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。

④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。

⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

◎日常生活圏域のニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握

◎計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

3

問題意識

○「地域包括ケア」とは何か、その構築には何が必要か、という根本的な議論と、それを踏まえた財源論は十分とはいえない。

①地域ケアとは何か。

②地域包括ケアの構築に必要なこと

③地域包括ケアシステムのための財源

⇒先行研究や各地の事例を踏まえて考察する

4

地域包括ケアとは

- 地域包括ケア

「地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援すること」

（長寿社会開発センター編（2011））

⇒主に高齢者を対象とした介護保険制度を念頭に置き、周辺領域との連携を通じて途切れることのないケアを目指す

背景 ① 少子高齢化　② 要介護（支援）認定者の増加
③ 単独および高齢者夫婦世帯の増加
④ 認知症高齢者数の増加　⑤ 家族機能の低下
⑥ 地域の相互扶助の弱体化　⑦ ニーズの多様化
⑧ ニーズの変化

〇特に2025年、団塊世代が後期高齢者になる時期における都市部の高齢者数の激増、認知症高齢者数の増加、等を見据えた対応が検討されている。

5

地域包括支援センター

- 「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115 条の 45）

- 「高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たす」
- 「地域包括ケアシステムの構築は市町村の責務、その構築に向けての中心的役割を果たすことが求められる」
- 「保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関として設置」

（長寿社会開発センター（2011））

6

地域包括支援センターにおける包括ケアの実現に向けた4つの視点

1. 総合性：高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ
2. 包括性：介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。
3. 継続性：高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する
4. 予防性：地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における高齢者個別のニーズ及び地域の課題を把握

- センターに期待される機能

（1）地域のネットワーク構築機能、（2）ワンストップサービス窓口機能
（3）権利擁護機能、（4）介護支援専門員支援機能

7

地域包括支援センターの事業

地域支援事業の構成及び目的

1介護予防事業	1次予防事業　○	国25%　都道府県12.5%　市町村12.5% 1号保険料20%　2号保険料30%
	2次予防事業　○	
2包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業○	国40%　都道府県20%　市町村20% 1号保険料20%
	総合相談支援事業	
	虐待の防止、虐待の早期発見等に関する事業（権利擁護等）	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
3市町村の判断により実施する事業	要支援者に対する介護予防サービス　○	
	要支援者・2次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための事業で厚生労働省令で定める事業　○	
	要支援者(予防給付対象とならない)に対するケアマネジメント事業○	
4任意事業	介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業等	

注：○のついている事業を「介護予防・日常生活支援総合事業として実施する場合には、これらの総合事業の財源構成として、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、1号保険料20%、2号保険料30%が適用される。

地域支援事業交付金の交付対象となる地域支援事業費の上限
（保険給付費見込額（審査支払手数料、特別給付費を除く）の一定割合）

地域支援事業費	3.0%以内
うち介護予防事業費	2.0%以内
うち包括的支援事業費＋任意事業費	2.0%以内

8

地域連携クリティカルパス

①急性期病院　　②回復期リハビリ病院

入院⇒手術⇒訓練開始⇒転院・退院　　訓練⇒目標を順次達成⇒機能回復⇒退院

（①②の病院で情報等を共有）

- 急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる
- 診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにする
- 施設ごとの治療経過に従って、診療ガイドライン等に基づき、診療内容や達成目標等を診療計画として明示
- 回復期病院では、患者がどのような状態で転院してくるかをあらかじめ把握できるため、重複した検査をせずにすむなど、転院早々から効果的なリハビリを開始できる。
- これにより、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現する。（厚生労働省資料）
- 在院日数の短縮が期待されている。ただ、地域の医療従事者にクリティカルパスの概念が十分浸透していないうえ、系列医療機関どうしではスムーズにいっても、複数の公的病院、複数の医師会において面的に推進できるかということも課題である

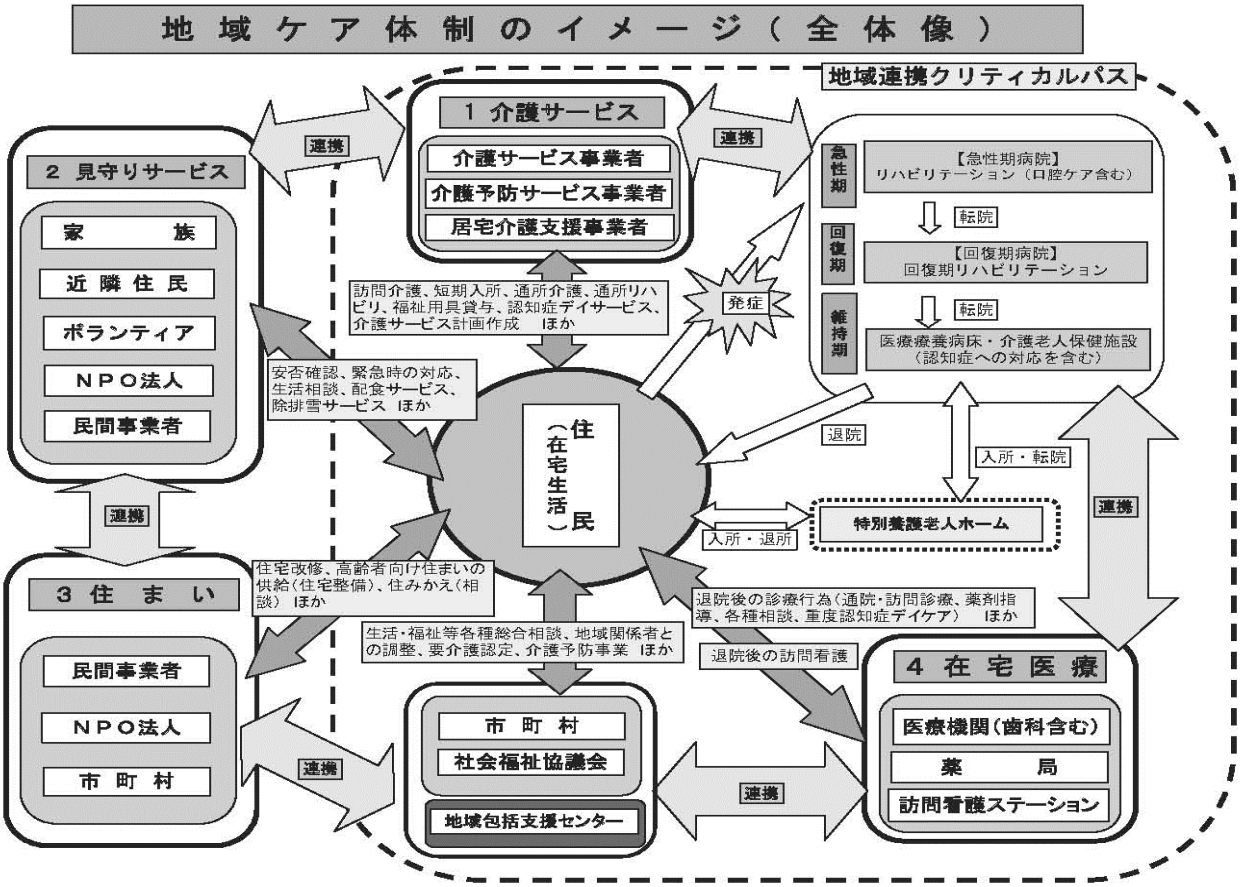

秋田県資料より

地域包括ケアシステムに必要なもの

- 医療・介護・福祉・見守り等の担い手（専門性を持った多様な主体）
- 必要な時に必要なサービス・施設等の基盤整備
- 個々の状況を把握し、利用者を必要なサービスと結びつけるコーディネーター、またはそれを判断するための事業所と利用者に関する情報
- ケアのネットワーク（地域包括ケア会議など）
- 当事者の主体的判断能力、費用負担（能力）

11

「地域包括ケア」の概念整理　(猪飼2011)を手掛かりに

- 次代のヘルスケアシステムとしての「地域包括ケア」
- 「現在は、20 世紀医療＝治療医学に主導された医療の時代が終焉を迎え、生活の質（QOL）の増進を目標とするヘルスケアの時代へと進む移行期に位置している。」「20 世紀初頭に治療医学に対する高い期待を社会が抱くようになって以降、健康とは医学的な意味において病気でないことを意味してきた。健康をこのように理解すると、健康を損ねたときの回復手段も、医学的治療ということになる。健康回復手段がもっぱら医学的治療であるという前提で病気やその原因を把握しようとする認識のあり方は、のちに「医学モデル」と呼ばれるようになったものである。」
- 「単に病気が治ることが健康を回復することではなく、病気が治ることで、あるいは治らなくとも適切な対処によって、当事者に健やかな生活がもたらされることが健康になることを意味するのである。このような健康の理解の仕方は「生活モデル」とよばれている。」
- 「次代のヘルスケアが地域包括ケアとよびうるものとなるであろうこと、および、20 世紀医療における治療医学によって規定される健康／病気（障害）の認識枠組みである医学モデルが、生活の質によって規定される「生活モデル」へと移行することによって、次代のヘルスケアがある種の特質や課題を帯びる」　（猪飼（2011））

- （予防）　⇒　（治療）　⇒　（生活支援）
  保健　　医療　　福祉・介護

これらの連携による包括的な疾病・障害対策　⇒　地域性をもつ

12

地域性と包括性を持ったヘルスケアシステムの将来

- 治療を目的とする「医療」が中心、とりわけ高度な専門的・先端的医療機能に特化を急ぐ先端的な病院にとって、治療必要度の低い患者の入院は病院の運営の効率や医療従事者の技能形成を阻害する要因となる。

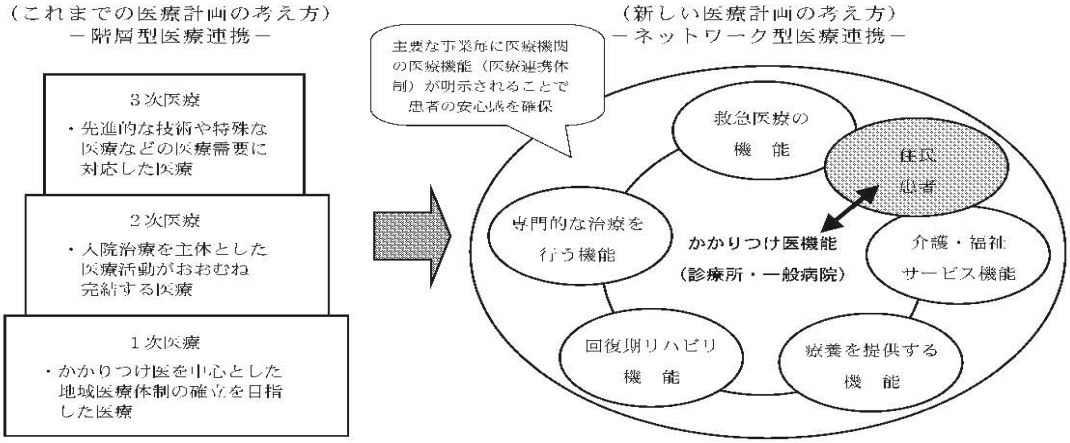

[川越(2008)p.5より]

- この仕組みのもとでは、当事者らは、地域に引き戻され、自宅での生活を成り立たせるための仕組みが求められることになる。

13

ヘルスケアの地域性

① 「施設よりも在宅」 人は自分が暮らしてきた地域の中で生活を求める傾向にある

② 地域のなかでは、それまでの暮らしの中で充足していた生活要素を引き継ぐことが可能

③人によって求める「生活の質」が多様であり、いかなる事態にも柔軟に対応することを求める場合、多様な社会的資源が求められる。地域の中にはこうした多様な資源を有するポテンシャルがある。

④ 当事者の「生活の質」の確保が目標となるならば、支援主体も当事者の生活環境に対する十分なアクセスをもつ必要があり、その場合、支援主体も地域で活動することが効率的である。

（猪飼(2011)をもとに整理）

⇒地域ごとにケアを支える仕組みを構築する必要性（自治体(市町村)の機能と役割）

14

当事者の視点に立った地域包括ケア

当事者の置かれている状況、本人に作用する生活諸要素の因果的ネットワークを把握し、そこでの支援の在り方を有機的に検討する必要性

- 生活の質に関わる身体的・社会的条件の多様性に対してより拡大的に顧慮を払うという考え方は国際的にも推進されている。
- WHO国際障害分類（ICIDH） マイナス面を分類 （障害を病気の諸帰結とし、機能障害（impairment）、能力障害（disability）、社会的不利（handicap）と3つのレベルに分類）

  2001年 国際生活機能分類（ICF：International Classification of Functioning, Disability and Health）人間の生活機能と障害の分類法

  ⇒生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えた。

国際生活機能分類（ICF）
（厚生労働省HPより）

	第1部：生活機能と障害		第2部：背景因子	
構成要素	心身機能・身体構造	活動・参加	環境因子	個人因子
領域	心身機能 身体構造	生活・人生領域 （課題，行為）	生活機能と障害への 外的影響	生活機能と障害への 内的影響
構成概念	心身機能の変化 （生理的） 身体構造の変化 （解剖学的）	能力 標準的環境における課題の遂行 実行状況 現在の環境における課題の遂行	物的環境や社会的環境，人々の社会的な態度による環境の特徴がもつ促進的あるいは阻害的な影響力	個人的な特徴の影響力
肯定的側面	機能的・構造的 統合性 生活機能	活動 参加	促進因子	非該当
否定的側面	機能障害 （構造障害を含む） 障害	活動制限 参加制約	阻害因子	非該当

15

当事者主体の地域包括ケアとナショナル・ミニマム

（猪飼（2011））

「（前略） 生活モデルによって問題を把握して生活支援を行う場合、ナショナルミニマムという戦後の社会保障政策が生存権保障を実行する上で主要な役割を果たしてきた水準概念を放棄しなければならないということである。生活モデルにおいては、生活の質に関わる要素は、それが資源としてあるということに焦点が置かれているのではない。それが資源としてどのように機能するかということに焦点が置かれている。そしてその機能は、他の要素との関係の中で決定されるという意味において状況依存的である。つまり、生活モデルにおいては、最低限の生活要素（いかなる状況においても生活に不可欠な資源として不変の機能を有する要素）の成立は特殊なケースにすぎない。とすれば、生活モデルに基づいて生活を支援するにあたっては、生活資源のエコロジーにおける状況依存的機能を理解することが、それが有効な支援たり得るためにもっとも必要なことであり、普遍的により最低限的な要素を見出すことではないということにならざるをえない。かくして、生活モデルに基づく生活支援は、それがさしあたり目指す生活水準にかかわらず、生存権保障的ではないということになるのである。」

⇒①当事者のケアを支えうる「資源」自体の存在（供給）

②その資源の有機的連関を通じて、当事者のケアが包括的・連続的に行われるという機能の発揮

16

地域包括ケアの検討 （当事者をとりまく資源の有機的連関の把握）

エコマップの一例

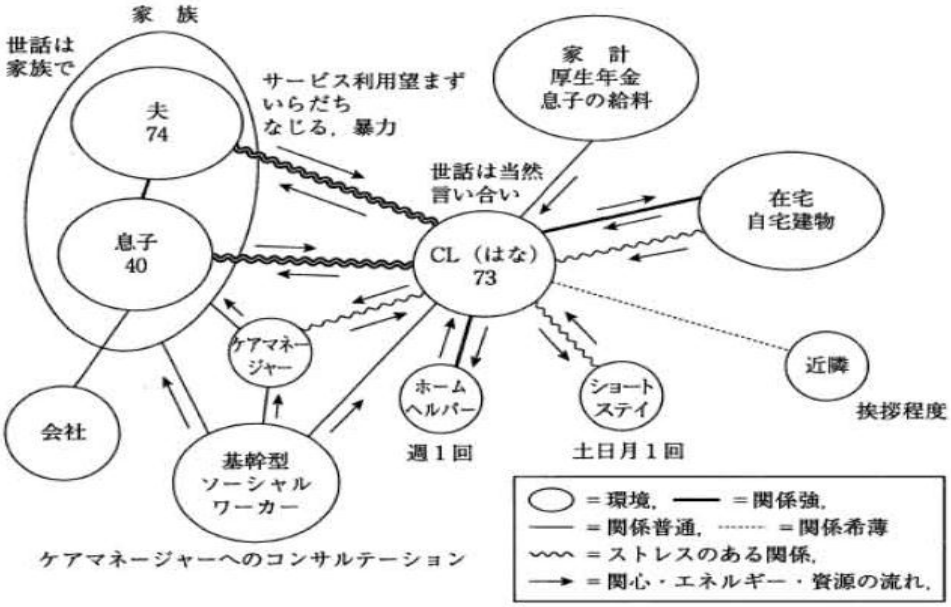

猪飼（2011）p.10より

17

現物（サービス）給付を通じたQOLの確保と財政需要

現物(サービス）給付の難しさ

①サービスの個別性・多様性 （きめ細かいニーズへの対応）
②サービスの状況依存性　　（状況に応じた柔軟な対応）
③充足に際して目標を設定することの困難性 （できるところからやっていくという対応）

⇔所得保障におけるナショナル・ミニマム
　一定の現金給付を通じた、購買機会の保障。財政支出水準と結果が明快。
※いまや生活保護の領域においても、自立支援(就労支援、日常生活支援、社会参加支援）事業が実施されており、現金給付だけで安心な暮らしの確保は難しい。

※施設整備、人材確保等が、個別・多様なニーズに柔軟に対応できるサービス給付につながるかどうかは分からない。財政運営の効率化の議論が当てはまりにくい。
※財政需要額の算定も人口や人口密度などを尺度としたものとならざるを得ない。

18

地域包括ケアシステムがもたらすもの

（1）施設ごとに供給するサービスが異なるという機能分離の仕組みが、必ずしも効率的にはならない場合があり、地域の中で、保健・医療・介護・福祉を総合的に支える仕組みを構築するという考え方もありうる。（特に規模の経済性が働きにくい町村部）

（2）当事者の「自己決定権」を前提とした仕組みであるが、すべての個人が、自己決定の能力を保有しているというわけではなく、成年後見制度などの仕組みが機能していくことが求められる。

（3）あらゆるケアの領域について、価格付けを行い、取引によるサービス供給を行うとすれば、その費用負担は現状よりもはるかに大きなものとなることが予想される。

(⇔ケアにかかわる人々の対価（賃金水準）をどう見積もるかという問題にかかわる。）

（4）地域コミュニティの紐帯にほころびが生じており、地域のつながりが希薄化しているにもかかわらず、ケアを地域住民の顔の見える関係に委ね、財政支出の軽減を期待する声も根強い。地域のなかで、顔の見える関係を強化し、ケアの仕組みを支えるソーシャルキャピタルを強固にすることは可能か。それには何が必要か。

（5）個々の当事者の、その時々の状況に応じたケア

⇒不定型で柔軟にサービスを提供できる体制づくりが必要

⇔行政が苦手とする領域（robustness）：成果が見えにくく、分かりづらいこともあり、予算化しづらい。

19

厚生労働省資料にみる地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムについて

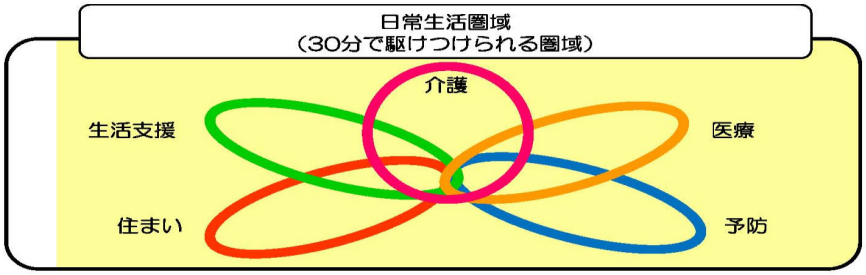

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】
地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

①医療との連携強化
・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施
②介護サービスの充実強化
・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化
③予防の推進
・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進
⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）
・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

個々のサービスを積み上げ、重ねあわせることで包括ケアを達成しようというパッチワーク型の発想。だが事業費を積み上げて予算化しやすい。

20

これからの地域包括ケア体制の粗いイメージ（案）

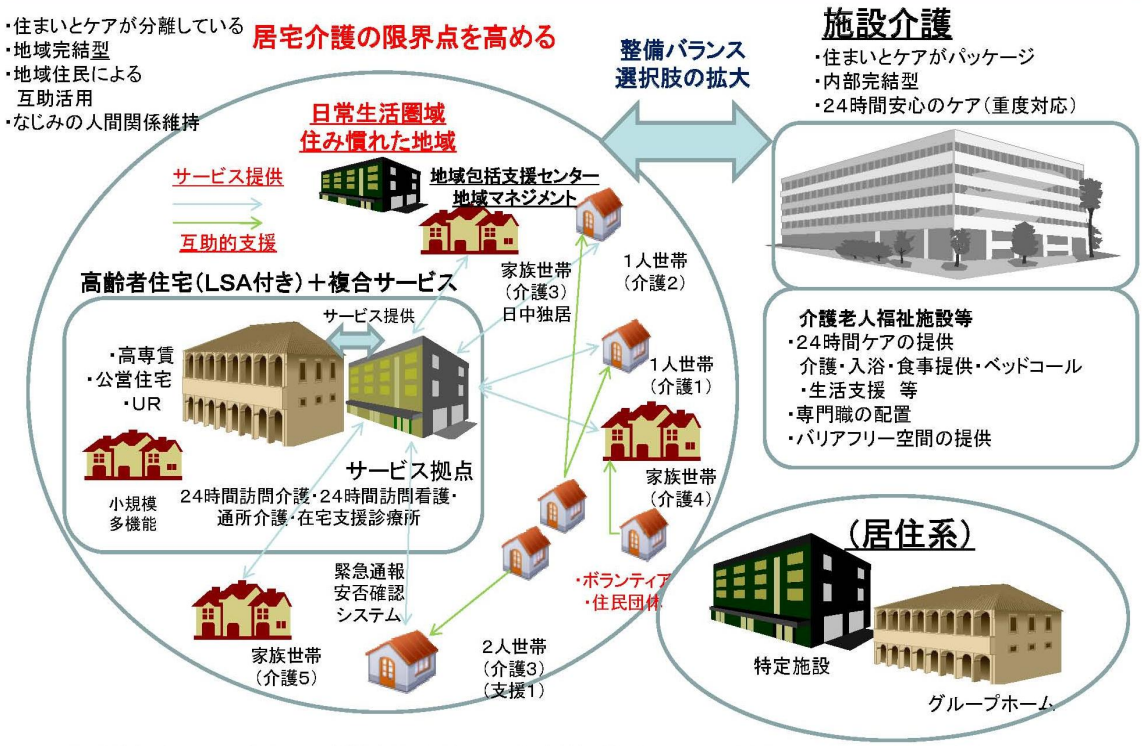

※施設において提供される各種生活支援サービスは地域においても不可欠。介護サービスに加えて見守り・配食・安否確認ITシステム・地域送迎等をシステム化して、地域包括ケア体制へ。

○個々の施設の機能と役割が明確　　厚生労働省資料

21

地域包括支援センター設置数（厚生労働省資料より）

	H22調査（平成22年4月末）	H21調査（平成21年4月末）	H20調査（平成20年4月末）	H19調査（平成19年4月末）	H18調査（平成18年4月末）
センター設置数	4，065箇所	4，056箇所	3，976箇所	3，831箇所	3，436箇所
設置保険者数	1，589保険者	1，618保険者	1,657保険者	1，640保険者	1，483保険者
	（100．0%）	（100．0%）	（100．0%）	（98．2%）	（87．8%）
未設置保険者数	0保険者	0保険者	0保険者	30保険者	207保険者

○ブランチ設置数：2，445ヶ所

○サブセンター設置数：381ヶ所

ブランチ：地域住民から相談を受け、集約したうえで、地域包括支援センターにつなぐ窓口

サブセンター：包括的支援事業の総合相談支援業務等をおこなう十分な実績のある在宅介護支援センター等

◎センター設置数は増えているが、地域によって、センターの業務に違いがあり、また担当者によっても、ケアの方法は異なる。

22

地域包括支援センター設置主体　（直営29．7%、委託69．1%）

設置主体	Ｈ２２調査（平成22年4月末） 箇所	割合	Ｈ２１調査（平成21年4月末） 箇所	割合	Ｈ２０調査（平成20年4月末） 箇所	割合	Ｈ１９調査（平成19年4月末） 箇所	割合	Ｈ１８調査（平成18年4月末） 箇所	割合
直　営	1,208	29.7%	1,279	31.5%	1,409	35.4%	1,392	36.3%	1,265	36.8%
うち広域連合等の構成市町村	148	3.6%	130	3.2%	118	3.0%	112	2.9%	86	2.4%
委　託	2,810	69.1%	2,729	67.3%	2,567	64.6%	2,439	63.7%	2,171	63.2%
社会福祉法人(社協除く)	1,504	37.0%	1,445	35.6%	1,366	34.4%	1,277	33.3%	1,085	31.6%
社会福祉協議会	526	12.9%	524	12.9%	467	11.7%	447	11.7%	427	12.4%
医療法人	482	11.9%	463	11.4%	448	11.3%	436	11.4%	396	11.5%
社団法人	91	2.2%	92	2.3%	87	2.2%	86	2.2%	76	2.1%
財団法人	63	1.5%	70	1.7%	70	1.8%	68	1.8%	70	2.0%
株式会社等	66	1.6%	64	1.6%	63	1.6%	58	1.5%	50	1.5%
NPO法人	23	0.6%	23	0.6%	21	0.5%	21	0.5%	14	0.4%
その他	55	1.4%	48	1.2%	45	1.1%	46	1.2%	53	1.5%
無回答	47	1.2%	48	1.2%	－	－	－	－	－	－
計	4,065	100.0%	4,056	100.0%	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%

○行政であれば、当事者への直接訪問も、措置権の行使も可能。（アウトリーチが容易）
○年金、消費生活相談、納税等における役所内部の連携も図りやすい。

地域包括支援センター職員配置状況

人数	Ｈ２２調査（平成22年4月末） 箇所	割合	Ｈ２１調査（平成21年4月末） 箇所	割合	Ｈ２０調査（平成20年4月末） 箇所	割合	Ｈ１９調査（平成19年4月末） 箇所	割合	Ｈ１８調査（平成18年4月末） 箇所	割合
12人以上	296	7.3%	265	6.5%	172	4.3%	133	3.5%	52	1.5%
9人以上～12人未満	263	6.5%	285	7.0%	185	4.7%	149	3.9%	73	2.1%
6人以上～9人未満	783	19.3%	716	17.7%	478	12.0%	413	10.8%	236	6.9%
3人以上～6人未満	2,380	58.6%	2,389	58.9%	2,600	65.4%	2,596	67.8%	2,546	74.1%
3人未満	339	8.3%	401	9.9%	541	13.6%	540	14.1%	529	15.4%
計	4,061	100.0%	4,056	100.0%	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%

厚生労働省資料より

23

愛媛県松前町、久万高原町の事例

- 松前町（まさきちょう）

人口31,442人（2008年）
高齢者数・高齢化率
7,363人　23.3%(2008年）
面積　20.32㎢

- 久万高原町（くまこうげんちょう）

人口10,776人(2008年）
高齢者数・高齢化率
4,595人　42.6%(2008年）
面積　583.66㎢

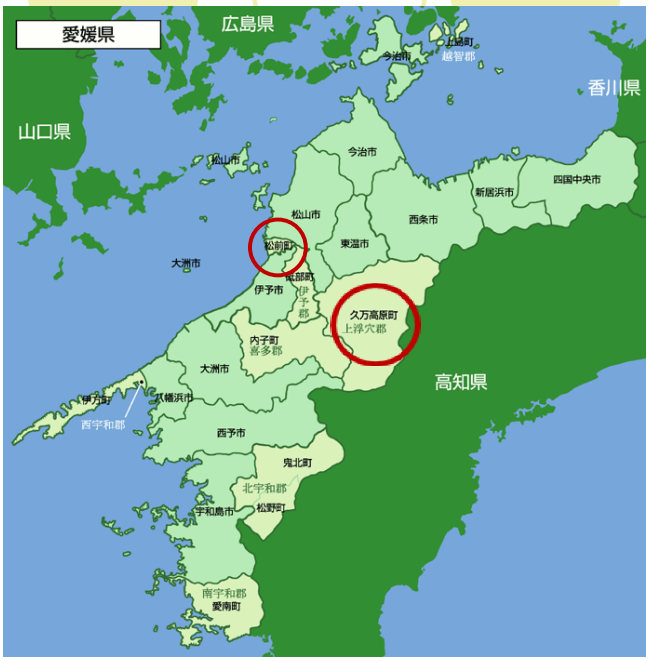

24

事例1：愛媛県松前町

1955年、（旧）松前町、岡田村、北伊予村が合併して松前町へ
・岡田地区（古くからの猟師町）、松前地区は高齢化率が高い
・北伊予地区は松山のベッドタウンとして開発が進み、子育て世帯が流入する地域
・地区(集落）別高齢化率分布（15～35%）、独居率分布（2～23%）
・第1号保険料率（標準月額　第4期）　4400円

地域包括支援センター　町の直営（職員3名）うち1名は民間事業所職員を抜擢
・「65歳以上のあらゆるケアを担う」ワンストップ行政（生活保護については県が実施）

・地元で事業所を運営する4つの法人（うち1つは社協、1つは医療法人）との連携・協働のシステムを介護保険制度立ち上げの時期から創り上げてきた。
　介護保険法の勉強会⇒それぞれが個性を発揮することで、競合しづらい事業所相互の関係構築を推奨　⇒「在宅介護支援センター」としての機能を事業所に担ってもらい、つねに情報を共有し、町内高齢者の状況をきめ細かく把握⇒現在は「ブランチ」として機能
（ブランチはあくまでも個々の事業所のことである。地区ごとに担当事業所を分けている訳ではない。）

25

〇運命共同体として、一体的に地域の介護事業を担う事業所と、それを束ねる地域包括支援センターとの濃い関係

※各事業所のケアマネが地域包括支援センターで定期的に実施する連絡会議に出席
（それぞれが抱える困難処遇ケースを報告し、ケース検討会を行うことも多い。）
※地域包括支援センターに、個々のケアに関する情報がストックされる。
※「ケアマネジャー、ヘルパーの間での情報共有と連携が図られ、風通しがよくなることで、町全体で若手専門職を育成する場が形成されている。若い職員の離職が他に比べると少ないという効果もみられる。」（地元出身でない若者も参入している。）
※「各事業所がそれぞれの得意分野を把握しているため、自分のところに依頼が来ても、他の事業所にケアプラン作成を回すこともよくある。」

※こうしたネットワークが効果的に機能する例
高齢者虐待通報⇒「地域包括」に連絡　⇒一時保護のための空きベッド提供依頼
⇒地域包括支援センター職員による措置

26

※要支援だがサービス利用がない人については、地域包括支援センターに代わってブランチの職員が訪問（1軒1か月につき4200円＋固定経費月額5万円）

※事業所の経営

「地域包括ケアの部分を取り出せば、民間事業としては採算が取れているとはいえない。だが、地域で一体となって関係を構築しておくことにより、他の事業者の参入、利用者の松山などへの流出はそれほど起こらない。また要介護者の施設での受入れの際に、利用者の状況をきめ細かく把握できているので、対応しやすいという利点もある。施設で収入を得て、訪問は諸々含めれば赤字。」

※地域包括支援センターの歳出

土日もなく1年365日対応で、多様な地域支援事業を展開しているにもかかわらず、地域支援事業全体の経費は介護給付費総額の2%強（3%には達していない）。介護予防事業については支出可能額6～7割程度である。（包括支援事業、任意事業についてはほぼ上限まで実施。）

「今の地域包括支援センターは、本来なら6人程度の職員数で行うだけの事務を、3人体制でこなしており、介護予防事業を上限まで実施することは、マンパワーの観点から難しい。」

⇒必要なのは事業費よりも職員人件費。センター自体の民間委託は考えられない。虐待発見時の措置や、その他事務との連携を考えると、委託では非効率になる。

27

事例2：愛媛県久万高原町

2004年、久万町、面河村、美川村、柳谷村が合併して誕生した町。面積は県内最大で冬には雪も降る中山間地域

・町の中心部から外れの集落まで車で1時間以上必要。

・第1号保険料率（標準月額　第4期）　4500円

・地域包括支援センターは町直営。2名の職員を配置（1名は民間事業所からの転職者）

・ブランチを3か所、サブセンターを2か所設置し、基本的には旧町村をベースに対応

・月に1度町全体での地域ケア会議を開催。（地域包括支援センター、保健センター、事業所、民生児童委員、消防などが集まる。）

・各地区ごとに「担当地域ケア会議」を開催。事業所、在宅介護支援センター、開業医、民生児童委員、派出所、など関係者が集まって情報交換・共有。その際、処遇困難ケースについては援助チームを結成することもある。

〇高齢者の権利擁護

・地元の司法書士、弁護士が限られており、成年後見まで対応できないことから、地域包括支援センターや社会福祉協議会として対応する必要性が出てきた。（虐待、ネグレクト、経済的な問題）。社協でクーリング・オフの手続きもマニュアルを見ながら実施。

・アウトリーチをかけていくことで、掘り起こしをかけていく。地域包括支援センターと社会福祉協議会が情報共有、連携を図りながら対応する。

28

久万高原町において地域支援事業として取り組んだこと （保険給付費3%上限予算）
年間約4300万円

- 包括支援事業
  ◎総合相談事業　年間2380件（平成22年度）
  ◎権利擁護事業
  高齢者虐待、消費者被害、悪徳商法の実例、成年後見制度等について、町民に周知
  成年後見制度の活用促進、虐待への対応
  ◎包括的・継続的マネジメント事業
  居宅サービス計画確認と助言（100件程度）
  ケアマネジメント実践のためのスキルアップ研修開催
  ◎介護予防ケアマネジメント事業
  特定高齢者の選定、介護予防教室の開催、アセスメント、予防プラン作成・・等

- 地域連携推進事業
  ◎地域ケア会議開催
  ◎社会福祉協議会との連携・協働
  ◎地域型在宅介護支援センターとの連携・協働
  ◎介護相談員派遣事業

- 指定介護予防支援事業
  ◎給付管理、介護報酬の請求確認、介護予防プラン確認　等

29

[切り分けが難しいケース]

- 一つの世帯の中で（高齢、障害、児童などの）複数の困難ケースが混在しており、そのなかで問題が複雑化しているケースが見られる。地域包括支援センターだけでは処遇が難しいケースについては、総合的にケアすることが必要だが、それぞれ人員や財源が縦割りになっており、調整が難しいこともある。地域ケア会議で議論するが、高齢者介護（保険制度）の枠組みをはるかに超えていることもしばしば。

- 要支援については、従来のように、要介護と同様、ケアマネジャーがケアプランを策定する仕組みのほうがきめ細かい対応が図れる。要介護認定についても、日々当事者と接しているケアマネジャーのほうが、的確に要介護度を判定できるという実態があり、認定審査に疑問を感じることもある。

[ケアマネジャーの育成]

- ケアマネジャーにマイクロカウンセリング、面接援助技術などの講習会を受講してもらうことで、技能が向上している。人材育成のための補助事業はケアの質の向上には重要である。

30

地域包括ケアシステムの運営に関する財源

- 地域支援事業の財源： 市町村の一般財源以外に、1号保険料20%、さらに2号保険料、国・都道府県から賄われる(地域支援事業交付金)。ただし、事業費の上限は、保険給付費の3%まで。(事業費が高齢者の第1号保険料率に影響する仕組み)
- 「定期的な連絡会議」、「見守りのための訪問」と「情報共有」、「権利擁護」など、きめ細かいケアとその仕組みを構築するための財政需要をどう見積もるか。

○地域支援事業交付金(h22年度予算698億円)

他の国の補助制度

○地域支え合い体制づくり事業(平成22年度補正)（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し、総額200億円　補助率10/10）（○生活・介護支援サポーター養成事業も↑この中で実施）

○市町村地域包括ケア推進事業

(h22年度　基本事業について50自治体程度を募集し、43自治体で実施)

(基本事業800万円　IT化推進事業1000万円、集合住宅等への総合支援2000万円／件)

○生活介護支援・サポーター養成事業(h22年度予算　25億8500万円　人口規模等で市町村配分)

○地域包括ケア推進指導者養成事業

○地域包括支援センター職員研修等研修事業(事業仕分けで補助金は廃止)

○24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業

⇒ケアのための情報システム構築、情報収集、民間企業やNPO等の事業立ち上げなどに対する補助制度はあるが、恒常的なケアのネットワークを構築・維持するための財源ではない。

(期間限定事業費補助金)

31

社会保障と税の一体改革にみる地域包括ケア

介護サービスの改革　～地域包括ケアの確立～

今後の急速な高齢化の進展や、単身・高齢者夫婦のみの世帯増加のなかで、高齢者の尊厳を保持し、自立支援を一層進めて行く介護サービス提供体制の実現に取り組むため、
①「地域包括ケアシステム」(※)の確立のための在宅サービス等の充実
※日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される体制
②介護予防の推進、重度化予防等の高齢者の自立に資する給付への重点化
等に取り組む。

所要額（公費）
2015年
０．１兆円程度
重点化に伴う
マンパワー増強
0.2兆円程度

＜現状＞

- ○ 高齢化の進展に伴い、介護保険制度の給付費は急増
  12年度3.6兆円 → 22年度7.9兆円
- ○ 一方、サービス間や医療・住宅等の他の施策との連携が不十分。
- ○ 都市部での高齢化等により単身・夫婦のみの高齢者世帯は一層増加。
- ○ 今後、更なる増加が見込まれる認知症高齢者に対するサービスの質・量が不十分。
- ○ ケアマネジメントも含め、サービスが必ずしも利用者の自立につながっていないとの指摘。

充　実

＜改革の具体策＞

- ○ **地域包括ケアシステムの確立**を図るため、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の在宅サービスの充実、ケアマネジメントの機能強化、医療との連携強化を推進。
- ○ 小規模多機能型居宅介護やグループホームの拡充により、**認知症への対応を強化**。
- ○ 施設について、ユニット化等の**個別ケアを推進**。

（合わせて2,500億円程度）

- ○ サービスの充実を支える**介護職員の処遇の改善**。　（2,400億円程度）

重点化・効率化

＜改革の具体策＞

- ○ 介護予防の推進、機能訓練等の重度化予防に資する給付への重点化等により、**要介護者数の減少**を図る。
- ○ 地域包括ケアシステムの実現により、重度者を含む要介護高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とし、**在宅への移行**を図る。

（合わせて▲1，800億円程度）

○要介護者数減少、在宅への移行をどう実現するか
○2次予防に関するエビデンスの弱さ
○事業費ベースの積上げ式で、社会保障給付に基づいて消費税配分して、「地域包括ケアシステム」に要する財源は確保されるか。(⇔地方財政計画にみる財政需要)

32

小括

- 地域包括ケアシステムの構築には、ケアに必要な施設や設備のほか、専門性を持った人材、多様なサービス（資源）を当事者のニーズにあわせて配分し、きめ細かい対応を行うことができる柔軟な供給体制が必要。
- 地域包括ケアシステムが、人々のQOLの引き上げを目指すならば、サービス量の確保だけでは、必ずしも目標を達成できるとは限らない。
- サービス（資源）の情報を把握し、利用希望者のニーズも把握しながら、それを結びつけるコーディネーターの存在が重要である。
- 専門家とコーディネーターの育成と、彼らの所得水準の確保が、地域包括ケアの担い手確保には必要。インフォーマルセクターを通じた相互扶助に頼ることが難しいとすれば、その費用負担のあり方が模索されなくてはならない。⇒地域ケア（＋食料・エネルギー生産等）で食べていける仕組み
- おおよそ3分の2の自治体で地域包括支援センターの運営を委託しているが、サービス（資源）の情報、住民の情報を把握し、アウトリーチをかけることのできる行政の役割は大きい。（保健師、ケアマネジャーなど。）行政職員としてのコーディネーターの確保も考えられる。
- 現行の介護保険制度の下では、保険給付費の3％相当を地域支援事業とすることが可能となっているが、その費用の一部に1号保険料が含まれており、高齢者の保険料率に影響するシステムとなっている。

  ⇒給付と負担の仕組みの検討が必要。今後の課題

33

主要参考文献

- 長寿社会開発センター編（2011）『地域包括支援センター業務マニュアル（改訂版）』長寿社会開発センター
- 猪飼周平（2011）「地域包括ケアの社会理論への課題　－健康概念の転換期におけるヘルスケア政策」『社会政策』第2巻4号
- 地域包括ケア研究会編（2010）『地域包括ケア研究会報告書』三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
- 中村康子（2007）「社会福祉制度の改正と権利擁護事業～介護保険制度改正を通して～」『人間福祉研究』10号pp.13-27
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国地域包括・在宅介護支援センター協議会編（2011）『地域包括支援センター等による地域包括ケアを実践するネットワークの構築の進め方に関する調査研究事業報告書』
- 厚生労働省（2011）「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（2011年2月22日）」
- 京都府保険医協会編（2011）『国がすすめる「地域包括ケア」を考える』かもがわ出版
- 川越雅弘（2008）「わが国における地域包括ケアシステムの現状と課題」『海外社会保障研究』162号,pp.4-15国立社会保障人口問題研究所

34

消費税率引き上げの留意点
～国際比較から見た消費税～

明治大学政治経済学部
星野　泉

表1　GDP比国民負担率と租税負担率の動向（OECD諸国平均と日本）

GDP比 負担率（％） ＼ 国 年			OECD諸国平均				日本			
			1980	1990	2000	2008	1980	1990	2000	2008
国民負担率			30.9	33.7	36.0	34.8	25.4	29.1	27.0	28.1
	租税負担率		23.8	25.9	26.9	25.8	18.0	21.4	17.5	17.3
		個人所得課税	10.1	10.4	9.6	9.0	6.2	8.1	5.7	5.6
		法人所得課税	2.3	2.6	3.6	3.5	5.5	6.5	3.7	3.9
		財・サービス課税	9.8	10.5	11.1	10.8	4.1	4.0	5.2	5.1
		うち一般消費課税	4.6	5.9	6.6	6.8	__	1.3	2.4	2.5
	社会保障負担		7.1	7.8	9.1	9.0	7.4	7.7	9.5	10.9
		雇用主負担	4.6	4.7	5.5	5.2	3.8	3.7	4.4	5.0
		雇用者負担	2.3	2.7	3.1	3.3	2.6	3.1	4.0	4.8

出典　*Revenue Statistics 1965-2009*,OECD,2010.
注　OECDの統計は分母が日本の財務省統計のように国民所得でなくGDPであるが、この表では、社会保障負担を含めたものを国民負担率、除いたものを租税負担率とした。

表2　GDP比国民負担率と租税負担率
OECD、日本、スウェーデン、デンマーク　2008年

GDP比 負担率（％） ＼ 国			OECD 諸国平均	日本	スウェーデン	デンマーク
国民負担率			34.8	28.1	46.3	48.2
	租税負担率		25.8	17.3	34.8	47.2
		個人所得課税	9.0	5.6	14.9	25.2
		法人所得課税	3.5	3.9	3.8	3.4
		財・サービス課税	10.8	5.1	12.8	15.6
		うち一般消費課税	6.8	2.5	9.4	10.1
	社会保障負担		9.0	10.9	11.5	1.0
		雇用主負担	5.2	5.0	8.7	0.0
		雇用者負担	3.3	4.8	2.7	1.0

出典、注とも　表1に同。

2

EUのVAT指令

基本的規定

財・サービスに対し最低15％の標準税率

第6次VAT指令のAnnex Hに限定列挙された財・サービス項目のみ、5%を下回らない1つか2つの軽減税率

交渉による例外

5％未満の超軽減税率、その究極の形であるゼロ税率

労働集約的サービス分野
家の補修、窓ふき、自転車修理、理容、
最近ではレストランやケータリング業

過渡的軽減税率（12％以上）
燃料、ワインなど

3

表3　EUのVAT税率　　2011年7月現在

国	ゼロ税率	超軽減税率	軽減税率	標準税率	過渡的軽減税率
Belgium	あり		6,　12	21	12
Bulgaria			9	20	
Czech Republic			10	20	
Denmark	あり		-	25	
Germany	-		7	19	
Estonia	-		9	20	
Greece			6.5,　13	23	
Spain		4	8	18	
France		2.1	5.5	19.6	
Ireland	あり(食)	4.8	9,　13.5	21	13.5
Italy	あり	4	10	20	
Cyprus	-		5，　8	15	
Latvia	-		12	22	
Lithuania	-		5，　9	21	
Luxembourg		3	6，　12	15	12
Hungary	-		5，　18	25	
Malta	あり(食)		5,　7	18	
Netherlands	-		6	19	
Austria	-		10	20	12
Poland			5,　8	23	
Portugal	-		6，　13	23	13
Romania			5，　9	24	
Slovenia	-		8.5	20	
Slovakia	-		10	20	
Finland	あり		9，　13	23	
Sweden	あり		6，　12	25	
United Kingdom	あり(食)		5	20	

出典　*VAT Rates　Applied in the Member States　of the European Union,* 7,2011.
注　ゼロ税率採用の「あり」の国のうち、「あり(食)」は食料品にも適用されていることを示す。

4

EUの税率設定　　2011年7月現在

標準税率

EU内では、15%～25%

平均標準税率　20.7%（OECDの平均は17.7%）

軽減税率

EU規定は5%以上（デンマーク以外が設定）

税率は1段階か2段階で設定　5～18%

平均軽減税率　8.62%

5

超軽減税率とゼロ税率

超軽減税率（規定外の軽減税率）

5か国が採用　平均3.58%

【摘要の例】

ルクセンブルグ 3%の設定項目が多い	イタリア	スペイン
• 食料品 • 子供用衣類 • 書籍 • 水　　など	• 食料品 • 書籍	• 食料品 • 書籍

ゼロ税率

3か国が採用
（イギリス、アイルランド、マルタの旧あるいは現英連邦）
他の国ではかなり限定的

6

ゼロ税率について

【摘要の例】

イギリス アイルランド	マルタ	ゼロ税率を採用しているその他の国
• 食料品 • 子供用衣類 • 書籍　など	• 食料品	• 新聞 • 公共料金 • 水 • 薬　など

イギリス、アイルランドでゼロ税率となっている子供用衣類は、他国では軽減税率としている国もそれほど多くはなく、ほぼすべて標準税率適用。

国際比較の観点からは、食料品をどう取り扱うかということになる。

7

表4　全課税ベースに占める各税率適用課税ベースの割合　　2000年

	ゼロ税率	超軽減税率	軽減税率	標準税率	一時的軽減税率
ベルギー	0.6	-	26	73	0.6
デンマーク	0	-	-	100	-
ドイツ	-	-	14	85	-
ギリシャ	-	2	35	62	-
スペイン	-	10	44	46	-
フランス	-	4	25	71	-
アイルランド	12	0	37	50	n.a
イタリア	-	12	29	58	-
ルクセンブルク	-	24	3	47	26
オランダ	-	-	26	74	-
オーストリア	-	-	27	72	-
ポルトガル	0	-	37	63	-
フィンランド	1.5	-	21	78	-
スウェーデン	2	-	21	77	-
イギリス	19	-	3	78	-
平均	6	9	25	67	-

出典 Alexandre Mathis ,*Taxation papers － VAT indicators*, Working paper No 2 /2004
EUROPEAN COMMISSION, 2004.

8

1996年、1998年、2000年の変化

全体的には税率毎の課税ベースの変化は少ないが、
変化幅が大きい国が4つ。

アイルランド

ゼロ税率が16.4%から12.4%へ、標準税率も3ポイント下落して、
その分が軽減税率に振り替わっている。

スペイン

標準税率から軽減税率へ

ルクセンブルク

標準税率と超軽減税率が減って過渡的軽減税率（12%）が増え
それぞれ5%前後の移動。

ギリシャ

軽減税率から標準税率へ移動した

＊唯一ギリシャを除けば、高い税率でも低い税率でもない10%
前後の税率相当する部分が少しずつ増えていく傾向がある。

9

表5　主要国の付加価値税標準税率と実際の負担状況　　2008年　（%）

	GDP比一般消費課税負担率(A)	付加価値税標準税率(B)	(A)/(B)	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞの税率換算税率	日本の税率換算税率	ﾃﾞﾝﾏｰｸの税率換算税率	ｲｷﾞﾘｽの税率換算税率
ハンガリー	10.3	20	0.515	15.3	20.6	25.5	28.1
デンマーク	10.1	25	0.404	15.0	20.2	25	27.6
スウェーデン	9.4	25	0.376	14.0	18.8	23.3	25.7
アイスランド	9.1	24.5	0.371	13.5	18.2	22.5	24.8
フィンランド	8.4	22	0.382	12.5	16.8	20.8	22.9
ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	8.4	12.5	0.672	12.5	16.8	20.8	22.9
ノルウェー	7.3	25	0.292	10.9	14.6	18.1	19.9
フランス	7.3	19.6	0.372	10.9	14.6	18.1	19.9
ドイツ	7.1	19	0.354	10.6	14.2	17.6	19.4
アイルランド	7.0	21	0.333	10.4	14.0	17.3	19.1
イギリス	6.4	17.5	0.366	9.5	12.8	15.8	17.5
イタリア	6.0	20	0.3	8.9	12.0	14.9	16.4
カナダ	4.3	5	0.86	6.4	8.6	10.6	11.7
オーストラリア	3.5	10	0.35	5.2	7.0	8.7	9.6
日　本	2.5	5	0.5	3.7	5.0	6.2	6.8

出典*Revenue Statistics 1965-2009*, OECD,2010,　*VAT Rates　Applied in the Member States　of the European Union*,2010より作成。
注
1　付加価値税標準税率は2008年1月1日現在。
2　ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞの負担率換算税率%は、各国負担率÷8.4（ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞの負担率）×12.5%
日本の負担率換算税率%は、各国負担率÷2.5（日本の負担率）×5%
デンマークの負担率換算税率%は、各国負担率÷10.4（デンマークの負担率）×25%
　イギリスの負担率換算税率%は、各国負担率÷6.6（イギリスの負担率）×17.5%

10

表6　主要国の付加価値税率とC効率性、VAT収入比率

	付加価値税標準税率(2010年)	C効率性（2003年）	VAT収入比率		
			1992年	2000年	2008年
アイスランド	25.5	49.2	0.63	0.59	0.54
デンマーク	25	51.6	0.55	0.60	0.62
スウェーデン	25	47.3	0.41	0.52	0.58
ノルウェー	25	52.5	0.52	0.67	0.57
フィンランド	22	52.9	0.54(1996年)	0.61	0.58
アイルランド	21	55.5	0.46	0.60	0.55
ハンガリー	25	41.3	0.30	0.53	0.57
イタリア	20	38.2	0.39	0.45	0.41
フランス	19.6	45.3	0.52	0.50	0.49
ドイツ	19	50.5	0.62	0.60	0.55
イギリス	17.5	46.4	0.48	0.48	0.46
ニュージーランド	12.5	96.4	0.97	0.98	0.98
オーストラリア	10	53.0	0.46(2000年)	0.46	0.49
カナダ	5(連邦)	66.5	0.44	0.67	0.74
日　本	5	65.3	0.69	0.70	0.67
OECD平均		52.9	0.53	0.58	0.58

出典　*Consumption Tax trends,2010*,OECD,2010,*Consumption Tax trends,2006*,OECD,2006より作成。

11

図1　スウェーデンのTAX GAP　　2005年

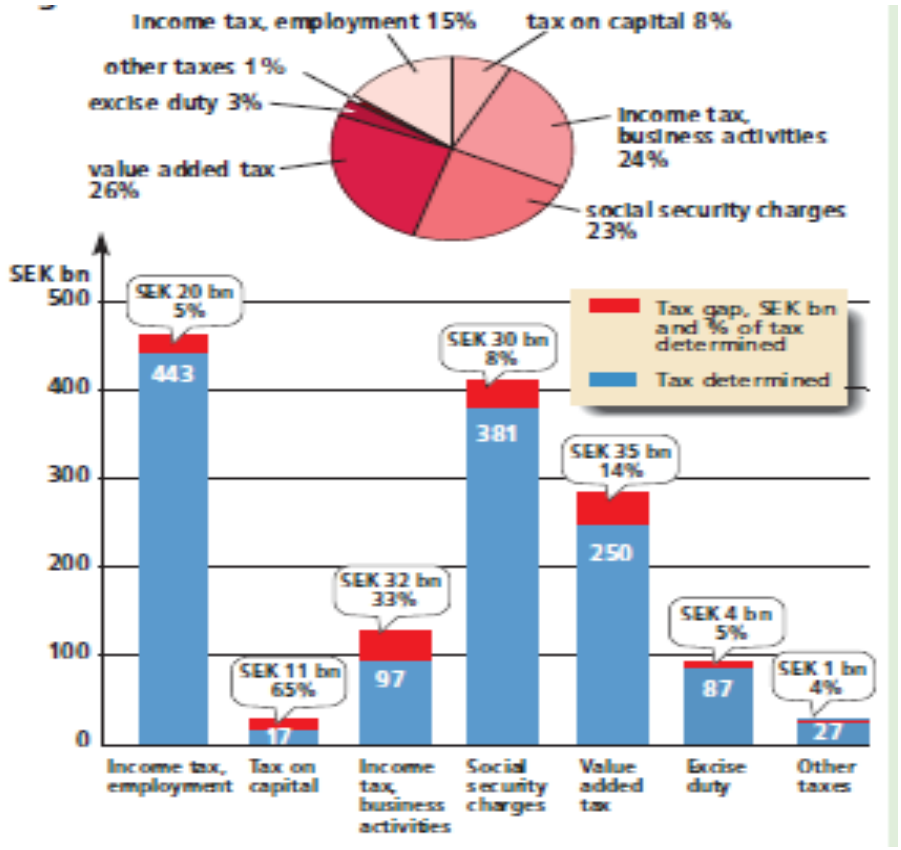

スウェーデンのTAX　GAP

スウェーデンの税ギャップ（脱税や租税回避）の規模：1,330億SEK

内訳

ブラックワーク（無申告など）が約半分
35%は国際的、国内的な取引

企業の規模などグループ別内訳

支払給与総額が100万SEK未満の零細企業におけるブラックワークが多く、税ギャップ全体の43%。

税種別

付加価値税の場合ギャップは約14%程度
割合的には少ないが、税収額が大きいことから金額的には350億SEKで、税種別ではトップ。

1992年に比べ2008年のVAT収入比率が上昇
これは、1991年に住民登録事務が教会から国税庁に移管され、背番号制のIT基盤データ化が促進されたことも影響しているか。

図2　標準税率とGDP比一般消費課税負担率

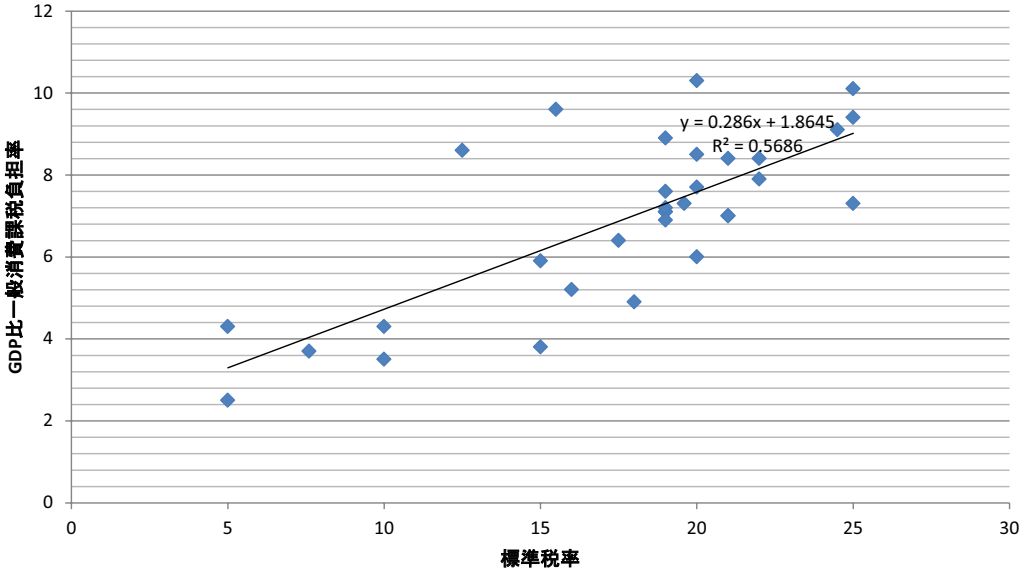

出典　*Revenue Statistics 1965-2009*, OECD, 2010,*Consumption Tax trends, 2010*, OECD,2010より作成。

14

図3　標準税率とGDP比税率1%あたり一般消費課税負担率

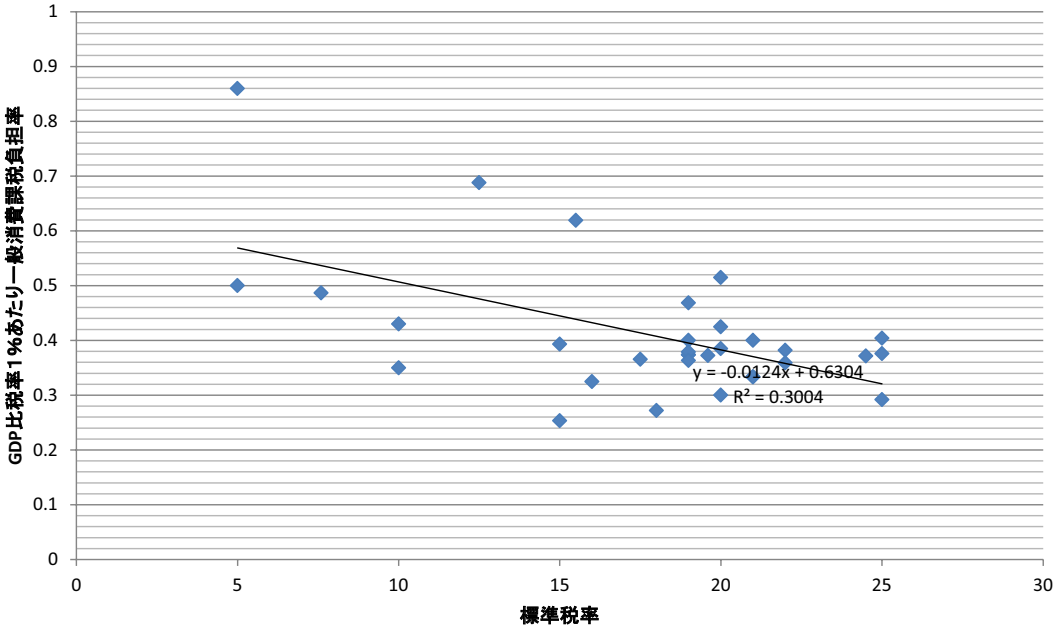

出典　図2に同。

15

図4　カナダGST/HSTクレジットの概要

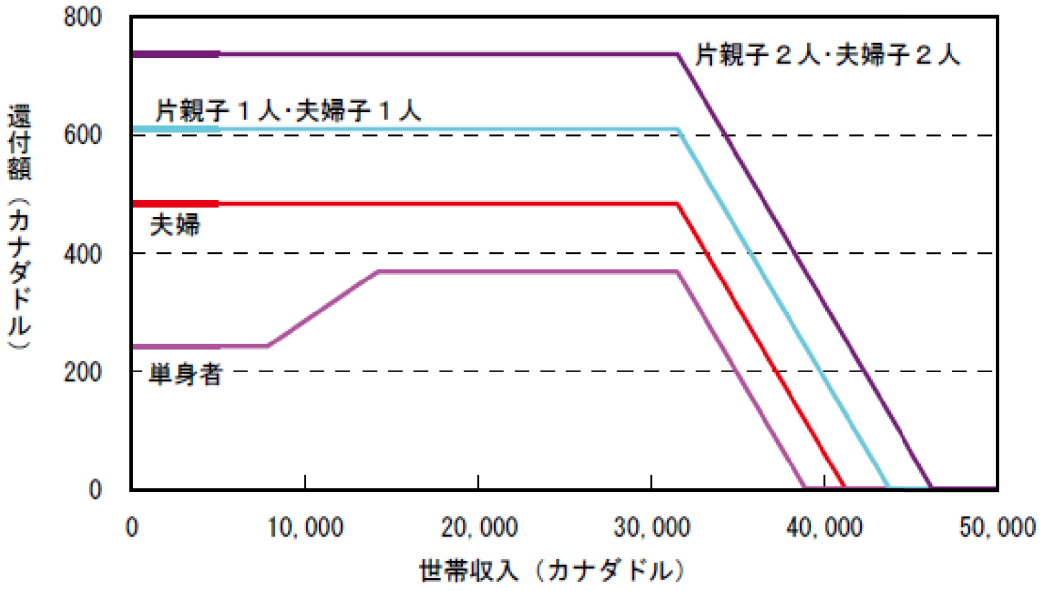

出典　鎌倉治子『諸外国の付加価値税（2008年版）』国会図書館調査及び立法考査局、2008年。
注　元の資料はCanada Revenue Agency資料より。

16

表7　制度上の標準税率と実質税率

	最終世帯消費に対する実質VAT税率	実質VAT税率	実際のVAT標準税率	実際のVAT標準税率と実質VAT税率のギャップ	同ギャップ標準税率に対する比率
Belgium	16.3%	16.9%	21%	4.1	19%
Denmark	Na	25%	25%	0	0%
Germany	14.1%	14.7%	16%	1.3	8%
Greece	12.6%	14.2%	18%	3.8	21%
Spain	10.8%	10.9%	16%	5.1	32%
France	14.7%	15.5%	19.9%(36)	4.4	22%
Ireland	16.0%	15.2%	21	5.8	28%
Italy	14.8%	15.0%	20%	5	25%
Luxembourg	10.5%	11.1%	15%	3.9	26%
Netherlands	13.3%	14.6%	17.5%	2.9	17%
Austria	16.5%	17.3%	20%	2.7	14%
Portugal	12.8%	13.2%	17%	3.8	22%
Finland	19.4%	19.9%	22%	2.1	10%
Sweden	20.2%	21.4%	25%	3.6	14%
United-Kingdom	13.9%	13.7%	17.5%	3.80%	22%
Mean	14.7%	15.9%	19.4%	3.5	19%
変動係数	19%	24.0%	16%	43%	45%
最低/最高	10.5%/20.2%	10.9%/25%	15%/25%	0%/5.8%	0%/32%

Source: Commission services

17

表8　軽減税率等採用によるGDP比収入減　2006年

グループ 減収率	国	ゼロ税率		軽減税率		超軽減税率	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
第1グループ 0.0～0.1	デンマーク	✔			✔		✔
	スロバキア		✔		✔		✔
第2グループ 0.1～0.4	エストニア、リトアニア、ラトビア、ドイツ	✔		✔			✔
第3グループ 0.6～0.9	チェコ、オーストリア、スロベニア、フィンランド、アイルランド	✔		✔			✔
	オランダ		✔	✔			✔
第4グループ 1.0～1.2	スウェーデン、ハンガリー、イギリス、ベルギー	✔		✔			✔
	フランス、スペイン、ルクセンブルク、イタリア	✔		✔		✔	
第5グループ 1.3～1.7	ギリシャ、ポーランド	✔		✔		✔	
	ポルトガル、キプロス、マルタ	✔		✔			✔

注　超軽減税率は2－4%、スロバキアの軽減税率なしは一時的

Note: In 2007 SK is introducing a reduced rate
Source: European Commission (2006b) and Copenhagen Economics

18

図5　可処分所得と食料支出の関係

19

可処分所得と食費の関係

所得1分位と5分位の間で
消費に占める食費の格差が小さい国
　デンマーク、スウェーデン、オランダ　6%程度

消費に占める食費の格差が大きい国
　ギリシャ、イタリア、ポルトガル　　12%を超える

＊所得格差と連動している。所得格差の小さい国では食費にも差がない。

20

消費税率引き上げの留意点

・負担緩和制度の導入は、内容によってはかなりの税収減になる可能性があり、それを見込んだ標準税率設定の必要。

・普遍主義社会システムをとれば消費税の負担緩和は大きな問題ではないが・・・。他の税の再分配効果が落ちている中では、消費税にも再分配効果、能力に応じた税にという発想。

・軽減税率等の検討項目はまず食料品。

・税源移譲と地方消費税について。

21

予算・決算統制における公会計制度の位置づけ：国際比較の視点から

関口　智（立教大学経済学部）

１．報告の背景

・地方公営企業連絡協議会委託調査事業への参加

→当初のオーダーは公営企業の会計制度自体の調査、次に業績指標の調査（結果は・・・）。

・従来の公会計制度論への疑問（補助資料①）：過剰なまでの期待感。

→認識法・測定方法、簿記法等の技術的議論が中心、さらに広義と狭義の混同。

日本の予算会計と公会計改革論

	公会計（広義）	
	予算会計	公会計(狭義) ″GAAP会計″
認識基準	現金主義(注1)	発生主義(注2)
簿記法	単式簿記	複式簿記(注2)

(注1)厳密には修正現金主義。

(注2)総務省改訂方式は、予算会計の数値を基礎に、決算統計からGAAP会計に近似した開示情報を作成。

(資料)関口智[2009]。

→決算統制に議論が集中し、予算・決算統制のリンクという意識がきわめて希薄

公会計制度の概念と統制レベル

	公会計（広義）	
	予算会計	公会計(狭義) ″GAAP会計″
予算統制	高	低
執行統制	中	中
決算統制	低	高

注：高・低は統制レベルを示す。

↓

概念の議論ではなく、現実の制度を利用して議論・検証すべき。

・予算循環の中での公会計制度の利用実態を国際比較したい。

→遠回りだがこれを財政制度分析にも生かすためには、狭義の公会計制度周辺の制度配置（予算制度、政府間事務配分の相違等）の相違を理解した、比較せざるを得ない。

２．報告の対象

・州・地方政府とその所有企業（公共企業体）の公会計制度。

・比較可能な国の大都市にあり、規模が大きく、比較可能な業種として公共交通を選択。

→スウェーデン（ストックホルム・ランスティング：SLL）とアメリカ（ニューヨーク州：NYS）の公共交通（SLL の SL、NYS の MTA）と政府本体の公会計制度

※財務諸表による財務分析や会計方針等は、補助資料②を参照。

３．スウェーデンの地方公会計制度：ストックホルム・ランスティング

（１）公会計制度の全体像：予算会計と GAAP 会計

ストックホルムランスティングの予算会計と公会計

	広義の公会計	
	予算会計	公会計(狭義) ″GAAP会計″
認識基準	発生主義	発生主義
簿記法	複式簿記	複式簿記

（資料）関口・木村・伊集（2010）。

（２）SLL と SL の統治構造

①全体像

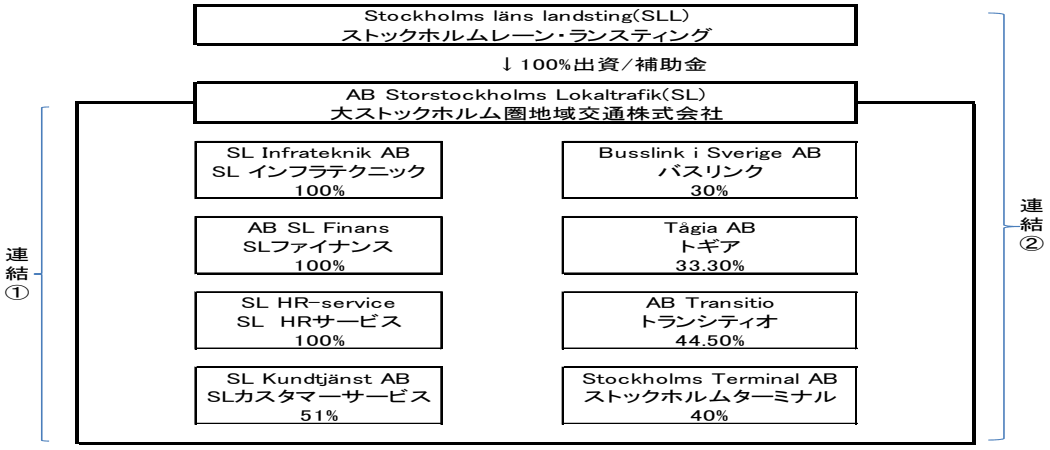

（資料）SL年次報告書より作成。

②統治構造

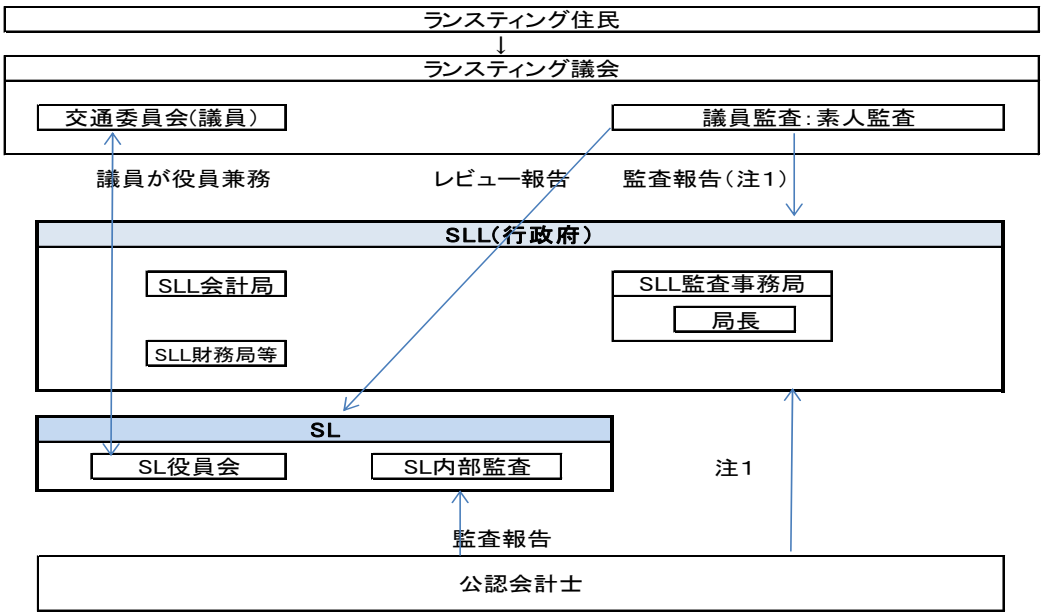

（注1）公認会計士はランスティングの年次報告書を直接監査しない（議員監査の補助者の役割）。
（資料）SLL監査事務局・SL・SLL議員ヒアリングより作成。

（3）SLL の予算循環と予算書・年次報告書

ランスティングの2009年度予算編成（2008年：イメージ）

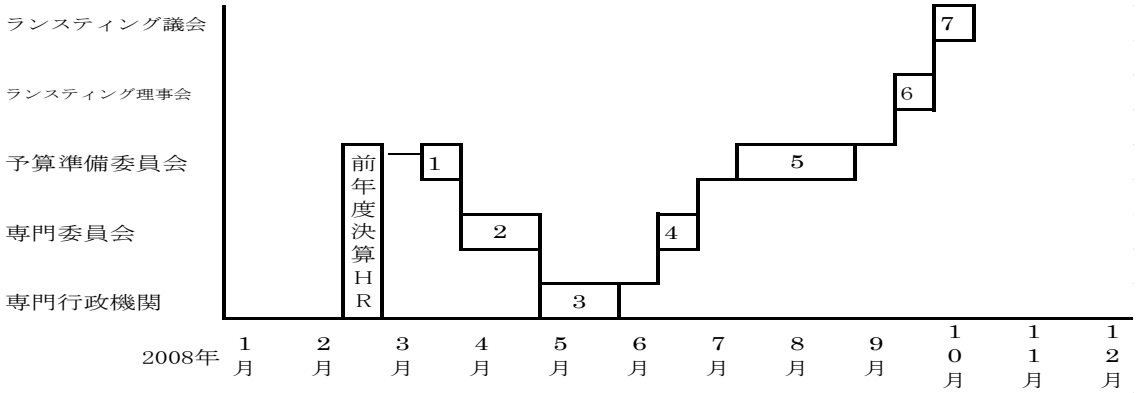

※決算日と監査（又はレビュー）報告書の受取日：適時性

SL は 2007.12.31→2008.3.10、SLL は 2007.12.31→2008.3.25

※次年度予算編成時に前年度決算実績と当年度決算見込（成果見込のみ）の取込み

（4）SLL の予算案

【表】SLLランスティング2009年度予算案（2008年11月8日公表）

成果報告書（ランスティング連結）　（単位：100万クローナ）

	2007	2008		2009	B09/B08
	実績	予測	予算	予算	変化
営業収入	12,497	13,376	13,066	14,106	8.00%
税収	48,712	51,376	51,278	53,503	4.30%
収入合計（①）	61,209	64,752	64,344	67,609	5.10%
人件費	△ 21,474	△ 22,762	△ 22,625	△ 22,904	1.20%
保健・医療・歯科（サービス）の購入	△ 10,848	△ 11,691	△ 11,231	△ 13,047	16.20%
交通（サービス）の購入	△ 8,430	△ 9,072	△ 9,039	△ 9,550	5.60%
その他の費用	△ 16,021	△ 16,843	△ 17,048	△ 16,916	−0.80%
営業費用合計（②）	△ 56,773	△ 60,369	△ 59,943	△ 62,415	4.10%
営業利益（減価償却前）：③＝①-②	4,436	4,383	4,402	5,194	
減価償却	△ 2,514	△ 2,659	△ 2,677	△ 2,858	6.80%
営業利益（減価償却後）	1,923	1,724	1,725	2,335	
財務収支（純）	△ 915	△ 1,224	△ 1,265	△ 1,518	
当期成果	1,008	500	460	818	
年間労働者	42,018	41,959	42,043	40,917	−2.70%

バランス予算（ランスティング連結）　（単位：100万クローナ）

	2007	2008	2009	2010	2011
	実績	予算	予算	計画	計画
固定資産	40,629	44,416	49,625	55,123	60,664
流動資産	7,878	6,990	6,990	6,990	6,990
資産合計	48,507	51,406	56,615	62,113	67,654
自己資本（前期末）	△ 632	376	876	1,693	2,273
当期成果	1,008	500	818	580	725
自己資本合計	376	876	1,693	2,273	2,998
引当金合計	13,260	14,160	15,096	16,006	16,933
長期負債	20,406	21,543	24,628	28,256	31,756
短期負債	14,465	14,827	15,198	15,578	15,967
負債合計	34,871	36,370	39,826	43,834	47,723
自己資本・負債合計	48,507	51,406	56,615	62,113	67,654

Stockholms läns landsting(2008),Fortsatt fokus på vården, trafiken och ekonomin,pp14−15.

→発生主義による。SL の予算書も掲載されている。

（５）SLL と SL の年次報告書（決算書）

①決算額の内訳

・ＳＬＬ予算と決算の差異の開示

SLL2007年度予算と2007年度決算（実績）　（百万SEK）

	実績		議会予算	差異
	2006	2007①	2007②	①－②
収入	58,571	61,312	60,306	1,006
支出	−60,720	−60,304	−59,794	−510
成果	−2,149	1,008	513	495

（資料）Stockholm County Council(2008)p56.

→共通の認識基準（発生主義）による予算額と決算額の差異

・ＳＬＬ決算書の政策別収支（交通政策及び医療政策等）の開示

SLLの事業勘定（2007年度）　（百万SEK）

	実績						予算		実－予	
	収入		支出		成果(①)		成果(②)		①-②	
	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008
ヘルスケア	67,752	72,726	−68,050	−72,663	−298	62	−263	54	−35	8
公共ヘルスケアサービス委員会（HSN）	38,231	40,932	−38,143	−40,713	88	219	0	0	88	219
ストックホルム・ランスティングにおける医療(SL	9,345	9,256	−9,295	−9,208	50	48	35	35	15	13
カロリンスカ大学病院	11,499	12,566	−11,857	−12,816	−358	−251	−270	0	−88	−251
南部病院株式会社	2,870	3,155	−2,897	−3,151	−27	4	−20	0	−7	4
ダンデリード病院株式会社	2,292	2,497	−2,357	−2,468	−65	29	−30	0	−35	29
ティーオフンドラ株式会社	630	1,339	−637	−1,338	−7	1	4	0	−11	1
セーデルテリエ病院株式会社										
聖エリック眼科病院株式会社	348	366	−345	−362	3	5	0	0	3	5
ストックホルム救急医療株式会社	118	129	−117	−129	1	0	0	0	1	0
ストックホルムケア株式会社	90	89	−87	−89	3	−1	4	4	−1	−5
ストックホルムレーン国民歯科株式会社	1,248	1,299	−1,209	−1,272	39	27	14	15	25	12
サーレム・ニークヴァーン・セーデルテリエ医療	1,081	1,100	−1,106	−1,117	−25	−18	0	0	−25	−18
グループ調整				−1					0	0
交通	13,437	14,641	−13,260	−14,309	177	333	−84	0	261	333
大ストックホルム圏地域交通株式会社（SL）	12,113	13,161	−11,792	−12,878	322	284	100	0	222	284
ヴァクスホルム蒸気船株式会社	106	310	−281	−303	175	7	−184	0	9	7
障がい者交通サービス										
障がい者交通委員会	1,133	1,169	−1,102	−1,129	31	40	0	0	31	40
地域計画・都市交通委員会	85		−85				0		0	0
不動産	2,664	2,996	−2,147	−2,571	517	425	366	346	151	79
ストックホルム・ランスティング不動産	2,451	2,778	−1,940	−2,317	511	461	362	342	149	119
ロークム	213	218	−207	−253	6	−36	4	4	2	−40
その他の活動	821	961	−1,055	−962	−235	−1	−24	−24	−211	23
地域計画・都市交通委員会		84		−84		0		0	0	0
文化委員会	358	370	−354	−370	4	1	0	0	4	1
ランスティング監査役会	33	35	−31	−34	2	1	0	0	2	1
患者諮問委員会	16	17	−16	−16	0	1	0	0	0	1
メディキャリア株式会社	404	439	−399	−434	5	5	0	0	5	5
ストックホルムランスティング庁舎株式会社	10	16	−255	−24	−247	−8	−24	−24	−223	16
金融	66	53	−58	−48	8	4	3	3	5	1
損失勘定	13	13	−10	−13	3	0	0	0	3	0
ストックホルムランスティング内部金融株式会社	53	40	−48	−35	5	5	3	3	2	2
グループ機能	57,091	59,873	−56,659	−60,137	432	−264	515	81	−83	−345
グループ金融	53,915	56,560	−53,543	−56,737	372	−177	515	81	−143	−258
ランスティング執行委員会	3,176	3,269	−3,116	−3,212	60	57	0	0	60	57
New Karolinska Solna（新しい大学病院）		44		−188		−144		0	0	−144
小計	141,831	151,249	−141,229	−150,690	601	559	513	460	88	99
比較可能性に影響する調整項目					408	−16	0	0	408	−16
子会社株式の減損の取り消し					452	6	0	0	452	6
営業権償却					−1	−1	0	0	−1	−1
組織再編補助金（支出認識）					−45	−21	0	0	−45	−21
その他					2	1	0	0	2	1
連結当期成果（合計）					1,009	543	513	460	496	83

（資料）Stockholm County Council(2008)p56及びp99 note25.

・SL 連結決算書の交通セグメント別コストの開示

SLグループの収益 百万SEK

	2007	2006	2005	2004	2003
チケット収益	4,476	4,049	4,084	3,818	3,329
交通量増加に対する政府補償	–	333	113	–	–
SLLからの営業助成金	5,346	4,588	4,125	3,820	3,861
純売上高	**9,822**	**8,970**	**8,322**	**7,638**	**7,190**
メトロ	−2,713	−2,584	−2,408	−2,312	−2,298
コミューター	−1,139	−1,249	−1,101	−1,073	−1,101
ライトレール	−555	−529	−487	−473	−465
バス	−3,741	−3,299	−3,025	−2,895	−2,885
連絡輸送	−318	−631	−273	−363	−71
広告収益他	185	108	97	87	83
生産合計	**−8,536**	**−8,184**	**−7,197**	**−7,029**	**−6,737**
キャピタルコスト	−1,786	−1,544	−1,327	−975	−871
SJへの補償、過去の投資	–	−956	–	–	–
その他	820	759	542	464	468
連結営業損益	**320**	**−955**	**340**	**98**	**50**

（資料）AB Storsstockholms Lokaltrafik Årsberättelse（2008）p38より作成。

→セグメント別で収益の配賦計算はしていない。

②目標と業績評価

・SL 決算書での業績指標の開示

→財務指標、非財務指標ともに年次報告書で開示（CPA 監査の対象かは不明）

・ＳＬＬの３つの目標と業績指標（達成度）の開示(2009 年度年次報告)

① 健康・医療ケアにおけるアクセスと質の改善

② 公共交通への信頼性の改善

③ 均衡財政を確かなものとする。

・公共交通の目標達成度

公共交通への信頼性

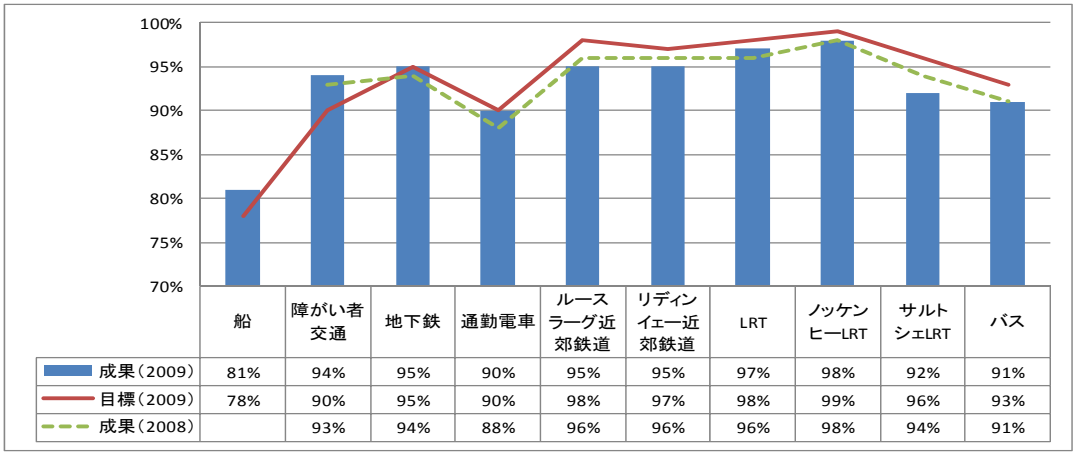

	船	障がい者交通	地下鉄	通勤電車	ルースラーグ近郊鉄道	リディンイェー近郊鉄道	LRT	ノッケンヒーLRT	サルトシェLRT	バス
成果（2009）	81%	94%	95%	90%	95%	95%	97%	98%	92%	91%
目標（2009）	78%	90%	95%	90%	98%	97%	98%	99%	96%	93%
成果（2008）		93%	94%	88%	96%	96%	96%	98%	94%	91%

（資料）Stockholm County Council(2010)p14.

→SL 年次報告での業績指標の開示を SLL 年次報告では目標とともに開示。ただし、

SLL 年次報告書のこれらの業績指標は CPA 監査の対象ではない。

【図表】「年次報告書」における各監査人の報告書の開示状況

	公認会計士監査	議員監査	内部監査
SLL	なし(注1)	監査報告書	なし(注2)
SL	監査報告書	レビュー報告書	なし(注2)

(注1)議員監査の委託による特定項目監査を行うのみ。

(注2)内部監査報告を役員会に提出

（６）主たる利用者の状況

①市民グループ[1]

② 議会及び公的監視機関グループ[2]

③ 投資家資家及び債権者グループ[3]

→SL の資金調達は、SLL グループ会社が調達した資金を借り入れる（グループ借入）。

３．アメリカの州・地方公会計制度：ニューヨーク州

（１）公会計制度の全体像：予算会計と GAAP 会計

ニューヨーク州の予算会計と公会計

	広義の公会計	
	予算会計	公会計(狭義) "GAAP会計"
認識基準	現金主義(注)	発生主義(注)
簿記法	複式簿記	複式簿記

(注)厳密には基金の日々の記帳は修正発生主義。

(資料)関口・木村・伊集(2010)。

（２）NYS と MTA の統治構造

①全体像

MTAグループの組織構造と財務諸表

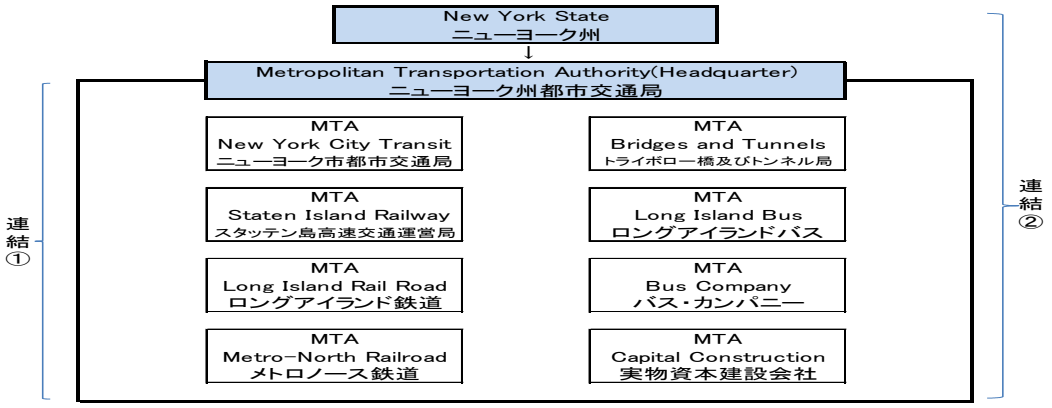

（資料）Metropolitan Transportation Authority[2008:7]等より作成。

---

1 メディア、財政研究者、市民団体等

2 各議会及び政府機関の監視団体、地方政府所有企業の委員会等

3 地方債アンダーライダー、地方債購入者としての保険会社、貸出機関、債券格付機関及び保険者、地方債発行時に債権者を代理する法律家（municipal bond attorneys）等

②統治構造

【図】NYSとMTAの統制環境

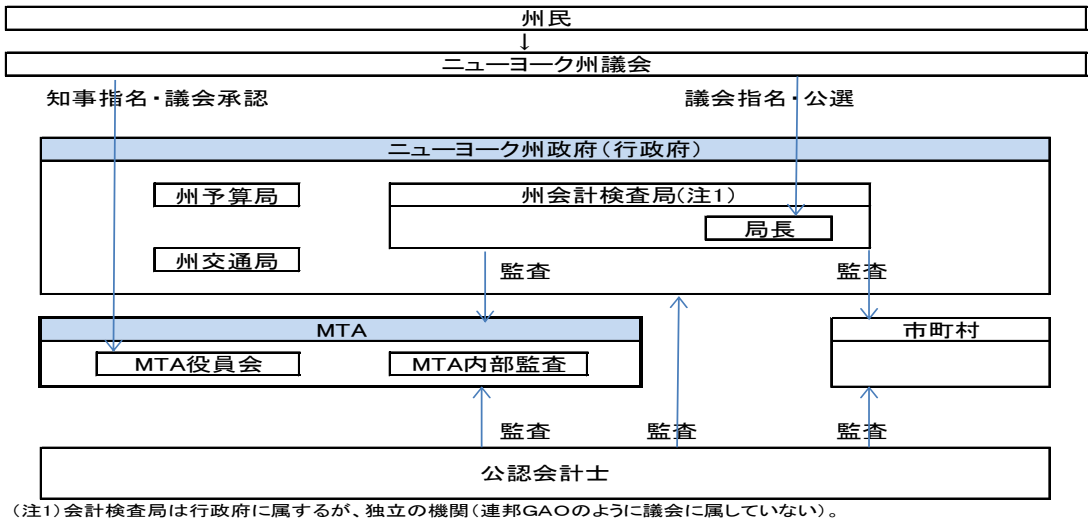

（注1）会計検査局は行政府に属するが、独立の機関（連邦GAOのように議会に属していない）。
（資料）ニューヨーク州会計検査局ヒアリングより作成。

（３）NYS の予算循環と予算書・年次報告書

※決算日と監査報告書の受取日:適時性

MTA は 2007.12.31→2008.4.24、NYS は 2008.3.31→2008.7.25

※次年度予算編成時に前年度決算と当年度決算見込みの取り込み

（４）NYS の予算案

→現金主義による。MTA 予算書の掲載はない。

（５）NYS と MTA の年次報告書（決算書）

①決算額の内訳

・NYS 予算（現金主義）とファンド決算（修正発生主義）の差異の開示

予算会計とGAAP会計の関連(2007年度)　（単位：百万ドル）

	一般基金	特別歳入基金
予算会計（現金主義）：支出・その他財源使用を超える収入・その他の財源収入	-291	79
会計主体の相違（Entity difference）	-50	-2
支出・その他財源使用を超える収入・その他の財源収入（予算会計（現金主義ベース）に含まれない基金・会計）	-50	-2
視点の相違（Perspective difference）	-86	-25
支出・その他財源使用を超える収入・その他の財源収入（予算会計の特別歳入基金とGAAP会計の一般基金の一部として扱われる基金）	-91	
ファンド間の短期現金ローン（cash loans）	5	-25
認識基準の相違	1,994	-52
収入：発生主義に基づく調整（Revenue accrual adjustments）	2,415	658
支出：発生主義に基づく調整（Expenditure accrual adjustments）	-421	-710
GAAP会計（修正発生主義）：ファンド収支における変動の純額（Net Change in Fund Balances）	1,567	0

（資料）State of New York〔2008〕p97より作成。

→予算会計での決算値（現金主義）と GAAP 会計の決算値（修正発生主義）の差異

→GAAP 会計の決算値の調整として、修正発生主義と発生主義の差異の開示もある。

・NYS 決算書のバランスシート（全政府ベースの発生主義）：補助資料③

・MTA は NYS 決算書の Components Uints で開示）

ニューヨーク州の連結活動報告書（Component Unitsのみ）

	Component Units(単位：百万ドル)											
	MTAグループのみ						ニューヨーク州全体					
	2007	2006	2005	2004	2003	2002	2007	2006	2005	2004	2003	2002
支出（Expenses）：	**12,593**	**10,409**	**9,781**	**8,875**	**8,411**	**7,626**	**29,204**	**26,084**	**24,327**	**21,804**	**22,035**	**20,133**
プログラム事業	9,850	7,764	7,321	6,711	6,396	5,933	23,281	20,326	18,834	16,876	17,606	15,891
長期負債支払利子	1,054	1,039	984	819	780	558	3,060	2,970	2,781	2,531	2,360	2,287
その他支払利子	–		–	–	–	–	44	38	42	35	50	44
有形・無形固定資産の減価償却	1,689	1,606	1,474	1,344	1,235	1,135	2,484	2,364	2,169	2,039	1,929	1,762
その他	–	–	2	1	–	–	335	386	501	323	90	149
プログラム収入（Program revenues）：	**9,925**	**9,376**	**5,995**	**5,727**	**6,071**	**5,836**	**25,141**	**23,653**	**19,133**	**18,786**	**18,760**	**17,794**
サービスの変更	5,246	5,081	4,811	4,521	4,333	3,912	17,205	16,684	15,501	13,246	12,528	11,795
営業補助金および拠出金（contributions）	2,644	2,397	134	129	125	117	5,636	4,824	2,379	2,321	2,246	2,408
資本補助金および拠出金（contributions）	2,035	1,898	1,050	761	1,423	1,666	2,300	2,145	1,253	1,181	2,181	2,050
投資収益				–	–	–				838	951	743
雑収入				316	190	141				1,200	854	798
純プログラム収入（支出）①	**−2,668**	**−1,033**	**−3,786**	**−3,148**	**−2,340**	**−1,790**	**−4,063**	**−2,431**	**−5,194**	**−3,018**	**−3,275**	**−2,339**
一般収入（General revenues）：②	**2,602**	**2,403**	**4,183**	**3,231**	**2,991**	**2,150**	**5,634**	**4,962**	**6,760**	**4,383**	**4,305**	**3,214**
地方政府からの支払い			1,895	1,648	1,783	1,445			2,241	2,476	2,656	2,293
特定プログラムに限定されない非州補助金および拠出金（contributions）	2,066	1,912	1,615	1,251	668	699	2,180	2,029	1,715	1,362	759	769
投資収益												
制限（Restricted）	–	–	–				1,163	1,022	828			
制限なし（Unrestricted）	–	–	–				258	189	146			
制限のない投資所得				–	–	–				76	159	117
雑収入	536	491	673	332	540	6	2,033	1,722	1,830	469	731	35
期中純資産の変動①＋②	**−66**	**1,370**	**397**	**83**	**651**	**360**	**1,571**	**2,531**	**1,566**	**1,365**	**1,030**	**875**
当期首純資産	**19,363**	**17,993**	**17,596**	**17,513**	**16,862**	**16,502**	**37,126**	**34,564**	**32,741**	**31,390**	**29,623**	**28,748**
当期末純資産	**19,297**	**19,363**	**17,993**	**17,596**	**17,513**	**16,862**	**38,697**	**37,095**	**34,307**	**32,755**	**30,653**	**29,623**

（資料）State of New York各年度より作成。

→主要な行政体（政府的活動と事業的活動）とは区別して、別記での開示。

・MTA 決算書の交通セグメント別損益の開示

MTAグループの営業活動別情報（注記事項）　（単位：百万ドル）

	2007					
	MTA	Commuters	Transit	Bridges and Tunnels	相殺	連結計
営業収入	254	1,024	3,159	1,263	−34	5,666
有形・無形固定資産の減価償却	68	490	1,061	70		1,689
補助金	1,939		1,330		−1,170	2,099
税収	1,459		1,247		−301	2,405
部局間補助金	406		156	−401	−161	0
営業余剰（損失）	−833	−1,475	−4,291	763		−5,836
純余剰（損失）	828	−1,411	452	80	−15	−66
資本支出	4,042	285	898	297	−1,325	4,197

（資料）Metropolitan Transportation Authority各年度より作成。

→収益もセグメント別管理をしている。

②目標と業績評価

・MTA 決算書での業績指標の開示

→財務指標については、積極的開示がない。

→非財務指標については、年次報告書とは別の形式で積極的に開示

・NYS の目標や業績指標（達成度）の開示

→積極的開示はない。NYS の年次報告書は CPA 監査対象だが、「経営者による討議と分析（Management's Discussion and analysis：MD&A）」部分は CPA 監査対象外。

（６）利用者の状況

①市民グループ[4]

② 議会及び公的監視機関グループ[5]

③ 投資家資家及び債権者グループ[6]

→MTA の資金調達は、市場からのレベニュー債（NYS 債務保証）による。

４．若干の考察：日本への示唆

・予算制度を意識しない公会計制度（狭義）は見受けられない。

→決算統制を予算統制に利用する視点。

・業績指標による評価・統制は必ずしも容易ではない。

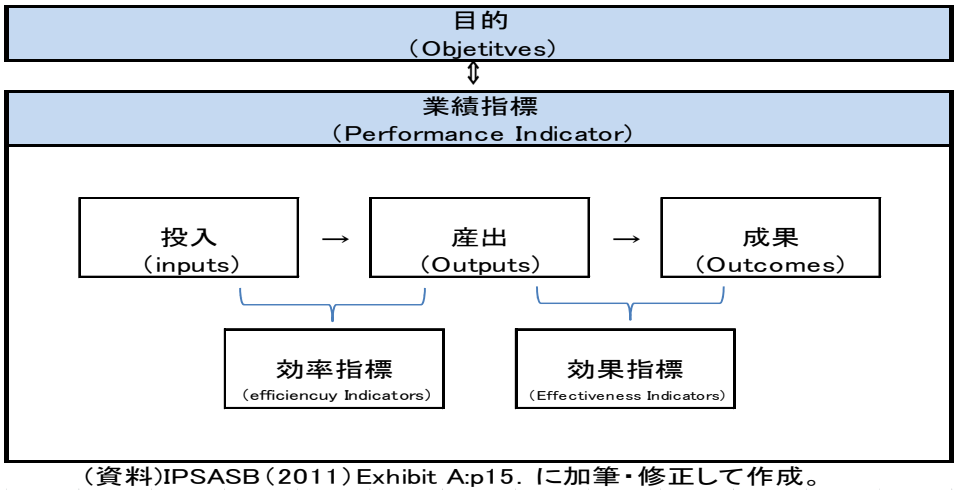

（資料)IPSASB（2011）Exhibit A:p15．に加筆・修正して作成。

・背景を意識した財政分析が必要になる点は変わりがない。過大な期待は禁物。

・技術的には先に議論すべきは、認識基準ではなく簿記法（適時性にも関連か？）。

→一覧性あるバランスシート導出方法の問題

公会計制度改革の概念

	従来の予算会計		広義の公会計：将来像？		
			予算会計		予算/GAAP会計
認識基準	現金主義	→	現金主義	→	発生主義
簿記法	単式簿記	→	複式簿記	→	複式簿記

・仮にセグメント別損益での管理が必要であれば、発生主義の必要性高まる。

---

4 メディア、財政研究者、市民団体等

5 各議会及び政府機関の監視団体、地方政府所有企業の委員会等

6 地方債アンダーライダー、地方債購入者としての保険会社、貸出機関、債券格付機関及び保険者、地方債発行時に債権者を代理する法律家（municipal bond attorneys）等

第２章

参　考　資　料

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

震災復興の税財政上の措置

平成23年7月22日

＜東日本大震災の被害状況＞

阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害状況比較

（平成23年7月21日現在）

区分	阪神・淡路	東日本
避難者	約32万人（1/23）※ピーク	約10万人 約56万人（3/15）※ピーク
死者	6，434人	16，058人 ※行方不明4，879人
全壊	約10万棟	109，862棟
半壊	約15万棟	127，100棟
火災件数	182件	288件
停電戸数	260万戸数※ピーク	840万戸※ピーク
被災地の毀損額	約9．6兆円～約9．9兆円	約16兆円～約25兆円

※東日本大震災は消防庁、内閣府調べ。

＜災害救助・応急対策段階での対応＞

被災者の受け入れに要する経費の負担と財政措置

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>費用支弁者</th><th>現行の財政措置</th></tr>
<tr><td>災害救助費
（災害救助法）</td><td>・避難所の設置（ホテル等の借上げ含む）注1
・応急仮設住宅供与
・炊出し等食料品、飲料水の供与
・被服等生活必需品、学用品の給与等
・被災住宅の応急修理
・医療、助産
・埋葬、死体処理
・輸送費　注2
・事務費（時間外勤務・旅費）
（災害救助法第23条で上記を列挙）
※補助基準の弾力化、概算交付の簡素化について、3月19日に厚生労働省が通知済み</td><td>被災都道府県　注3
（災害救助法適用都道府県）
※　青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、東京
（新潟、長野は3/12の長野県北部の地震関連。東京都は3/11の帰宅困難者対応）</td><td>①国負担（災害救助法第36条）
<table><tr><th>都道府県支弁額／標準税収入</th><th>国負担</th></tr><tr><td>2/100以下の部分
2/100超4/100以下の部分
4/100超の部分</td><td>1/2
8/10
9/10</td></tr></table>※22年度標準税収入
岩手県1,053億円、宮城県2,165億円、福島県1,842億円
②地方負担
災害対策債発行（災害対策基本法第102条）
※充当率100%
元利償還金の95%を交付税措置</td></tr>
<tr><td>その他
（災害救助法の対象とならない経費）</td><td>・受入れ施設の修繕
・被災県からの要請がなく、任意に避難者を受け入れた場合の経費
など</td><td>受入れた地方団体</td><td>①国負担　なし
②地方負担
阪神・淡路大震災における措置（受け入れた被災者の延べ滞在日数に4,000円を乗じた額の範囲内で措置）及び関係地方団体の実情を踏まえた所要の特別交付税措置
（3月18日に通知済み）</td></tr>
</table>

注1　平成16年の新潟県中越地震の際には1人1日5,000円（食事込）の基準を設定した。

注2　避難者の避難先への移動に係る経費は、被災県知事が厚生労働大臣と協議して同意が得られれば、輸送費として災害救助費の対象になる。

注3　被災県からの要請を受け、他の都道府県が災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れて費用を支弁した場合、当該都道府県が被災都県に対し求償することが可能（災害救助法第35条）

災害廃棄物処理事業の特例措置（比較表）

<table>
<tr><th></th><th>通常</th><th>阪神・淡路大震災</th><th>東日本大震災</th></tr>
<tr><td>国庫補助率</td><td>1／2</td><td>1／2</td><td>対象市町村の標準税収入（※）に対する事業費の割合に応じ、次により補助
・ 10／100以下の部分 － 50／100
・ 10／100を超え20／100以下の部分 － 80／100
・ 20／100を超える部分 － 90／100</td></tr>
<tr><td>地方財政措置</td><td>地方負担分の80%について交付税措置</td><td>地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置</td><td>地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置</td></tr>
</table>

※　標準税収入とは、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって算定した収入見込額をいう。

・　法定普通税：普通税（その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税）のうち、地方税法により税目が法定されているもの。現在の市町村の法定普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。

東日本大震災による被災団体等へのこれまでの交付税措置

3月22日（火）	平成２２年度３月分特別交付税の交付	７５９億円
4月　1日（金）	平成２３年度普通交付税の４月概算交付及び６月分繰上げ交付 ４月分概算交付（６，２１３億円）＋ ６月分繰上げ交付（７割）（３，５５３億円） ＝	９，７６７億円
4月　8日（金）	平成２３年度特別交付税の特例交付 ※　応援団体の経費も対象	７６２億円
6月　2日（木）	平成２３年度普通交付税の６月概算交付	３，３７２億円
6月　8日（水）	平成２３年度普通交付税の９月分繰上げ交付（７割）	４，４０９億円

特別交付税制度の見直し等について

１．特別交付税制度の見直し

（１）特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を６％から４％に段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行。

平成２６年度　６％ → ５％　１％分を普通交付税に移行

平成２７年度　５％ → ４％　〃

※　政府案　「平成２３年度　６％ → ５％、平成２４年度　５％ → ４％」を国会において、上記のとおり修正

（２）特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と３月の定例の決定交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

２．事業費補正の廃止等

① 消防広域化事業	・告示の期限（H24）後に廃止
② 地下鉄事業（出資金・補助金）	・廃止
③ 防災対策事業	・「特に推進すべき事業」は廃止
④ 地域活性化事業	・「合併の円滑化」は廃止
⑤ 施設整備事業（一般財源化分）	・交付税措置率の段階的な引下げ

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

平成２３年度特別交付税の特例交付額の決定

１．交付額及び対象団体

東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法第１５条第３項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により７６２億円を交付

（１）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び各県内における災害救助法適用１９０市町村

（単位：百万円）

区　分	交付額
道府県分	３０，４７３
市町村分	３９，９６９
合　計	７０，４４３

※うち応援経費分　143百万円

（２）（１）の被災地域に対して一定以上の応援を行った地方公共団体

（単位：百万円）

区　分	交付額
道府県分	２，７２３
市町村分	３，０６３
合　計	５，７８６

（３）（１）と（２）の合計

（単位：百万円）

区　分	交付額
道府県分	３３，１９６
市町村分	４３，０３２
合　計	７６，２２８

（参考）平成23年度特別交付税総額　1，042，401百万円

２．算定経費

○　災害対策に係る１２月交付分の算定対象経費の一部　　５０４億円

○　行政機能の維持、子どもや高齢者等の災害弱者に対する福祉サービス、就学支援、救助・消防活動、衛生管理等の被災者支援に係る応急対応経費等　　１９９億円

○　被災地域の応援に要した経費　　５９億円

３．交付日等

４月８日（金）　特例交付額決定、閣議報告、現金交付

＜災害復旧対策＞

23年度補正予算の財政需要と財源

（単位：億円）

財政需要		財源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みの見直し	2,083
（仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等）		高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路料金割引（利便増進事業）の見直し	2,500
災害対応公共事業関係費	12,019	年金臨時財源の活用	24,897
（道路、港湾、下水道、住宅、農地等）		周辺地域整備資金（エネ特）の活用	500
施設費災害復旧費等	4,160	ODA関連予算の一部縮減	501
（学校施設、社会福祉施設等）		国会議員歳費の削減	22
災害関連融資関係経費	6,407	公共事業直轄負担金	551
地方交付税交付金（特別交付税）	1,200	経済予備費による調整	8,100
その他東日本大震災関係経費	8,018		
（緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等）			
合　計	40,153	合　計	40,153

２３年度補正予算（第１号）による歳出の追加に伴う地方負担額

（単位：億円）

区分	主な事業	金額 合計	国費	地方負担	主な地方財政措置
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置（公債費方式）
	災害救助事業（仮設住宅等）	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置（公債費方式） （ガレキは、残余の5%を特別交付税措置（計100%））
	災害等廃棄物処理事業（ガレキ）	4,229	3,644	585	
	その他（公立文教施設耐震化、災害関連等）	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置（公債費方式） （残余の20%を単位費用措置）
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	特別交付税措置等
	その他（養殖施設復旧支援対策事業等）	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合　計		30,507	23,209	7,298	

災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

1．阪神・淡路大震災の際の特例措置

（1）「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（阪神・淡路大震災特別財政援助法）に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設： 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	8/10
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
警察施設	1/2	2/3
消防施設	—	
社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
中央卸売市場	—	
公的医療機関 （公立病院）	1/2	
公的医療機関 （公立病院以外）	1/2	1/2
商店街振興組合等の共同施設	—	
神戸埠頭公社の管理する施設	—	8/10（岸壁） 無利子貸付（ガントリークレーン等）

※ 街路は、未供用のものに限る。

（2）阪神・淡路大震災特別財政援助法に規定されていないその他の助成措置

- 専修学校及び外国人学校 ：1/2
- 職業能力開発校 ：2/3
- 地方卸売市場 ：1/2
- 老健施設等 ：1/2
- 阪神高速道路 ：8/10（兵庫県、神戸市）、2/3（大阪府、大阪市）
- 民間鉄道 ：1/4＋低利貸付

2．東日本大震災の際の特例措置

（1）「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（東日本大震災特別財政援助法）に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設： 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	事業費合計額の標準税収入の割合に応じて、8/10～9/10にかさ上げ
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
集落排水施設（農業、漁業、林業）	1/2	
仮庁舎	—	2/3
警察施設	1/2	
消防施設	—	
社会福祉施設（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター、障害デイサービス等追加）	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
保健所	1/2	
中央卸売市場	—	
公的医療機関 （公立病院）	1/2	
公的医療機関 （公立病院以外）	1/2	
介護老人保健施設	1/3	1/2
空港施設	8/10	8.5/10
空港ターミナル	—	無利子貸付
宮城県フェリー埠頭公社の管理する施設（係留施設、荷さばき施設、旅客施設等）	—	無利子貸付
災害廃棄物処理	1/2	事業費の標準税収入の割合に応じて、5/10～9/10にかさ上げ

※ 街路は、未供用のものに限る。

（2）東日本大震災特別財政援助法に規定されないその他の助成措置

- 専修学校及び外国人学校 ：1/2
- 職業能力開発校 ：2/3
- 地方卸売市場 ：1/2
- 児童相談所、婦人相談所等 ：2/3
- 市町村保健センター等 ：1/2
- 除塩（津波被害地域） ：9/10
- 農地区画整理（津波被害地域） ：5/10～9.5/10
- 水産施設（漁船、定置網） ：1/3
- 漁場復旧対策支援事業 ：8/10

災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

1．主な激甚災害法の対象となる災害復旧事業（恒久措置）

対象施設等		災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	激甚災害の場合
公共土木施設： 道路、港湾、漁港、下水道、公園、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設		6/10～8/10程度 災害復旧費の標準税収入に対する割合に応じて、2/3～10/10を段階的に適用	7/10～9/10程度 対象となる事業に係る地方負担合計額の標準税収入に対する割合に応じて、5/10～9/10を段階的に上乗せ補助
公立学校施設		2/3	
公営住宅		1/2	
生活保護施設、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関		1/2	
児童福祉施設		1/3～1/2	
感染症予防		1/3～1/2	
堆積土砂排除		1/2	
湛水排除		—	
事業協同組合等施設		—	2/3
公立社会教育施設		—	1/2
私立学校施設		—	1/2
災害公営住宅		2/3	3/4
農地、農林水産施設等	農地	被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、1/2～9/10を段階的に適用	被害農業者当たりの地方負担合計額に応じて、7/10～9/10を段階的に上乗せ補助
	農業用施設（かんがい排水施設、農道等）	被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、6.5/10～10/10を段階的に適用	
	湛水排除（土地改良区施行）	—	9/10
	倉庫、加工施設、市場、養殖施設等（農協、森林組合、漁協所有）	2/10	3/10～9/10
	種苗生産施設等（自治体所有）	2/10	3/10～9/10
	沿岸漁場施設（消波施設、堤防等）	漁業世帯当たりの災害復旧費に応じて、6.5/10～10/10を段階的に適用	—
	漁港（漁協管理）		
	養殖施設（個人所有）	—	9/10
	共同利用小型漁船の建造	—	1/3
	林道	被害延長1m当たりの災害復旧事業費に応じて、5/10～10/10を段階的に適用	被害延長1m当たりの地方負担額に応じて、7/10～9/10を段階的に上乗せ補助
	森林	—	1/2
	堆積土砂排除事業（森林組合施行）	—	2/3

２３年度補正予算（第１号）における特別交付税１，２００億円増額

○　特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、現段階においてすでに多額の経費が見込まれることから、特別交付税の1，200億円の増額を図る。

（特別な財政需要）

		（4月特例交付）
災害弔慰金の地方負担額	490億円	（422億円）
行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等	280億円	（281億円）
応援団体経費	430億円	（ 59億円）
計	1，200億円	（762億円）

（参考）
引き下げの延長
5%→6%　8，687億円→10，424億円（＋1，737億円）　対前年度比　＋286億円（＋2．8%）
（対前年度補正後比 ＋106億円（＋1．0%））

平成23年度補正予算（第２号）フレーム

（単位：億円）

歳出		歳入	
1．原子力損害賠償法等関係経費	2，754	前年度剰余金受入	19，988
（1）原子力損害賠償法関係経費	2，474	（1）財政法第６条剰余金	14，533
（2）原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費	280	（2）地方交付税交付金財源	5，455
2．被災者支援関係経費	3，774		
（1）二重債務問題対策関係経費	774		
（2）被災者生活再建支援金補助金	3，000		
3．東日本大震災復興対策本部運営経費	5		
4．東日本大震災復旧・復興予備費	8，000		
5．地方交付税交付金	5，455		
合計	19，988	合計	19，988

（注１）このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構（仮称）に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。
（注２）前年度剰余金の処理のため、要特例法。
（注３）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

改正された被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
⑤ ①～③の区域に隣接し、
　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（2. ①に該当）	解体（2. ②に該当）	長期避難（2. ③に該当）	大規模半壊（2. ④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

（申請窓口）　市町村
（申請時の添付書面）　①基礎支援金：り災証明書、住民票　等
　②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
（申請期間）　①基礎支援金：災害発生日から13月以内
　②加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

※ 発災前の基金残高：５３８億円

【震災関連】税制上の取扱いに関する主な通知の概要

３月１４日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」
（平成23年３月14日総務省自治財政局長・自治税務局長通知）

○ 地方税等の減免等についての適切な運営を依頼。
○ 激甚災害への指定に伴い、減免額が歳入欠かん債の対象となる旨を通知。
○ 国税に関する期限の延長に係る地域指定について通知。

３月２５日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて」
（平成23年３月25日総務省自治税務局市町村税課長通知）

○ 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知。

３月２８日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」
（平成23年３月28日総務省自治税務局長通知）

<主な内容>

Ⅰ 共通事項

○ 地方税における期限の延長の取扱い
- 当面は、少なくとも５月末まで延長することが適当であること。
- 地方団体の判断により、被害状況等に応じて、以下の取扱いも可能。
  - ・都道府県・市町村の一部の地域のみを対象とすること。
  - ・一部の地域について異なる期限を定めること。

○ 地方税の減免について被災地域の納税義務者の状況等に配慮するために取りうる対応例
〔税額通知を延期した上で、減免の手続きをとり、納税通知書の交付と同時に減免を行う。〕

○ 減免を行った場合の財政措置
- 今回の災害について地方税の減免を行う場合については歳入欠かん債の対象となること。
- 歳入欠かん債を充てることができる税目について、普通税に加え、事業所税・都市計画税を追加。

Ⅱ 道府県税関係

１ 法人住民税・法人事業税

○ 法人住民税・法人事業税について、減免が法令上可能であること。

２ 軽油引取税

○ 特別徴収義務者が軽油引取税を受け取れなかった場合について、適切な対応を依頼。

３ 自動車税

○ 震災により滅失した自動車は課税客体から除外されること。

Ⅲ 市町村税関係

１ 個人住民税

○ 納期限延長にあたり、納期限の延長に係る給与からの特別徴収は当面、実施する必要がない旨特別徴収義務者に周知することが適切と考えられること。

○ 平成23年４月に支払われる公的年金からの特別徴収はシステム上停止できないが、平成23年６月以降に支払われる公的年金からの特別徴収を、市町村内のすべての特別徴収対象者について、一括して停止することが可能となること。

２ 固定資産税・都市計画税

○ 地震による被害が特に甚大な地域における、平成23年度分の固定資産税等の取扱いや平成24年度の評価替えの取扱いについては、現在検討中であり、今後あらためて通知すること。

３ 軽自動車税

○ 震災により滅失した軽自動車等は課税客体から除外されること。

東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの
○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

【個人住民税】

○ １．雑損控除の特例

① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。

② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

○ ２．被災事業用資産の損失の特例

① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
（※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響）

② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が１割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越期間を5年とする。
（※個人事業税も同様に措置）

◎ ３．住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

４．財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。
（※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】

◎ １．法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

２．申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

＜法人税における措置がなされれば自動影響するもの＞

○ ・被災代替資産等の特別償却
・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】

◎１．津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

○２．被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

◎３．被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年３月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後３年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

○４．被災代替家屋の特例
大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年３月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、４年度分２分の１、その後の２年度分３分の１を減額する。

○５．被災代替償却資産の特例
大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年３月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を４年度分２分の１とする。

【不動産取得税】
○１．被災代替家屋の取得に係る特例
被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年３月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

◎２．被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年３月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】
◎１．被災代替自動車の取得の非課税
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年３月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】
◎１．被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

【地方消費税】
＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞
１．消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

２．消費税の中間申告書の提出に係る特例

〈通知関係〉
① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（３月14日発出）

◎ ② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（３月25日発出）

◎ ③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（３月28日発出）
・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも５月31日まで行うことが適当であること
・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点
（例）
・ 固定資産税の減免
・ 自動車税・軽自動車税の減免　等

〈その他〉
◎ ・ 軽油引取税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）
軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例

	東日本大震災	阪神・淡路 (阪神・淡路財政援助法第80条)	通常 (災害対策基本法第102条)
財政援助法第8条1項	○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例	○平成6年度及び7年度	○災害の発生年度
1号 地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足	充当率　100% 普通交付税　75% ＋財政力等に応じ最大20%特交措置	充当率　100% 特別交付税　80%(県) 75%(市) (H15～　普通交付税)	充当率　100% 特別交付税　57%
2号 災害救助など	充当率　100% 普通交付税　95% (ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%)) ※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置	充当率　100% 特別交付税　95% (H15～　普通交付税)	・事業費の4割を特別交付税 (ガレキ処理は、地方負担の8割) ・特交措置後の地方負担分に災害対策債 充当率　100% 特別交付税　57%
財政援助法第9条1項 地方税法の改正等による地方税等の減収	○平成23年度における地財法第5条の特例 充当率　100% 普通交付税　100%	—	減税補てん債 充当率　100% 普通交付税　100%

※1　阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補塡債等により対応(法人住民税等・減収補塡債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税：減収補塡債(充当率100%、資金手当債))

※2　東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、減収補塡債等により対応。

＜震災復興に向けて＞

東日本大震災復興基本法の概要（平成23年6月24日公布・施行）

基本理念

○活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策
○一人一人の人間が災害を乗り越えてゆく復興
○新たな地域社会の構築、２１世紀半ばにおける日本のあるべき姿の実現を推進
○多様な国民の意見の反映（女性、子ども、障害者等）
○国民一人一人の連帯・協力
○エネルギー制約等の課題解決に資する先導的施策
○地域の安全・安心、経済再生、絆の維持、共生社会
○原発被災地域の復興についての配慮

国等の責務

○国は、東日本大震災復興基本方針を定める。

基本的施策

○国及び自治体が講ずる措置の円滑かつ弾力的執行
○歳出の削減、財政投融資資金・民間資金の活用等による復興資金の確保
○別に法律で定めるところにより、復興債を発行するとともに、償還の道筋を明らかにする
○復興に係る国の資金の流れの透明化
○「復興特区制度」についての法制上の措置

東日本大震災復興対策本部

○総理が本部長、全閣僚等で構成
○東日本大震災復興基本方針を策定

現地対策本部

○副大臣等を長とし、岩手、宮城、福島の三県に設置

東日本大震災復興構想会議

原発事故被災地の復興に関する特別の審議機関

復興庁設置に関する基本方針

○内閣に、期間を限って設置（別に法律で定める）
○主体的かつ一体的に行うべき復興に関する国の施策に関し、企画・立案・総合調整及び実施に係る事務をつかさどる
○本部は復興庁設置の際に廃止、本部の機能は復興庁に引き継ぐ
○復興庁はできるだけ早期に設置

東日本大震災復興構想会議の開催について

（平成23年4月11日 閣議決定）

1　趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

2　構成

（1）会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
（2）会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
（3）会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
（4）部会の部会長は、議長が指名する。
（5）内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

3　その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

議長提出資料

23．4．14
第１回会合

東日本大震災　復興構想会議

任務

未曾有の複合震災にあって、内閣総理大臣の諮問をうけ、復興の方針を取りまとめ答申することが、本会議の任務である。

基本方針

1　超党派の、国と国民のための復興会議とする
- いかなる党派・勢力にも偏することなく英知を集める。
- 国民的、全世界的な支援の拡がりに示された人々の良心を受けとめ応える。

2　被災地主体の復興を基本としつつ、国としての全体計画をつくる
- 東北の人々のふるさとへの思いは格別に強い。それが復興の原点であり、被災自治体が復興の主体である。そのニーズや意向を受け止めつつ、日本社会が共有すべき安全水準に照らし、全体計画をつくる。

3　単なる復興でなく、創造的復興を期す
- もう一度津波にさらわれる家と街の再建に終わってはならない。
- 高台に住宅・学校・病院等を、港や漁業などの拠点は５階建以上の強いビルを、避難できる丘の公園を、瓦礫を活用してつくる。

4　全国民的な支援と負担が不可欠である
- かつて無い支援の輪（義援金）＋公債＋震災復興税
- 自粛をやめ、積極的に祭り・集りを行って日本社会の活力を高め、支援力を強化する。

5　明日の日本への希望となる青写真を描く
- 安全安心の水準に加え、クリーンエネルギー社会、高齢化社会の福祉をも視野にいれた街づくりを。新しい時代の先端モデルを取り入れ、それが全国水準たるべきものとする。
（南海・東南海大津波を考えれば、日本の全地域の共通的問題である）

以上の方針を軸とする構想を、全国民に、そして支援に立ち上ってくれた全世界の人々に発信するとともに、具体的な政策を国と政府をあげて実施する。

実施上の要領

1　６月頃に第１次提言を取りまとめる。
2　本会議の下に、諸分野の専門家を擁する検討部会（飯尾部会長）を設け、御厨議長代理が連携調整にあたる。

東日本大震災復興構想会議　名簿

議　　長：五百旗頭 真　防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理：安藤 忠雄　建築家、東京大学名誉教授
議長代理：御厨　貴　東京大学教授
委員：赤坂 憲雄　学習院大学教授、福島県立博物館館長
内館 牧子　脚本家
大西　隆　東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
河田 惠昭　関西大学社会安全学部長・教授
阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター長
玄侑 宗久　臨済宗福聚寺住職、作家
佐藤 雄平　福島県知事
清家　篤　慶應義塾長
高成田 亨　仙台大学教授
達増 拓也　岩手県知事
中鉢 良治　ソニー株式会社代表執行役副会長
橋本 五郎　読売新聞特別編集委員
村井 嘉浩　宮城県知事

（１５名）
（五十音順、敬称略）

特別顧問（名誉議長）：
梅原　猛　哲学者

検討部会名簿

飯尾　潤　政策研究大学院大学教授
五十嵐 敬喜　法政大学法学部教授
池田 昌弘　東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長
特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長
今村 文彦　東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
植田 和弘　京都大学大学院経済学研究科教授
大武 健一郎　大塚ホールディングス株式会社代表取締役
玄田 有史　東京大学社会科学研究所教授
河野 龍太郎　BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト
西郷 真理子　都市計画家
佐々木 経世　イーソリューションズ株式会社代表取締役社長
荘林 幹太郎　学習院女子大学教授
白波瀬佐和子　東京大学大学院人文社会系研究科教授
神成 淳司　慶應義塾大学環境情報学部准教授
竹村 真一　京都造形芸術大学教授
園野 久茂　日本労働組合総連合会副事務局長
馬場　治　東京海洋大学海洋科学部教授
広田 純一　岩手大学農学部共生環境課程学系教授
藻谷 浩介　株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役
森　民夫　長岡市長

（１９名）
（五十音順、敬称略）

H23.6.11 第9回東日本大震災復興構想会議　飯尾検討部会長提出資料

東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較（被災した地方団体の状況）

1　壊滅的な打撃を受けた市町村が多い

- 「ヒト」：職員の被災　(ex.陸前高田市職員数　295人→227人)
- 「モノ」：庁舎、情報システム等の壊滅的な被害　(陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町など多数)
- 「カネ」：被災者支援・復旧・復興等のための莫大な財政需要
- 「情報」：全国に避難した住民を確認して対処
- 「区域外移転」：原発事故による区域外への移転(福島県の町村)

2　財政力の弱い市町村が多い

財政力指数		東日本大震災		阪神・淡路大震災	
		被災団体数	構成比	被災団体数	構成比
市町村	全国平均(0.55)未満の市町村 (阪神・淡路大震災時0.41)	105/186	56.5%	5/25	20.0%
	うち岩手県、宮城県、福島県の市町村	91/128	71.1%	－	－

※被災団体数は、災害救助法適用団体数。
※東日本大震災は、平成21年度決算による。阪神・淡路大震災は、平成5年度決算による。

3　標準的な税収に対する地方債の残高が大きい

単位：億円

	東日本大震災		阪神・淡路大震災
	岩手県	宮城県	
地方債残高　①	1,719	9,602	14,720
標準税収入　②	218	2,203	6,263
①／②　③	7.9	4.4	2.4

※東日本大震災は、岩手県、宮城県の沿岸部の市町村の合計（平成21年度決算による）。③の全国平均は3.1。
※阪神・淡路大震災は、特定被災地方公共団体の市町村の合計（平成5年度決算による）。

国・地方を通じた復興財源の確保

〈東日本大震災の復興費〉

国費	地方費

⇒ 国・地方を通じた復興財源の確保が必要

（参考）
全国知事会等においては地方財源の確保のため交付税総額の別枠の確保等を要請

（単位：兆円）

○ 23年度1次補正予算等関連　国：地方≒　4 ： 1
（国直轄及び補助事業、地方税の減収対策）　(4.0)　(1.0)
※地方費分については、地方債の発行等により対応

（参考）
○ 阪神・淡路補正予算　国：地方≒　4 ： 1
（⑥2次、⑦1次・2次）　(3.2)　(0.9)
（国直轄及び補助事業、地方税の減収対策）

⇓

阪神・淡路震災復興計画（兵庫県）　国：地方≒　1 ： 1
（平成6年度～16年度、単独含む）　(6.1)　(5.6)

（注） 災害対策には、国直轄及び補助事業、地方税の減収対策のほか、まちづくり、コミュニティの維持等、様々な地方単独事業の実施が必要

H23.6.11 第9回東日本大震災復興構想会議 飯尾検討部会長提出資料

交付金・基金の事例

【国による単年度の交付金の例】

①地域自主戦略交付金：投資に係る各種事業に活用（一括交付金）　5,120億円（内閣府所管）
②地域活性化交付金：地域の活性化ニーズに応じた事業に活用　3,500億円（内閣府所管）

【国の交付金を受けて自治体において基金を設置し複数年度活用する例】

③緊急雇用創出事業臨時特例基金：新たな雇用機会の創出に活用　5年 8,500億円（厚生労働省所管）
④地域医療再生基金：地域医療の再生に活用　5年 4,450億円（厚生労働省所管）
⑤安心こども基金：保育需要への対応や保育の質の向上等に活用　4年 3,727億円（厚生労働省・文部科学省所管）

※ 対象事業費に全額交付金等を充てることができるもの・・・②、③、④
※ 対象事業費の一部（1/2等）に交付金等を充てることができるもの・・・①、⑤
※ 基金の額は、創設後に上積みされた額を含む累計額

【阪神・淡路、中越復興基金（運用型）】

災害	H7 阪神・淡路	H16 中越
基金の規模	9,000億円（当初分6,000億円）	3,000億円
運用率	4.5%（当初分） 3.0%（追加分）	2.0%
期間	10年（当初分） 9年（追加分）	10年
総事業費	（単年度354億円×10年分） 3,540億円	（単年度60億円×10年分） 600億円
事業の例	・地域のコミュニティ拠点に対する支援 ・こころのケアなど地域福祉の充実強化に関する事業 ・国の制度融資に対する利子補給事業　など	

※ 10年利付国債応募者利回り 1．173%（平成23年6月1日現在）

復興への提言

～ 悲惨のなかの希望 ～

平成２３年６月２５日

東日本大震災復興構想会議

復興構想７原則

原則１：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則２：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則３：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則４：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則５：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則６：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則７：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

Ⅰ．前文

Ⅱ．本論

第１章 新しい地域のかたち

（１）序
（２）地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方
（３）地域類型と復興のための施策
（４）既存復興関係事業の改良・発展
（５）土地利用をめぐる課題
（６）復興事業の担い手や合意形成プロセス
（７）復興支援の手法

第２章 くらしとしごとの再生

（１）序
（２）地域における支えあい学びあう仕組み
（３）地域における文化の復興
（４）緊急雇用から雇用復興へ
（５）地域経済活動の再生
（６）地域経済活動を支える基盤の強化
（７）「特区」手法の活用と市町村の主体性
（８）復興のための財源確保

第３章 原子力災害からの復興に向けて

（１）序
（２）一刻も早い事態の収束と国の責務
（３）被災者や被災自治体への支援
（４）放射線量の測定と公開
（５）土壌汚染等への対応
（６）健康管理
（７）復興に向けて

第４章 開かれた復興

（１）序
（２）経済社会の再生
（３）世界に開かれた復興
（４）人々のつながりと支えあい
（５）災害に強い国づくり

Ⅲ．結び

第２章 くらしとしごとの再生

（７）「特区」手法の活用と市町村の主体性

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出などによる被災地経済の再生のため、市町村の能力を最大限引き出すことが求められる。

今回の復興においては、民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、地方分権的な規制・権限の特例、手続きの簡素化、経済的支援など、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える「特区」手法を活用することも有効である。

また、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められる。このため、新しい地域づくりなどへの対応とあわせ復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要である。また、地域において、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきである。

第２章 くらしとしごとの再生

（８）復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後１０年で１割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうるよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないよう、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。（以下略）

社会保障・税一体改革について

平成23年10月４日

梶　元伸

社会保障・税一体改革の概要（議論の経緯）

＜平成20年＞

社会保障国民会議（最終報告・H20.12）

- 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム（H20.12）
- 21年度税制改正（H21.3）

〔21年度税制改正関連法附則104条〕
経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

＜平成21年＞

安心社会実現会議（報告・H21.6）

＜平成22年＞

政府・与党社会保障改革検討本部（H22.10）

- 民主党・税と社会保障の抜本改革調査会中間整理（H22.12）
- 社会保障改革に関する有識者検討会報告（H22.12）

社会保障改革の推進について（H22.12.14閣議決定）

社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、**23年半ばまでに成案**を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

＜平成23年＞

社会保障改革に関する集中検討会議

・社会保障・税一体改革の集中的な検討、国民的なオープンな議論
・平成23年2月5日　第1回開催　⇒　第6回（5月12日）「厚生労働省案」　⇒　第10回（6月2日）「社会保障改革案」

「あるべき社会保障」の実現に向けて（民主党 社会保障と税の抜本改革調査会（H23.5））

「国と地方の協議の場」（6月13日）等、地方団体との意見交換

政府・与党社会保障改革検討本部　成案決定会合

・社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置。
・第1回を6月8日に開催。以降、第5回（6月30日）まで開催。

「社会保障・税一体改革成案」（H23.6.30政府・与党社会保障改革検討本部決定）　⇒　7月1日　閣議報告

1

所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則について

所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則（抄）

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第１０４条　政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成２０年度を含む３年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成２３年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、２０１０年代（平成２２年から平成３１年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

３　第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

三　消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

七　地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

2

4

安心と活力への社会保障ビジョン
２　社会保障改革の3つの理念と5つの原則

社会保障改革に関する有識者検討会報告（概要）

（1）3つの理念

参加保障
・国民の社会参加を保障し、社会的な包摂を強めることを目指す

普遍主義
・すべての国民を対象
・国、自治体、NPO等の多様な主体が協力

安心に基づく活力
・社会保障と経済成長の好循環を目指す
雇用と消費の拡大
国民の能力開発
相互信頼の増大　など

（2）5つの原則

①切れ目なく全世代を対象とした社会保障　…　主に高齢世代を給付対象とする社会保障から全世代対応型の保障への転換

②未来への投資としての社会保障　…　子ども・子育て支援等を中心に、未来への投資としての性格を強める

③地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多元的な供給体制（現物給付）
…　社会的包摂のため、支援型サービス給付の役割を重視。自治体がNPO等とも連携しつつ、住民の声に耳を傾けてサービスを提供

④縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援
…　縦割りの制度を越えて、ワンストップサービス、パーソナルサポートを提供

⑤次世代に負担を先送りしない、安定的財源に基づく社会保障
…　現在の世代が享受する給付費の多くを後代負担につけ回ししている現状を直視し、給付に必要な費用を安定的に確保

（3）理念と原則を踏まえた改革の各論　（例示）

① 所得保障・年金　…改革についての超党派的議論、基礎年金国庫負担、働き方等への中立性、最低保障機能
② サービス保障　医療・介護　…機能分化の徹底と集約化、医療・介護・福祉の連携、プライマリ・ケア
③ 子ども・子育て支援　…「子ども・子育て新システム」の検討
④ 格差・貧困対策　…社会保障の再分配機能強化と、雇用・教育・地域・税制等の諸政策の連携

2
3

社会保障改革に関する有識者検討会　構成員

座　長	宮本　太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
副座長	駒村　康平	慶應義塾大学経済学部教授
	井伊　雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	土居　丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
臨時構成員	大沢　真理	東京大学社会科学研究所教授

社会保障改革の推進について

（平成22年12月14日 閣　議　決　定）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1．社会保障改革に係る基本方針

○　少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。

○　このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。

○　政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、２３年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
　また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。

○　上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2．社会保障・税に関わる番号制度について

○　社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。

○　このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年１月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

4

国民の視点に立った社会保障制度改革の成案に向けて

総務省

平成23年5月23日

総務大臣　片山善博

5

社会保障制度改革の成案化に向けての視点

① 国民にとっての社会保障サービスの給付と負担の全体を提示

⇒・ 国民の視点に立てば、社会保障サービスは、現金給付と現物給付が一体的に提供され、補助事業か地方単独事業の区別はない。制度改革に伴う給付と負担の推計については社会保障サービス全体で把握し提示

＜参考＞国庫補助事業と地方単独事業の例
・がん検診は、子宮頸がんや乳がんについては国庫補助事業だが、胃がん、肺がん等は国庫補助事業から地方単独事業に移行

② 自己決定・自己責任の強化・拡充（制度の簡素化や柔軟性の確保）

⇒・ 制度の運営に係る規制を簡素化、柔軟化し、必要最小限のものを法令で定める。それ以外は地方自治体の裁量に委ね、自己責任の下で運営。現場の経験を制度に反映させるしくみを構築

＜参考＞
・介護予防の充実の必要。市町村の介護予防事業について事業量の制限がある（介護給付総額の2%以内）
・サービスを必要とする人に包括的なケアを提供できるような拠点を整備（総合プラットホーム・ワンストップサービス）

③ 国民健康保険制度の持続可能性の確保

⇒ ・国民健康保険を都道府県単位化することにより、保険料の格差是正や財政基盤の安定化を推進
（将来的に、国民健康保険及び被用者保険の一元化を視野）
・国保に低所得者が集中する構造に鑑み、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化

＜国民健康保険の構造的な問題＞
・1人当たり保険料の全国格差：4.8倍(H20)　年額最高：135,188円、最低：28,132円（国保加入者1人当たり平均所得：79万円）
・無職者、低所得者の状況（H20）…無所得世帯割合：26.3%、保険料軽減世帯割合：40.6%
（参考）保険別の加入者一人あたり保険料／所得（一部推計）　国保　10.5%、協会けんぽ　8.7%、健保組合　5.9%

6

国民の視点から見た社会保障サービス

○ 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
○ このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項　目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害（国1／2）	予防接種自体（インフルエンザ等）【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん（国1／2）	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務（国1／2）	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診（9回分）（国1／2）	妊婦健診（5回分）・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当（国定率負担）、児童扶養手当（国1／3）	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所（1／2）	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用（介護保険施設）（保険料50%、国20%）	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費（特定の医療費を自己負担1割水準まで軽減）（国1／2）	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助（国3／4）	福祉事務所（ケースワーカー等）【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担（保険料50%と国43%）	保険料軽減【3,670億円】

注：地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値
下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの
※：地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される（平成20年度実績　350億円（うち乳幼児分69億円））

7

社会保障サービスの給付と負担の全体像と実施体制

○ 年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障サービスのほとんどは地方自治体が担っている。
○ 社会保障サービスには国直轄、国補助事業、地方単独事業があるが、国民の視点から見れば一体的に提供されており、給付と負担を検討するにあたっては、全体を把握し、提示。

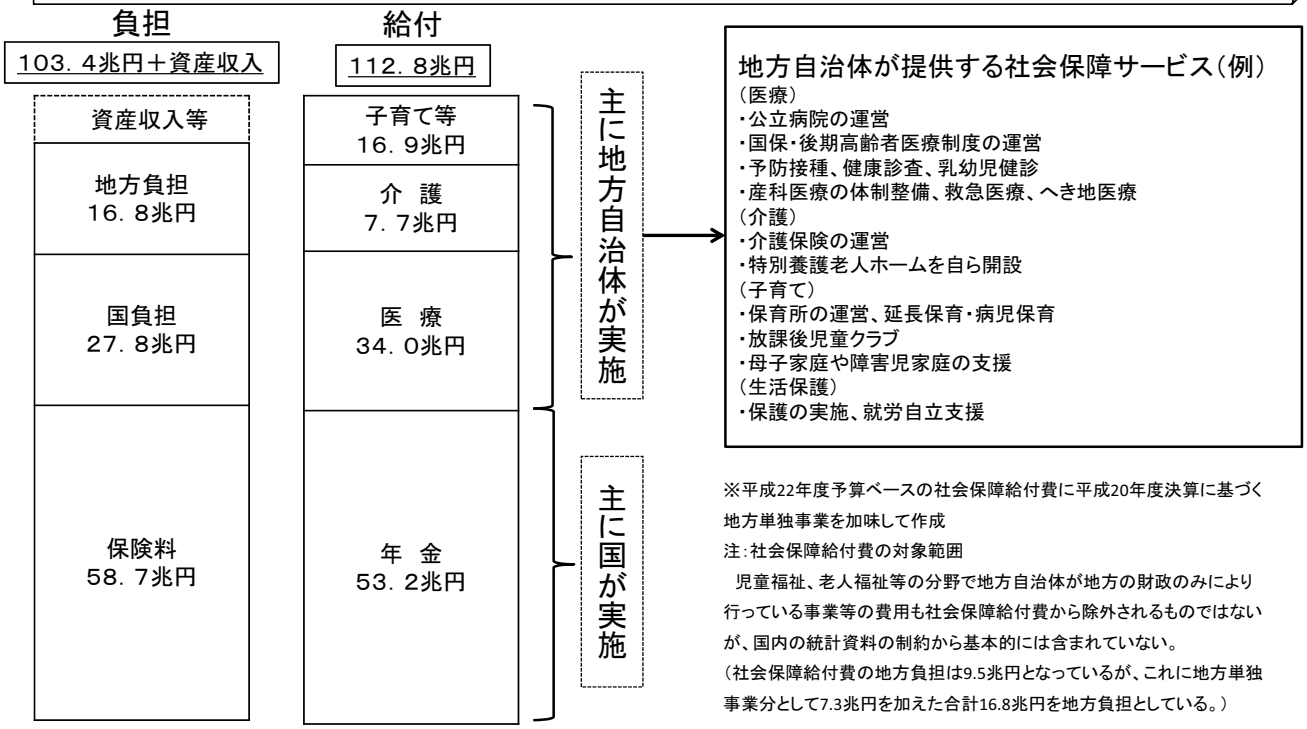

※平成22年度予算ベースの社会保障給付費に平成20年度決算に基づく地方単独事業を加味して作成

注：社会保障給付費の対象範囲

児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

（社会保障給付費の地方負担は9.5兆円となっているが、これに地方単独事業分として7.3兆円を加えた合計16.8兆円を地方負担としている。）

8

社会保障の給付と負担の現状（2011年度予算ベース）

社会保障給付費（※）　2011年度（予算ベース）　107.8兆円　（対GDP比　22.3%）

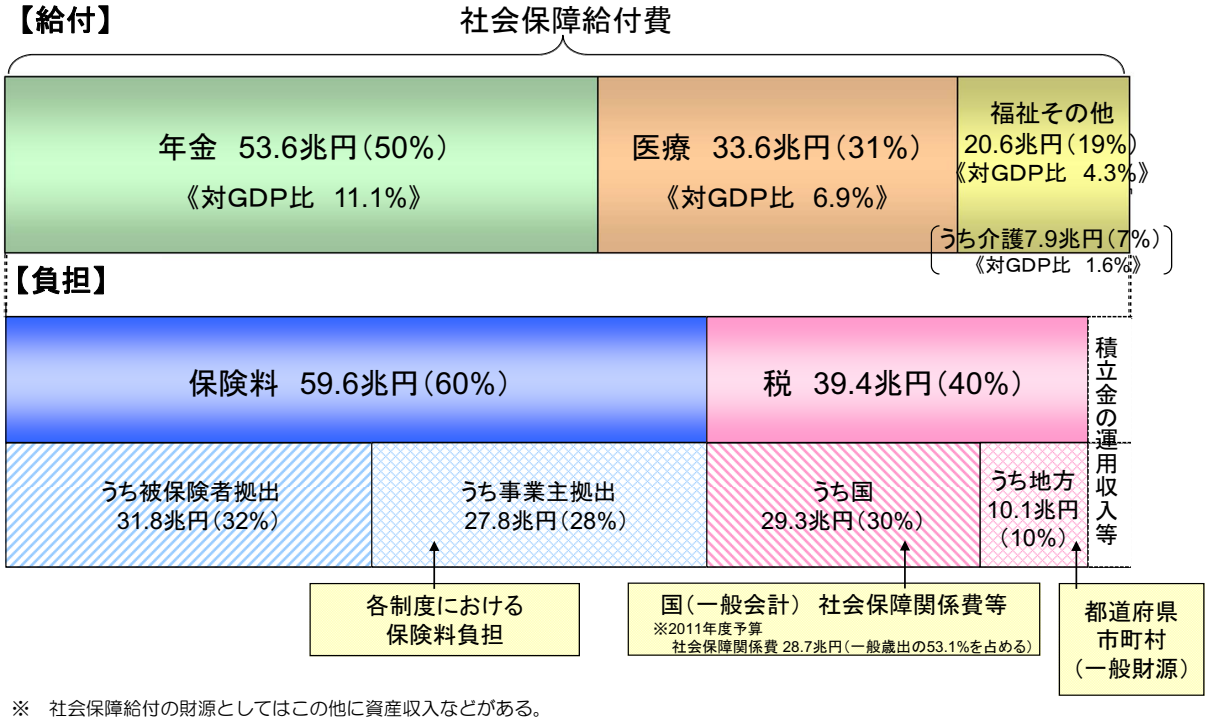

※　社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

9

地方単独事業について

総務省

平成23年6月13日

総務大臣　片山善博

10

社会保障サービスにおける地方単独事業

1　今回の「社会保障改革案」に示された「社会保障給付費」推計対象は、技術的な理由などから基本的に年金などの国の事業及び地方団体が実施する社会保障サービスのうち国庫補助負担事業に限定されている。

2　「地方単独事業」とは、地方団体が行う事業のうち国庫補助負担事業以外のものを指し、その大半は、「法令等により義務づけられたもの」、「全国的に実施されておりその上に立って国庫補助負担事業が制度化されているもの」であり、それらの中には、国庫補助負担事業が同化定着したため地方分権の観点から一般財源化されたものもある。また、離島、山村、過疎、豪雪地帯などについては、地域の実情に応じて特別に実施される事業であっても、その地域の住民にとっては必要不可欠なものが多い。

3　社会保障サービスのうち、年金以外のものはほとんどが地方団体により提供されており、それが国庫補助負担事業であるか地方単独事業であるかは、国民には分からないし、国民にとっては区別する実益がない。両者が一体として安心・安全な国民生活に寄与しているものである。

4　従って、今回の社会保障と税の一体改革の検討にあたっては、国の事業及び国庫補助負担事業を中心とした「社会保障給付費」という狭い概念で議論するのではなく、「地方単独事業」を含めた社会保障サービスの全体像を国民に提示して、その財源問題を議論すべきである。

11

地方単独事業9．2兆円（2015年度ベースの推計）の内訳（具体例は主な事業）

未定稿

（単位：兆円）

	法令等により義務づけられた事業　約4.8兆円				小計	全国的に実施されている事業　約1.4兆円		小計	分別未済の事業 約3.0兆円	小計	合計
介護	介護保険運営	0.24			0.25	介護用品等支給	0.01	0.01	その他	0.00	0.26
医療	国民健康保険事業	0.79	特定疾患治療調査研究	0.06	2.15	乳幼児医療費助成（就学前に限る）	0.27	0.72	その他	0.66	3.53
	公立病院（一般会計負担分）	0.50	救急医療対策（周産期医療、休日夜間等）	0.06		障害者（児）医療費助成	0.26		医療関係		
	保健所、市町村保健センター	0.30	広域病院負担金、診療所運営補助	0.04		母子（父子）家庭医療費助成	0.07		健康対策		
	インフルエンザ等予防接種	0.14	成人健診	0.03							
	がん検診	0.12	新型インフルエンザ対策	0.02							
子ども・子育て	保育所（公立・私立）	0.75	放課後児童対策	0.05	1.64	子ども子育て関連助成金等	0.27	0.28	その他	0.40	2.32
	幼稚園（公立・私立）	0.28	児童相談所・一時保護所	0.04		多子世帯保育料等軽減	0.01		施設運営等		
	乳幼児健診・妊婦健診	0.11	次世代育成支援対策	0.03							
	児童館・児童遊園	0.09	幼稚園就園奨励費補助	0.03							
	準要保護児童生徒援助・給食援助	0.08	児童福祉施設等運営補助	0.03							
	知的障害児施設	0.06	母子保健対策	0.02							
介護、医療、子ども・子育て　小計					4.04			1.01		1.06	6.11
その他					0.80			0.38		1.92	3.10
障害者福祉	障害者施設	0.08	小規模作業所等運営補助	0.03	0.23	障害者(児)福祉手当等	0.11	0.16	その他	0.32	0.71
	障害者自立支援・社会参加促進	0.03	障害者（児）居宅介護・活動支援	0.02		障害者タクシー・バス等運賃助成	0.04		障害者福祉		
	障害者地域生活支援	0.03	精神保健福祉施設	0.01							
高齢者福祉	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	0.11	老人福祉センター等老人福祉施設	0.08	0.31	高齢者バス等運営・助成、敬老パス	0.07	0.08	その他 高齢者福祉	0.72	1.11
その他	福祉事務所	0.11			0.26	社会福祉団体運営費補助	0.09	0.14	その他 低所得対策等	0.88	1.28
合計					4.84			1.39		2.98	9.21

＜推計方法（詳細は、別紙のとおり）＞

○ 2009年度決算統計をもとに、国費に関連する社会保障給付費（公費）の伸びを踏まえ推計

○ 上記は、施設整備のための経費、敬老事業（祝い金・記念品等）、乳幼児医療費助成のうち義務教育就学前以外にかかる部分、衛生費のうち社会保障以外の経費（公害関係事業、衛生研究所など）、災害救助費、本庁人件費等の経費は除外している

（注）・「法令等により義務づけられた事業」は、事業ごと、法令ごとに判断している

・「分別未済の事業」は、事案の具体的実施方法ごとではなく、目的別に大括りに計上されたものである

12

２０１５年度の地方負担額の推計方法

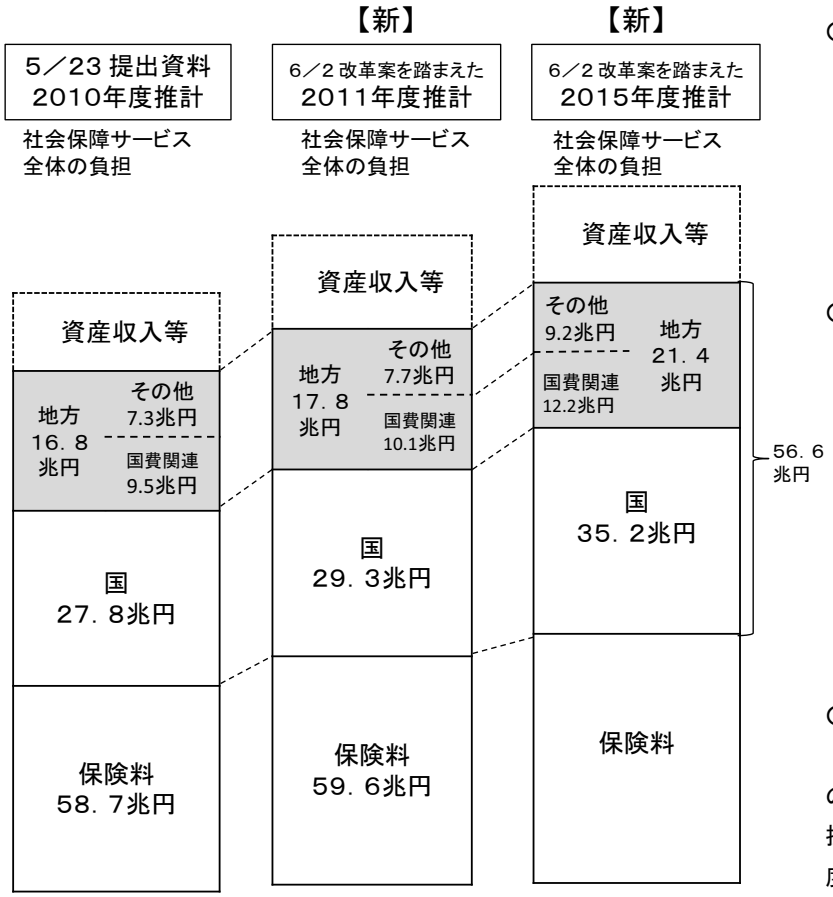

○ 6月2日の集中検討会議で、初めて2011年度ベースの国費に関連する「社会保障給付費」が示されたことから、地方負担についても1年更新し、2009年度の決算統計をもとに2011年度の全体の地方負担（17．8兆円）を推計し直した。このため、国費に関連する地方負担以外の地方負担は従来の7．3兆円から7．7兆円に増加。

○ 2009年度の決算統計をもとにした推計の方法は下記のとおり。

・決算統計上の民生費（災害救助費を除く）、衛生費（清掃費を除く）、労働費、教育費の一部（幼稚園）について、総務省において、個別の事業の実績額を調査。

・その上で、施設整備のための経費、敬老事業（祝い金、記念品等）、乳幼児医療費助成のうち義務教育就学前以外にかかる部分、衛生費のうち公害関係事業や生活衛生分野、本庁人件費などを除外。

○ また、同会議で2015年度ベースの「社会保障給付費（公費）」が示されていることから、2011年度の国と地方の負担割合と同じであることを前提にするとともに、地方負担にも同程度の伸びが見込まれることを前提に、2015年度の地方単独事業を9．2兆円と推計。

13

社会保障・税一体改革の概要（成案のポイント）

Ⅰ　社会保障改革の全体像

○「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指すという社会保障改革の基本的考え方

○ 子ども・子育て、医療・介護等、年金等の個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容等

○ 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

Ⅱ　社会保障費用の推計

○ Ⅰの社会保障改革に係る費用を推計
⇒追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度（2015年度）

○ 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計
⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理

Ⅲ　社会保障・税一体改革の基本的姿

1　社会保障の安定財源確保の基本的枠組み
○ 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保
○ 消費税収（国分）は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化）に充当する分野を拡充
○ 消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）の使途の明確化（社会保障財源化）
○ 引上げ分の消費税収（国・地方）については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ配分し、現行分の消費税収（国・地方）については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない
○ 2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引上げ

2　社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成
○ 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

Ⅳ　税制全体の抜本改革

○ 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制等についての改革の考え方

Ⅴ　社会保障・税一体改革のスケジュール

○ 改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議
○ 社会保障改革は、工程表に従って実施
○ 経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、附則104条の道筋に従って23年度中に法制上の措置
・経済状況の好転は、総合的に判断
・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組み
・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除

Ⅵ　デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

○ デフレからの脱却を実現するための政府・日銀における取組み
○ 社会保障・税一体改革と経済成長との好循環

14

社会保障改革案 （6月2日社会保障改革に関する集中検討会議提出資料）	社会保障・税一体改革成案（案） （6月17日成案決定会合）
Ⅰ　社会保障改革の全体像	Ⅰ　社会保障改革の全体像 1　社会保障改革の基本的考え方 ⑤　国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。 2　改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向 Ⅵ　地方単独事業 ○　以上の改革の方向も勘案し、地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。
Ⅱ　改革後の社会保障費用の推計 2　改革後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計 2015年度における、今回の社会保障改革実施後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の額は別紙2に示すとおり47.4兆円と見込まれる。このうち、年金・医療・介護及び子ども・子育て分野にかかる費用は42.0兆円と見込まれる。	Ⅱ　社会保障費用の推計 2　社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。※ ※2011年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4兆円である。他方、総務省推計によれば、2011年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込まれる。
Ⅲ　社会保障・税一体改革の基本的姿 1　社会保障の安定財源確保の基本的枠組み （1）　消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保 消費税収（国・地方）の使途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の使途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年税制改正法附則104条）に拡充する。	Ⅲ　社会保障・税一体改革の基本的姿 1　社会保障の安定財源確保の基本的枠組み （1）　消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保 消費税収（国・地方）については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条に充当する分野を拡充する。 社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

15

Ⅲ　社会保障・税一体改革の基本的姿 １　社会保障の安定財源確保の基本的枠組み （２）　消費税収の使途の明確化 消費税収（国・地方）は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、消費税収（国・地方）の使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。	Ⅲ　社会保障・税一体改革の基本的姿 １　社会保障の安定財源確保の基本的枠組み （２）　消費税収の使途の明確化 消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。
（３）国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保 上記（１）及び（２）の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。消費税収（国・地方）の具体的充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税収（国・地方）の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。 また、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討する。	（３）国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保 上記（１）及び（２）の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（１）の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ－２における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、Ⅳ（５）に掲げる地方税制の改革などを行う。
Ⅳ　税制全体の抜本改革	Ⅳ　税制全体の抜本改革 また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配意して、検討を進めることとする。 （５）　地方税制 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。
Ⅴ　社会保障・税一体改革のスケジュール	Ⅴ　社会保障・税一体改革のスケジュール 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

16

社会保障・税一体改革成案（案）における消費税・地方消費税の改革

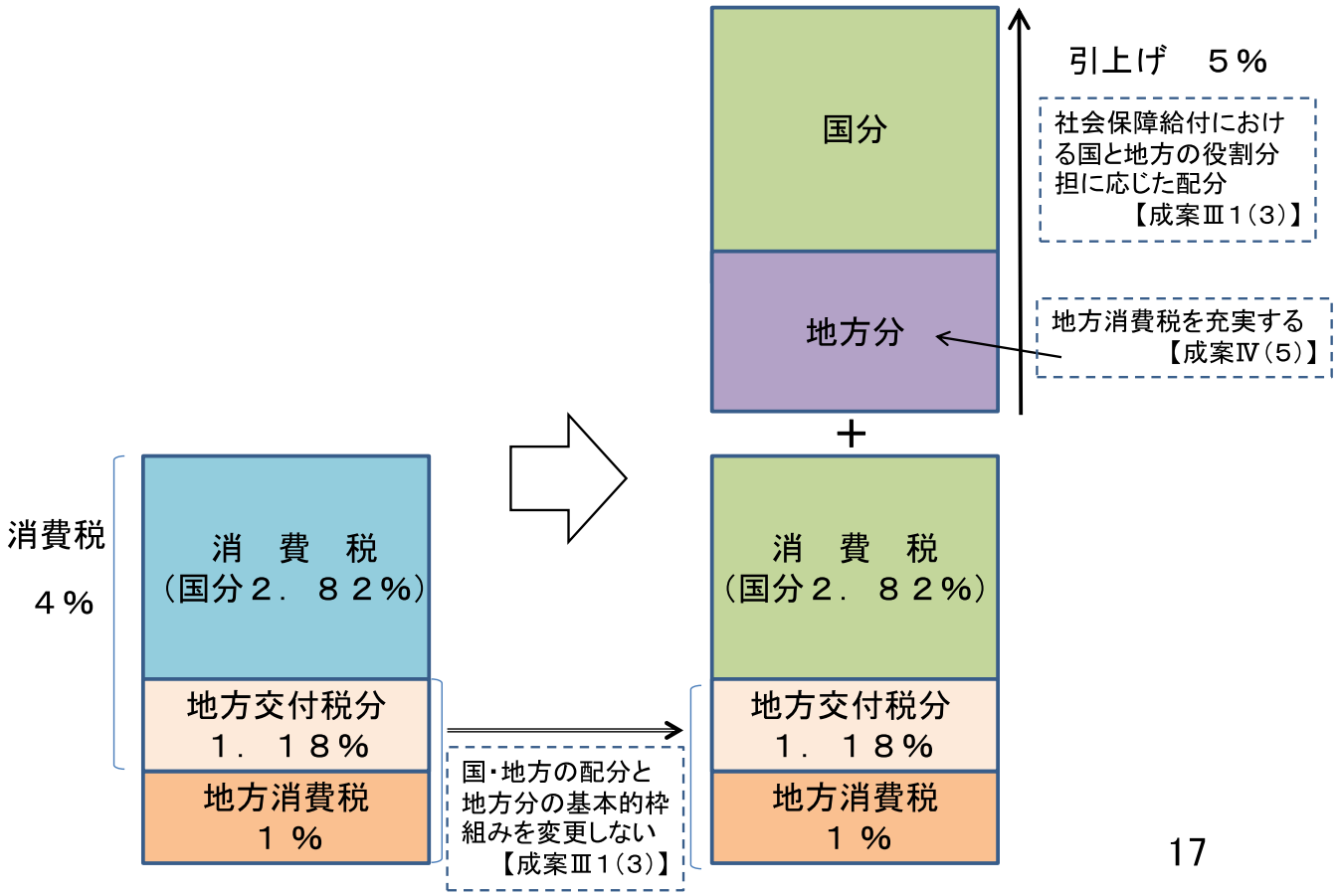

17

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

別紙2

	A 充実（金額は公費（2015年））	B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））	C 工程	D 所要額（公費）２０１５年	E 所要額（公費）２０２５年
Ⅰ 子ども・子育て	○ **子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化** ・ ０～２歳児保育の量的拡充・体制強化等（待機児童の解消） ・ 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の実現） → ３歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%) ・ 総合的な子育て支援（家庭や地域における養育の支援）の充実 ・ 放課後児童クラブの拡充 → 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人 ・ 社会的養護の充実 ⇨ ○ **女性の就業率の向上 ☆** ○ **保育等の従業者の増加 ☆** → 女性（25～44歳）の就業率 2009年 66% → 2020年 73% ・ 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築	・ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて質の改善を図る ・ 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 ・ 国及び地方における実施体制の一元化 （「子ども家庭省（仮称）」の創設等）	**新システム具体案を早期にとりまとめ** ⇩ **税制抜本改革とともに、早急に法案提出**	**０．７兆円程度** ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて１兆円超程度の措置を今後検討	**１兆円超程度** ※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討
子ども子育て計	充実計（2015年） **０．７兆円程度** ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて１兆円超程度の措置を今後検討	重点化・効率化計（2015年） －		**０．７兆円程度** ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて１兆円超程度の措置を今後検討	**１兆円超程度** ※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

1

18

	A 充実（金額は公費（2015年））	B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））	C 工程	D 所要額（公費）２０１５年	E 所要額（公費）２０２５年
Ⅱ 医療・介護等①	○ **地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化** **～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～** ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携（急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等） ・ 在宅医療の充実等（診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等）（8,700億円程度） → 高度急性期の職員等：2025年に現行ベースより２倍増 一般急性期の職員等：2025年に現行ベースより６割程度増 在宅医療等：2011年 17万人/日 → 2025年 29万人/日	＋ ・ 平均在院日数の減少等（▲4,300億円程度） → ○平均在院日数：2011年 19～20日程度 → 2025年 高度急性期：15～16日程度 一般急性期： ９日程度 ○病床数：概ね現状水準 ○精神医療：2025年に在院日数１割程度減少 ・ 外来受診の適正化等（生活習慣病予防、医療連携、ＩＣＴ、番号、保険者機能の強化等）（▲1,200億円程度） ・ ＩＣＴの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減 → 外来患者数：2025年に現行ベースより５％程度減少	・**2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し** ・**基盤整備のための一括的な法整備：2012年目途に法案提出** ・**2025年頃までに医療・介護サービスのあるべき姿を実現**	０．４兆円程度 △０．１兆円程度	１．３兆円程度 △０．６兆円程度
	・ 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実 等 ・ 施設のユニット化 （2,500億円程度） → GH、小規模多機能：2011年 21万人/日 → 2025年 77万人/日 居住系・在宅介護：2011年 335万人/日 → 2025年 510万人/日	＋ ・ 介護予防・重度化予防 ・ 介護施設の重点化（在宅への移行）（▲1,800億円程度） → 要介護認定者数：2025年に現行ベースより３％程度減少		０．１兆円程度	１．２兆円程度
	・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆（2,400億円程度） → 医療介護従事者：2011年 462万人 → 2025年 704～739万人（1.6倍程度）			０．２兆円程度	０．４兆円程度
医療・介護①小計	充実計（2015年） **～１．４兆円程度**	重点化・効率化計（2015年） **～０．７兆円程度**		（上記の機能分化等が全て実現する場合の試算）**～０．６兆円程度**	**～２．３兆円程度**

2

19

	A 充実（金額は公費（2015年））	B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））	C 工程	D 所要額（公費）２０１５年	E 所要額（公費）２０２５年
Ⅱ 医療・介護等 ②	**○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策**		**税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出** ⇩ **順次実施**		
	a 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化 ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 ・ 市町村国保の財政運営の都道府県単位化 ・財政基盤の強化 （低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度）） ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動	（＝完全実施の場合▲1,600億円）		～０．３兆円程度 ･･･被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討	－
	b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化 ・ １号保険料の低所得者保険料軽減強化（～1,300億円） ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動	・ 介護納付金の総報酬割導入（完全実施すれば▲1,600億円） ・ 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化			
	c 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化 ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し（長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等）による負担軽減（～1,300億円程度） ※ 見直しの内容は，機能強化と重点化の規模により変動	・ 受診時定額負担等（高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施（病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討）。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円）ただし、低所得者に配慮。		～０．１兆円程度 ･･･受診時定額負担等と併せて検討	－
	d その他 ・ 総合合算制度（番号制度等の情報連携基盤の導入が前提） ・ 低所得者対策・逆進性対策等の検討	・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し（医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す） ・ 国保組合の国庫補助の見直し ・ 高齢者医療制度の見直し（高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）	**総合合算制度：2015年の番号制度以降導入**	総合合算制度 ～０．４兆円程度	
医療・介護②小計	充実計（2015年） **１兆円程度（改革の内容により変動）**	重点化・効率化計（2015年） **～０．５兆円程度（改革の内容により変動）**		**～１兆円弱程度**	**－**
医療・介護計	充実計（2015年） **～２．４兆円程度（改革の内容により変動）**	重点化・効率化計（2015年） **～１．２兆円程度（改革の内容により変動）**		**～１．６兆円弱程度**	**～２．３兆円程度**

3

20

	A 充実（金額は公費（2015年））	B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））	C 工程	D 所要額（公費）２０１５年	E 所要額（公費）２０２５年
Ⅲ 年金	**【新しい年金制度の創設】** 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する **○ 所得比例年金（社会保険方式）** ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 **○ 最低保障年金（税財源）** ・ 最低保障年金の満額は7万円（現在価額） ・ 生涯平均年収ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね７万円以上の年金を受給できる制度とする		**国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む**		
（注２）	**【現行制度の改善】** **○ 最低保障機能の強化** ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 （0.6兆円程度） ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動 ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円（7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差）を加算する等の前提	＋ **○ 高所得者の年金給付の見直し** 低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討 ※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動 ※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始（1,500万円以上は公費負担分を全額減額）とすると▲450億円程度公費縮小	**税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出** ⇩ **順次実施**	**～０．６兆円程度**	**～０．７兆円程度**

4

21

	A 充実（金額は公費（2015年））	B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））	C 工程	D 所要額（公費）２０１５年	E 所要額（公費）２０２５年
Ⅲ 年金（注２）	● **短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大** → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 ● **第３号被保険者制度の見直し** ・新しい年金制度の方向性（二分二乗）を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 ● **在職老齢年金の見直し** ・６０歳代前半の者に係る調整限度額を、６０歳代後半の者と同じとすることを検討 ● **産休期間中の保険料負担免除** ● **被用者年金の一元化** （●は公費への影響なし）	○ **マクロ経済スライド** ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み ○ **支給開始年齢引上げ** ・先進諸国（欧米）の平均寿命・受給開始年齢を 十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、 68～70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、１歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 ● **標準報酬上限の引上げ** ・健康保険制度を参考に見直しを検討	**2012年以降速やかに法案提出** ⇩ **順次実施** ※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討		
	【業務運営の効率化】 **業務運営及びシステムの改善**				
年金計	充実計（2015年） **０．６兆円程度（改革の内容により変動）**	重点化・効率化計（2015年） **影響額は改革の内容により変動**		**～０．６兆円程度**	**～０．７兆円程度**

2015年度の上記の所要額（公費）合計 ＝ 約２．７兆円程度
（充実3.8兆円程度、重点化・効率化～▲1.2兆円程度を一つの目途）

5
22

	充実、重点化・効率化	工程
Ⅳ 就労促進	○**全員参加型社会の実現** ☆ ・ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保 ・女性の就業率のM字カーブの解消 ・超高齢社会に適合した雇用法制の検討など年齢にかかわりなく働き続けることができる社会づくり ・福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進 ・地域の実情に応じた関係機関の連携と就労促進施策の総合的実施	○就労促進策の継続的推進 ・就業率 2009年 75% → 2020年 80% （若者： 74% → 77% ） （女性（25～44歳）： 66% → 73% ） （高齢者：57% → 63% ） ・ジョブ・カード取得者 300万人（2020年） ・障害者の実雇用率 1.8%（2020年）
	○**ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現** ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定 ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討 ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保	○総合的ビジョン：2011年に策定 ○法制度整備：2011年度 労働政策審議会で結論、所要の見直し措置 ○労働安全衛生法改正法案について、早期国会提出に向け検討
	○**雇用保険・求職者支援制度の財源の検討**	○雇用保険法、求職者支援法の規定（注３）を踏まえ検討
Ⅰ～Ⅳ以外の充実、重点化・効率化項目	○**サービス基盤の整備** ・あるべき医療・介護サービス提供体制の実現、こども園・保育サービス・放課後児童クラブ等のサービス目標達成に必要な基盤整備	○計画的・集中的基盤整備
	○**医療イノベーションの推進** ☆ ・国際水準の臨床研究中核病院等の創設 ・日本発のシーズを実用化につなげるための実務的な相談支援 ・独）医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）の体制強化 ・保険償還価格の設定における医療経済的な観点を踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討	○臨床研究中核病院等：2011年度から３年間で１５か所程度創設 ○臨床研究中核病院等に対し、継続的に研究費を重点配分 ○ＰＭＤＡの審査体制等の強化：2013年度末までに常勤数を751名に増員（2011年4月1日現在648名）。引き続き、合理化・効率化を図りつつ、さらなる強化策を検討 ○先進医療制度の申請・審査手続きの効率化：2011年度からの実施に向け検討
	○**第２のセーフティネットの構築** ・求職者支援制度の創設 ・求職者支援制度をはじめとした第２のセーフティネット施策の切れ目ない連携 ・生活保護受給者等に対する就労支援 → プログラム参加者数及び就労・増収者の増加 ・複合的困難を抱える者への伴走型支援（パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進）	○求職者支援制度：2011年度創設 ○引き続き総合的に推進 ○事業の継続実施 ○ワンストップ・伴走型の市町村主導の専任機関の設置（順次設置）
	・住宅支援の仕組みの検討	○関連制度の改革と併せ検討
	○**生活保護の見直し** ・稼得能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 ・客観的データに基づく生活保護基準の検討	○生活保護基準：基準部会（2011年４月開始）において、2012年末までに検証を実施 ○生保基準以外：国と地方の協議の開催（2011年5月開始）→必要に応じて法案提出
	○**障害者施策** ・障がい者制度改革推進本部において、制度の谷間のない支援の提供、障害者の地域移行や地域生活の支援について検討	○障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害者総合福祉法（仮称）の2012年法案提出
	○**難病対策** ・長期高額医療の高額療養費の見直し（再掲）など難病医療費の支援のあり方の検討	○引き続き制度横断的に検討
	○**震災復興** ・新たな安心地域モデルの提示	○震災復興の検討の中で対応
	○**次世代を担う子ども・若者の育成** ・雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備 ・教育の質と機会均等の確保（特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援の強化）	○引き続き総合的に検討

(注１)費用試算は、厚生労働省の「社会保障制度改革の方向性と具体策」(平成23年５月12日)及びその関連の医療・介護に係る推計等の他、社会保障改革に関する集中検討会議での提案も盛り込んで機械的に試算したもの。
(注２)基礎年金国庫負担２分の１財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。
(注３)雇用保険法：雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で、国庫負担に関する暫定措置を廃止する。
求職者支援法：法施行後３年を目途とした特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に関する費用負担の在り方について速やかに検討する。

6
23

（再掲）貧困・格差対策 ～重層的なセーフティネットの構築～

A 充実（金額は公費（2015年））	D 所要額（公費）２０１５年
1．就労・生活支援が一体となったワンストップサービス	
2．社会保険の適用拡大 **a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大** **b 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化** ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大（完全実施の場合△1,600億円）	～０．３兆円程度 ･･･被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討
3．社会保険制度における低所得者対策の強化 **a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化** （低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度）） ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動 **b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化** ・ １号保険料の低所得者保険料軽減強化（～1,300億円） ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動 **c 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化** ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し（長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等）による負担軽減（～1,300億円程度） ※ 見直しの内容は，機能強化と重点化の規模により変動	～０．１兆円程度 ･･･受診時定額負担等と併せて検討
d 総合合算制度（番号制度等の情報連携基盤の導入が前提）	総合合算制度 ～０．４兆円程度
e 年金制度の最低保障機能の強化 ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 （0.6兆円程度） ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動 ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円（7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差）を加算する等の前提	～０．６兆円程度 ･･･高所得者の年金給付の見直しと併せて検討
4．第２のセーフティネットの構築 **a 求職者支援制度の創設（費用負担の在り方の検討を含む）** **b 複合的困難を抱える者への伴走型支援** **c 生活保護受給者等に対する就労支援** **d 住宅支援の仕組みの検討**	
5．最後のセーフティネットである生活保護の見直し（充実、重点化・効率化） ・ 稼得能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・ 子どもの貧困連鎖の防止 ・ 医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 ・ 客観的データに基づく生活保護基準の検討	
	～１．４兆円程度

7

24

別紙（社会保障の安定財源確保の基本的枠組み）

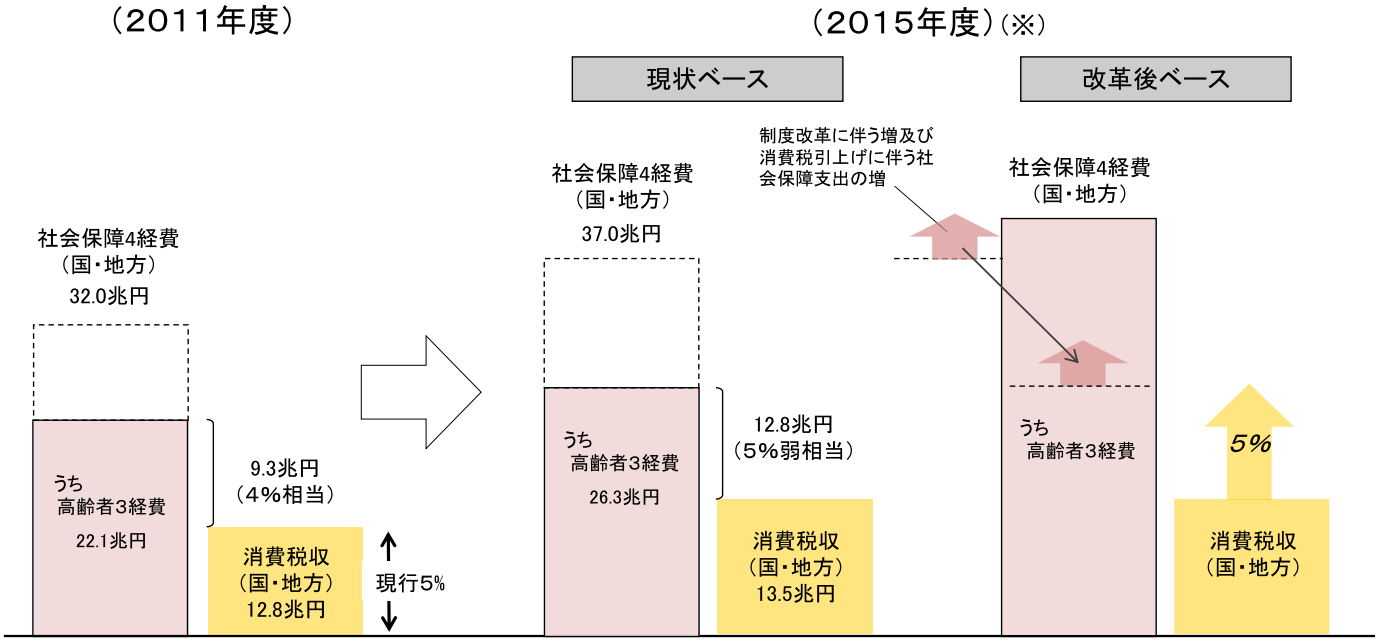

（※） 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

（注1） 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

（注2） 消費税収（国分）を充当する社会保障給付の具体的分野（2015年度時点）は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

（注3） 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（平成21年度税制改正法附則104条）をいう。所要額は厚生労働省による推計（2011年5月時点）。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

（注4） 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」（平成23年1月）に基づく推計（年央に改訂）。

25

別紙（社会保障改革の安定財源の確保）

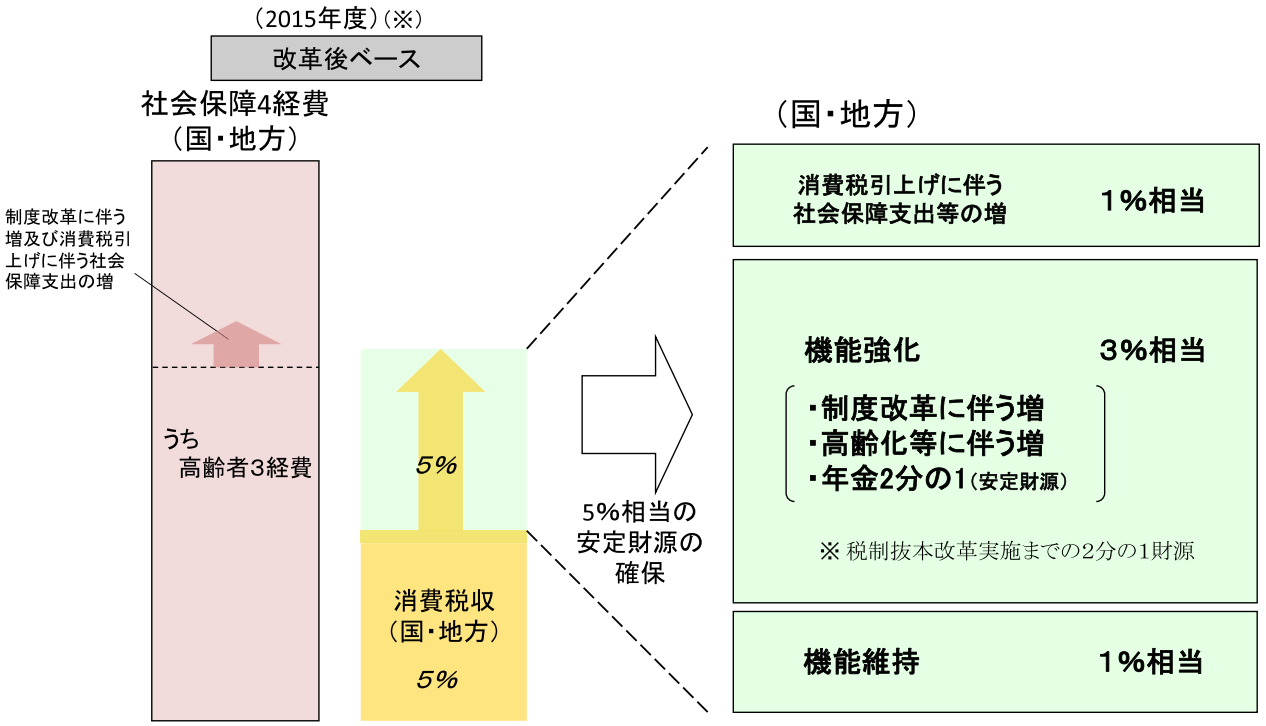

（※） 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

（注1）消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計（2011年5月時点）であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

（注2）高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

（注3）機能強化の額は、厚労省による推計（2011年5月時点）。機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。

（注4）社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（平成21年度税制改正法附則104条）をいう。所要額は厚生労働省による推計（2011年5月時点）。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

26

別紙（社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成）

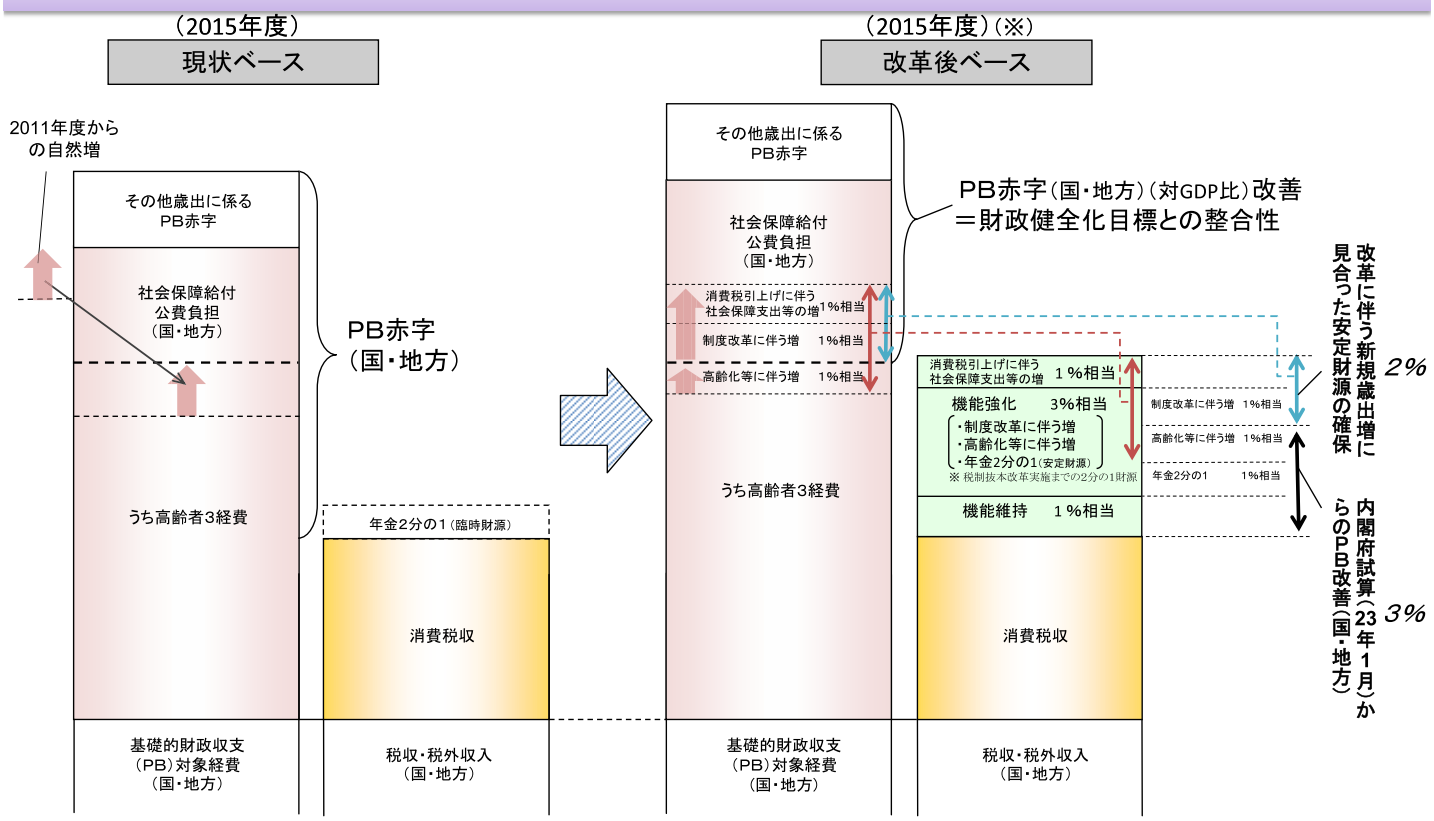

（※） 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

（注1）「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算（平成23年1月）の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB（国・地方）の改善が必要。

（注2）改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び（「機能維持」に含まれる）を超える増加のことである。

（注3）社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

27

社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて

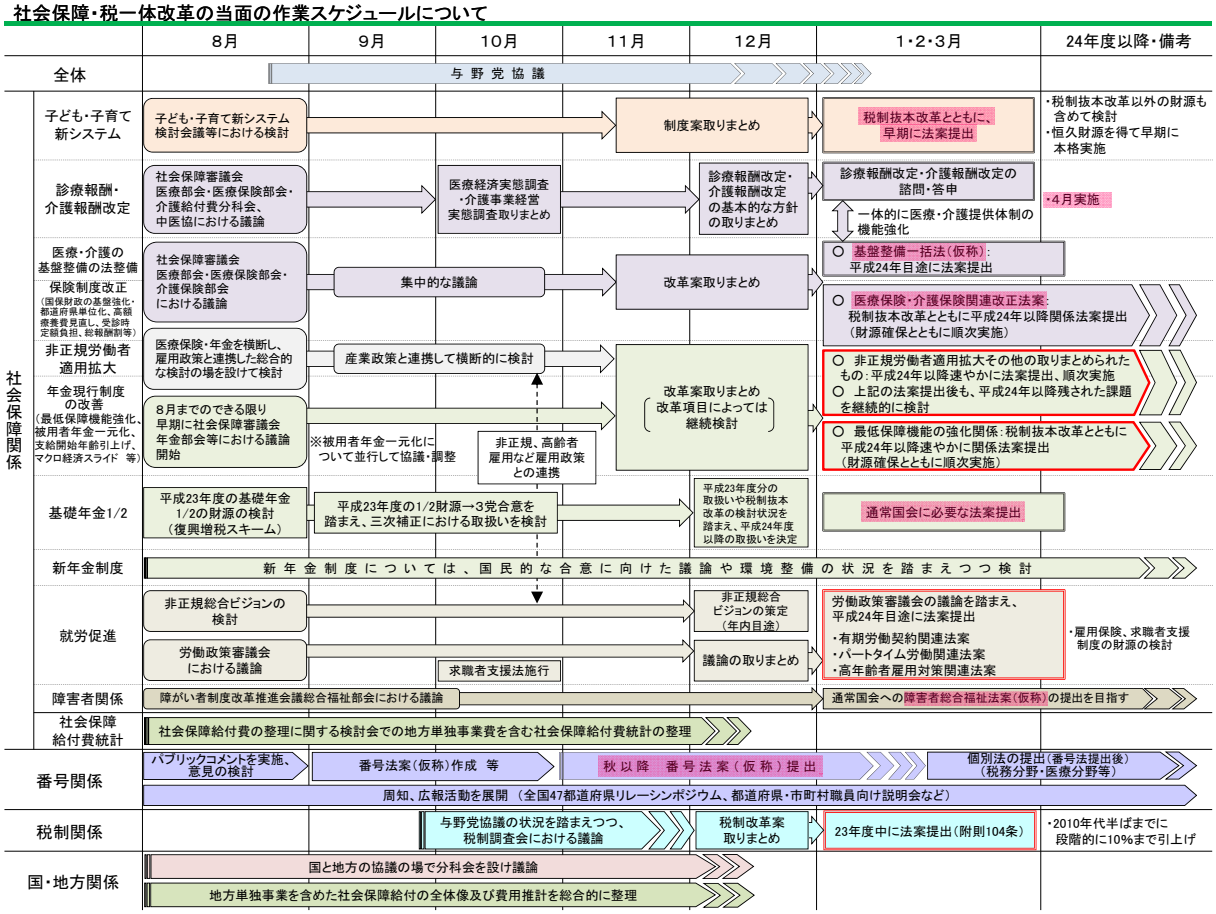

28

「社会保障・税一体改革成案」について

平成 23 年 7 月 12 日
全 国 知 事 会

平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」は、6 月 13 日に開催された「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、当初より地方自治体を委員から排除し、かつ、十分な意見陳述の機会を与えず、国の制度のみを取り上げた非常に一方的な原案を提示した異例の対応には強く抗議する。今後はこのようなことがないように改めて強く申し入れる。

また、「成案」には、その解釈と個別分野における具体的な改革の方向について曖昧な点が多く残されており、これらを明確にしていく必要がある。

そもそも、「社会保障・税一体改革」が国民の理解を得るためには、総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、国と地方は全力を挙げて取り組むべきである。そのため、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方について真摯な協議を行い、財源論をその上で行うべきである。その面から言えば、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートである。

今後とも、分科会を含めた「国と地方の協議の場」という国民に開かれた場において、継続的かつ実質的な協議を行うことで、様々な課題を解決していく。まずは分科会をすみやかに設置し、社会保障と税に関する協議を早急に開始することを強く求める。

29

説　明　資　料

平成 23 年 11 月 16 日（水）

地 域 自 主 戦 略 交 付 金

○ 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
○ 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

＜対象事業＞

- 社会資本整備総合交付金の一部（国土交通省）
- 農山漁村地域整備交付金の一部（農林水産省）
- 水道施設整備費補助　（厚生労働省）
- 交通安全施設整備費補助金の一部（警察庁）
- 学校施設環境改善交付金の一部（文部科学省）
- 工業用水道事業費補助（経済産業省）
- 自然環境整備交付金の一部（環境省）
- 環境保全施設整備費補助金（環境省）
- 消防防災施設整備費補助金（総務省）

＜スキーム＞

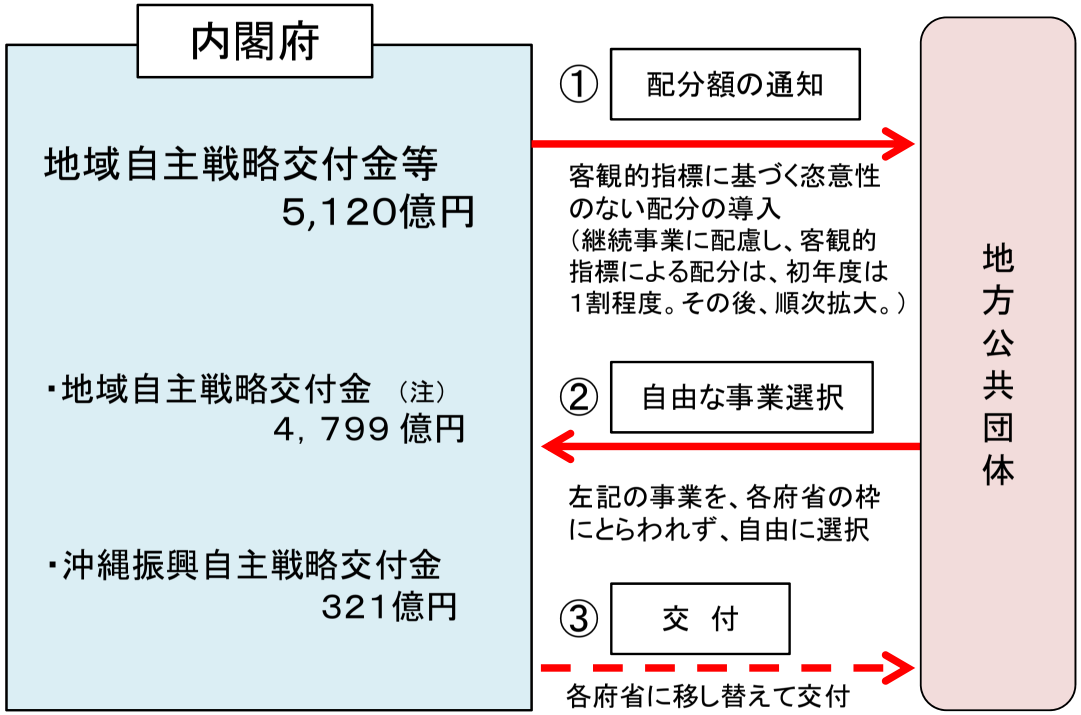

（注）このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。使途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

地域自主戦略交付金　交付限度額

平成23年10月26日
内　　閣　　府

予算額のうち9割程度については、都道府県の継続事業の事業量等に基づき、第一次交付限度額として設定（平成23年4月1日）、1割程度(※1)について客観的指標により算出した上で、公共事業・施設費における5%留保を踏まえ、第二次交付限度額として設定（平成23年6月6日）。その後、執行留保が解除された。

（単位：百万円）

都道府県名	第一次交付限度額（4月1日）	第二次交付限度額（6月6日）	執行留保解除分（※2）	計
1　北海道	36,728	19	1,920	38,667
2　青森県	9,180	516	499	10,195
3　岩手県	9,628	592	574	10,794
4　宮城県	6,001	443	433	6,877
5　秋田県	7,519	541	527	8,588
6　山形県	7,410	479	466	8,355
7　福島県	8,458	686	671	9,815
8　茨城県	9,315	622	605	10,542
9　栃木県	6,962	490	477	7,929
10　群馬県	7,699	416	402	8,516
11　埼玉県	7,889	606	592	9,088
12　千葉県	9,895	589	572	11,056
13　東京都	24,575	1,057	1,096	26,727
14　神奈川県	5,393	319	309	6,022
15　新潟県	18,388	752	781	19,921
16　富山県	6,738	326	314	7,378
17　石川県	7,203	331	318	7,851
18　福井県	6,801	311	299	7,411
19　山梨県	8,860	317	301	9,477
20　長野県	11,351	682	662	12,695
21　岐阜県	6,522	452	440	7,414
22　静岡県	10,727	567	550	11,843
23　愛知県	14,508	754	727	15,989
24　三重県	6,532	486	474	7,492
25　滋賀県	4,930	331	322	5,583
26　京都府	4,752	323	314	5,389
27　大阪府	8,707	466	450	9,623
28　兵庫県	11,928	677	670	13,275
29　奈良県	5,622	306	296	6,223
30　和歌山県	7,929	420	406	8,755
31　鳥取県	5,644	309	298	6,251
32　島根県	11,084	454	475	12,012
33　岡山県	7,479	439	439	8,358
34　広島県	5,704	601	594	6,899
35　山口県	7,289	514	501	8,304
36　徳島県	4,071	338	331	4,739
37　香川県	3,884	303	303	4,490
38　愛媛県	6,952	446	442	7,840
39　高知県	7,894	422	408	8,724
40　福岡県	15,146	557	542	16,245
41　佐賀県	7,457	308	294	8,059
42　長崎県	10,340	426	559	11,324
43　熊本県	10,698	540	529	11,767
44　大分県	9,598	459	443	10,500
45　宮崎県	6,384	431	420	7,236
46　鹿児島県	13,515	547	814	14,875
47　沖縄県　（※3）	33,166	2	1,741	34,909
合計	464,454	21,969	25,601	512,024

※1　沖縄振興自主戦略交付金等を除く1割の額を客観的指標により算出している。
※2　執行留保の解除に伴う交付限度額については、別枠措置分（北海道、離島・奄美、沖縄分）における執行留保の解除等に伴う交付限度額（第一次交付限度額対応分）と客観的指標による配分額における執行留保の解除に伴う交付限度額（第二次交付限度額対応分）との合算を記載している。
※3　沖縄県分については、沖縄振興自主戦略交付金の執行留保の解除に伴う交付限度額（1,607百万円）を含む。

客観的指標による配分

算出額　４４０億円程度　※

○ 各都道府県の客観的指標による算出額(1割相当分)は、下表に掲げる各々の金額を、各々の客観的指標により按分して算出した額を合算した額となる。
○ 項目ごとの配分額は、都道府県を縛るものではなく、都道府県は配分合計の範囲で内訳にとらわれず事業を選択できる。

（億円）

社会資本整備 ３４２							農山漁村整備 ８２			その他 １５
A 道路延長（注1） １８７	港湾水際線延長 ９	河川要改修延長（注2） ３７	土砂災害危険箇所数 ２５	流域下水道未整備等管渠延長・処理場処理能力（1/2ずつ） ２７	都市計画区域面積 ６	公営住宅管理戸数 １１	B 耕地面積 ２６	林野面積 ８	漁港海岸線延長 ２	E ・未耐震水道管路延長 ９.２ ・地方道道路延長 ・自動車保有台数 ・人口集中地区人口（1/3ずつ） ３.７ ・工業用水道事業計画給水能力 １.３ ・都道府県立高等学校専門学科数 １.０ ・長距離自然歩道延長・利用者数（1/2ずつ） ０.１ ・人口 ０.１
							C 第一次産業就業者数 ３６			
D 財政力に応じた配分（注3） ５０										

（※） 執行留保解除後
（注1）土地価格の差を反映する補正を適用
（注2）河川要改修延長の数値の差を緩やかにする補正を適用
（注3）財政力に応じた配分は、各都道府県の財政力指数を用いて、右記の数値により按分

財政力指数0.46未満	財政力指数に応じて1～2（指数最小県が2）
財政力指数0.46以上	0.5

（注4）表中の金額は、地域自主戦略交付金への拠出額、過去の事業種類ごとの実績額等を用いて算出。当該額は、平成24年度以降、都道府県の事業選択の結果等を踏まえて変わりうるもの

平成23年度　地域自主戦略交付金の対象事業

対象事業	事業内容
交通安全施設整備に関する事業	交通安全施設等整備事業の円滑化対策事業のうち、地方公共団体が主体的に行う道路事業に伴って必要となるもの。
消防防災施設整備に関する事業	耐震性貯水槽、備蓄倉庫、林野火災用活動拠点広場、活動火山対策避難施設、広域訓練拠点施設、救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。）
学校施設環境改善に関する事業	都道府県立高等学校の産業教育施設整備、都道府県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事、都道府県立の社会体育施設整備
水道施設整備に関する事業	水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備、ライフライン機能強化等事業
農山漁村地域整備に関する事業	農山漁村地域整備交付金のうち地域自主戦略交付金の対象となる主な事業は別添1に記載のとおり
工業用水道に関する事業	貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等を対象とした、事業費補助事業及び水源費補助事業（地盤沈下対策、産業基盤整備）
社会資本整備に関する事業	社会資本整備総合交付金のうち地域自主戦略交付金の対象となる主な事業は別添2に記載のとおり
自然環境整備に関する事業	長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く）
環境保全施設整備に関する事業	動物収容・譲渡対策施設整備事業

※　上記事業のうち、直接市町村に交付する事業は対象外。

別添１

農山漁村地域整備交付金のうち地域自主戦略交付金の対象となる主な事業	
農業農村基盤整備	・農地整備事業（戦略作物の生産拡大等を計画的に行うものを除く） ・水利施設整備事業（戦略作物の生産拡大等を計画的に行うものを除く） ・草地畜産基盤整備事業（飼料自給率の向上を計画的に行うものを除く） ・農地防災事業（戦略作物の生産拡大等を計画的に行うものを除く） ＜具体的には、以下の事業を想定＞ ①農地整備事業 水田又は畑地の整備を行うもの。ただし、地域において戦略作物の生産拡大等の目標を定めて行うものを除く。 ②水利施設整備事業 水利施設の整備、保全を行うもの。ただし、地域において戦略作物の生産拡大等の目標を定めて行うものを除く。 ③草地畜産基盤整備事業 草地の整備及び草地の利用に必要な施設整備を行うもの。ただし、地域において飼料自給率の向上のため飼料単収の向上等の目標を定めて行うものを除く。 ④農地防災事業 総合農地防災事業のうち、地域において戦略作物の生産拡大等の目標を定めて行うものを除く。 ・地域用水環境整備事業 ・水質保全対策事業 ・農業集落排水事業 ・集落基盤整備事業 ・中山間地域総合整備事業 ・農地環境整備事業 ・農業用水保全の森づくり事業 ・畜産環境総合整備事業
森林基盤整備	・森林環境保全整備事業 （育成林整備事業（一定要件未満のもの）、林道改良事業） ＜一定の要件未満のものとして、以下の事業を想定＞ 育成林整備事業のうち、利用区域内における森林整備実施率（利用区域森林面積に対する森林整備の実施予定面積の割合）が20%未満の基盤整備を行うもの ・森林居住環境整備事業 （フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山のみち地域づくり交付金） ・治山事業 （人家・公共施設に直接影響する箇所等の予防治山事業を除く） ＜具体的には、以下の事業を想定＞ 予防治山事業のうち、1、2級河川以外の河川又は地区であって、農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護を図るもの

農山漁村地域整備交付金のうち地域自主戦略交付金の対象となる主な事業	
水産基盤整備	・地域水産物供給基盤整備事業（生産拠点漁港等を除く） ＜具体的には、以下の事業を想定＞ 第１種漁港の整備及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備を行うもの。 ただし、条件不利地域における避難上特に必要な第１種漁港の整備を除く。 ・漁場保全の森づくり事業 ・漁港漁村環境整備事業 （漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業、漁村再生交付金）
海岸保全施設整備	・海岸保全施設整備事業（一定規模未満のもの） ・高潮対策事業、侵食対策事業 ＜一定の規模未満のものとして、以下の事業を想定＞ ①農地海岸 おおむね総事業費が50億円未満または防護農地面積が500ha未満のもの ②漁港海岸 おおむね総事業費が10億円未満または防護人口が150人未満のもの ・海岸耐震対策事業 ・海岸堤防等老朽化対策事業 ・津波・高潮危機管理対策事業 ・海岸環境整備事業

注） 上記事業のうち、直接市町村に交付する事業は対象外。

別添２

社会資本整備総合交付金のうち地域自主戦略交付金の対象となる主な事業 （都道府県が行うもの・基幹事業）	
道路	・ 道路の新設・改築（小区間の改良事業・交通安全事業・無電柱化事業） ＜小区間の改良事業として、以下の事業を想定＞ ・特殊改良、局部改良、老朽化橋梁の更新等 ・ 道路の修繕
港湾	・ 緑地等施設整備事業 ・ 海域環境創造・自然再生等事業 ・ 港湾改修事業（放置艇対策） ・ 港湾施設改良費統合補助事業 ・ 長寿命化計画策定事業 ・ みなと振興交付金
治水	・ 総合流域防災事業 ・ 応急対策事業 ・ 特定地域堤防機能高度化事業 ・ 都市基盤河川改修事業 ・ 総合治水対策特定河川事業のうち、都市水防災対策事業 ・ 流域貯留浸透事業 ・ 堰堤改良事業のうち、改良事業・下流河道整備事業・ダム管理用水力発電設備設置事業・貯水池保全事業 ・ 火山噴火警戒避難対策事業 ・ 河川の改良工事、砂防工事及び急傾斜地崩壊防止工事（一定の規模未満のもの） ＜一定の規模未満のものとして、以下の事業を想定＞ ・広域河川改修事業、流域治水対策河川事業のうち、流域面積がおおむね50km^{2}未満の河川において実施する事業 ・通常砂防事業のうち、高さがおおむね10m未満の堰堤を整備する事業 ・急傾斜地崩壊対策事業のうち、高さがおおむね30m未満の斜面において実施する事業 ・ 統合河川環境整備事業 ・ 下水道関連特定治水施設整備事業のうち、上記に該当する事業 ・ 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、上記に該当する事業
海岸	・ 津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・ 海岸堤防老朽化対策緊急事業 ・ 海岸耐震対策緊急事業 ・ 海岸保全施設の整備に関する事業（一定の規模未満のもの） ＜一定の規模未満のものとして、以下の事業を想定＞ ・高潮対策事業、侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、事業箇所の総延長あたりおおむね15ha未満かつおおむね 150人未満の海岸事業（ただし、離島・奄美・北海道・沖縄にあっては、おおむね7.5ha未満かつおおむね75人未満） ・ 海岸環境整備事業 ・ 海域浄化対策事業

社会資本整備総合交付金のうち地域自主戦略交付金の対象となる主な事業 （都道府県が行うもの・基幹事業）	
下水道	**・流域下水道事業の管渠（大規模浸水対策施設を除く。）** ＜具体的には、流域下水道事業の管渠及びこれを補完する施設（雨水貯留管、雨水調整池及びこれを補完する施設を除く。）を想定＞ **・流域下水道事業における処理場（一定の規模未満のもの）** ＜具体的には、全体計画区域内人口が20万人未満かつ当該都道府県の総人口の1割未満である流域下水道事業の終末処理場及びこれを補完する施設（流域下水汚泥処理事業は除く。）を想定＞
市街地整備	**・暮らし・にぎわい再生事業（都道府県施行事業）** **・都市防災推進事業**
都市公園	**・都市公園事業（都市基幹公園等大規模な公園(※)、国家的イベント関連公園の整備(※)を除く。）** ※は具体的には以下を想定 ①大規模な公園の整備 ・都市基幹公園 ・大規模公園 ・10ha以上の特殊公園等 ②国家的イベント関連公園の整備 ・国として開催することを決定した国際的なイベントの会場となる都市公園 ・国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園 **・防災緑地緊急整備事業** **・市民農園整備事業** **・公園事業特定計画調査** **・公園施設長寿命化計画策定調査** **・吸収源対策公園緑地事業** **・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業** **・中心市街地活性化広場公園整備事業** **・市民緑地等整備事業**
広域的地域活性化基盤	**・単独の都道府県が作成した広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業のうち、各々の公共施設で一括交付金の対象とされたもの**
住宅	**・地域住宅計画に基づく事業（一定の規模未満のもの等）** ＜具体的には以下の事業を想定＞ ①公営住宅整備事業 （対象団地の戸数が概ね200戸未満のもの。ただし、地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） ②公営住宅等ストック総合改善事業 （対象団地の戸数が概ね200戸未満のもの。ただし、地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） ③住宅市街地基盤整備事業（各々の公共施設で一括交付金の対象とされたものに限る。） **・住宅市街地基盤整備事業（各々の公共施設で一括交付金の対象とされたものに限る。）**

従前の補助金等と地域自主戦略交付金の対比

（単位：億円）

	一括交付金への拠出額		地域自主戦略交付金配分状況 （平成23年10月14日時点）
	要求・ 「要望」額	予算額	
交通安全施設整備	39	37	36
消防防災施設整備	0.1	0.1	0
学校施設環境改善	29	27	42
水道施設整備	203	191	187
農山漁村整備	1,160	1,090	1,437
工業用水道	14	13	17
社会資本整備	4,000	3,760	3,116
自然環境・環境保全施設整備	2	2	2
合計	5,447	5,120	4,837 （注）

（注） 東日本大震災により、財務大臣発言を受け5%を執行留保された額による配分状況。
また、一部都道府県について、交付限度額未満で配分。

○平成 22 年６月 22 日閣議決定「地域主権戦略大綱について」（抜粋）

第５　ひも付き補助金の一括交付金化

１　趣旨

（１）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（中略）

２　一括交付金の対象範囲

（３）実施手順

・　投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。

○平成 22 年 12 月 16 日閣議決定「平成 23 年度予算編成の基本方針について」（抜粋）

３ 重点分野の基本的方向性

（２）マニフェスト主要事項等の重要な政策課題

③一括交付金

歴史の転換点に立つ、日本の経済・社会の新たな有り様を政府は示すとともに、地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、一括交付金化に着手する。第一段階として、投資補助金を所管する全ての府省が平成 23 年度から、投資補助金の一括交付金化に取り組み、「地域自主戦略交付金」（仮称）を創設することとする。

同交付金の規模は、平成 24 年度には１兆円強を目指すが、平成 23 年度は都道府県分を対象とし、その半分程度の規模を目指す。内閣府予算として計上し、当面は継続事業が実施できるよう配意しつつ、客観的指標による配分を導入するものとする。

○平成 22 年 12 月 16 日地域主権戦略会議（第９回）配布資料（抜粋）

地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、一括交付金を創設する。

このため、第一段階として、投資補助金を所管するすべての府省が平成 23 年度から、投資補助金の一括交付金化に取り組む。

○　規模（投資関係）

都道府県分・市町村分をあわせて１兆円強（初年度はその半分程度か）

※　都道府県分は 23 年度から、市町村分（政令市を含む）は年度間の予算額の変動性を勘案し、24 年度から導入。

第５　ひも付き補助金の一括交付金化

１　趣旨

（１）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（２）原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

（３）手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

２　一括交付金の対象範囲

（１）基本的考え方

・　一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
・　補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

（２）対象範囲の整理方針

・　社会保障・義務教育関係　―　「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
・　その他　―　保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
・　一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り使途の拡大や手続の簡素化等に努める。

（３）実施手順

・　投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。

・　一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、３～５年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

３　一括交付金の制度設計

（１）括り方

（基本的考え方）

・　地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

（実施手順）

・　ブロックごとに使途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

（２）地方の自由度拡大と国の関わり

（基本的考え方）

・　地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国･地方双方の事務の簡素化を図る。

・　地方公共団体における事後評価を充実する。

・　国は、一括交付金化の実施状況を点検し、ＰＤＣＡサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

（３）配分・総額

（基本的考え方）

・　地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。

・　配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。

・　総額は、一括交付金化の対象となる補助金･交付金等の必要額により設定する。

（実施手順）

・　配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による

配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

４　導入のための手順

・　平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
・　また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

平 成 23 年 7 月 7 日
第 12 回地域主権戦略会議資料

平成 24 年度地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリングにおける主な意見

1. 地域自主戦略交付金（投資関係（都道府県分））に係る平成 24 年度制度改正要望

※全て知事会からの要望

（総額）

- 総額は、最低限、各都道府県の継続事業が円滑に実施できるよう、確実に確保すること。
- 東日本大震災に伴い特に必要となる事業は、一括交付金とは別枠で措置すること。

（対象範囲）

- 対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること。（新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和）
- 地域自主戦略交付金と既存交付金との関係を明確化すること（重複の回避、配分方法の整合性等）。
- 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの（例：活動火山周辺地域防災営農対策事業など）、対策すべき地域に偏在性のあるもの（例：道路の液状化対策など）は一括交付金の対象とせず、別途財源措置すること。
- 投資や経常経費を対象とした国の経済対策により創設された各種基金について、必要なものは継続するとともに、一括交付金の対象とすることも検討すること。
- いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、一括交付金の対象に含めること。

（配分）

- 引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないように配慮すること。
- 条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域に、より一層配慮した客観的指標（財政力に応じた配分ウェイトを高めること、未改良道路延長を加える等の未整備状況へのさらなる配慮など）を検討すること。

（執行、手続き等）

- 年度間流用を可能とすること（基金への積立等）。
- 各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること。
- 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること。
- 補助金適正化法の対象外とすること。
- 事務手続き・提出書類を簡素化・共通化すること。
- 事業計画の提出時間を確保するとともに、提出から交付決定までの時間を短縮すること。

・ 本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とすること。

2. 投資補助金（市町村分）の一括交付金化

（総論）

・ 年度間の変動が大きい市町村においても必要な事業が計画的に実施できるものとすること。[市長会、町村会]
・ 市町村向けの制度設計について、都道府県分の運用状況等を踏まえ、国と地方の協議の場等で市町村と十分協議し、地方の納得が得られるよう、見直すべきは見直し、極めて慎重に検討すること。[市長会、町村会]
・ 市町村との合意形成を図ることを優先し、24 年度の制度導入にこだわるべきではないこと。[市長会]
・ 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること。[知事会]
・ 町村が地域の実情に応じて活用できる自主性の高いものとすること。[町村会]

（総額）

・ 従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること。[市長会、町村会]
・ 東日本大震災の復旧・復興財源は、国の責任において別枠で確保し、一括交付金の総額を削減しないこと。[市長会、町村会]
・ 総額は、「国と地方の協議の場」で決定すること。[町村会]

（対象範囲）

・ 自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とすること。[市長会、町村会]
・ 特定地域の特別事情等により講じられている国庫補助金（離島振興関係補助金、史跡等購入費補助金等）は対象外とすること。[町村会]
・ 既存の補助金等では想定していない新規事業を対象とすることや、地方が事業を提案追加できる柔軟性のある仕組みとすること。[町村会]

（配分）

・ 継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮すること。[知事会、市長会、町村会]
・ 客観的指標による配分は、道路の改良率や下水道等の普及率など社会資本の整備状況を考慮すること。[町村会]

（執行、手続き等）

・ 事務手続きが現行より複雑化・負担増とならないようにすること。[知事会、市長会、町村会]

・　補助金適正化法の適用対象外とすること。[町村会]

3.　経常補助金の一括交付金化

・　全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと。社会保障・義務教育関係については、必要な施策の実施が確保される仕組みとすること。[知事会、市長会、町村会]
・　従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確実に確保すること。[知事会、市長会、町村会]
・　東日本大震災の復旧・復興財源は、国の責任において別枠で確保し、一括交付金の総額を削減しないこと。[市長会]

4.　その他

・　制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること。[知事会、市長会、町村会]
・　地方の予算編成に支障を来さないよう、24 年度の制度概要を早急に示すこと。[知事会、市長会、町村会]
・　一括交付金化はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。[市長会]
・　都道府県の運用状況や東日本大震災の被害の甚大性・広域性を踏まえつつ、存続の是非を含め、今後の一括交付金化のあり方を検討すること。[市長会]
・　子ども・子育て包括交付金（仮称）については、「現金給付は国、サービス給付は地方」という地域主権の原則に反することになり、他分野への波及も強く懸念されることから、「国と地方の協議の場」において十分協議し、成案を得ること。[知事会]

平成２４年度における一括交付金の拡充方針について（案）

国庫補助金等の一括交付金化については、「地域主権戦略大綱」（平成22年６月22日閣議決定、以下「大綱」という）、「平成23年度予算編成の基本方針」（平成22年12月16日閣議決定）等に基づき、地域自主戦略交付金の拡充に向け、以下の方向で取り組む。

１　投資関係

（都道府県分）

・　事業選択における自由度をより拡大するとともに、効率的・効果的な執行が可能となるように、地方の意見を聞きながら、対象事業の拡大、増額を図る。

・　検討に当たっては、地方からの提案も踏まえ、積極的な対象事業の追加・対象要件の見直しを行うこととする。その際、個々の補助金の目的・性質や一括交付金化した場合の効果等の観点を踏まえる。

（市町村分）

・　都道府県分と比べ、年度間の変動や地域間の偏在が大きいなどの課題が指摘されており、地方からも慎重な検討を求める意見がある。また、本年３月に発生した東日本大震災の影響等も勘案する必要がある。

・　これを踏まえ、平成24年度においては、市町村の規模又は地域により、導入対象となる地方公共団体の範囲を絞って検討してはどうか。

例えば、まずは市町村のうち、規模も大きく、都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を対象に検討を進めてはどうか。

２　経常関係

・　経常に係る補助金・交付金等については、その太宗が「社会保障・義務教育関係」であり、かつ全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等がかなりの部分を占めている。

・　また、その他の部分についても国家補償的性格のものや地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等が相当程度を占めているとともに、地方団体からは「全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと」等の意見がある。

・　以上を踏まえ、大綱における整理方針をもとに、対象となりうる事業を更に精査していくこととする。

３　その他

・　制度拡充に伴う所要財源については、関係府省より相応の拠出を求める。また、後進地域特例法に伴う所要財源を確保する。

・　客観的指標による配分については、地方が実施している継続事業等に十分配慮しつつその割合の拡大を検討する。また、地方からの提案を踏まえ、本年度の運用状況等を検証しつつ必要に応じて指標の見直しについて検討する。

・　事務手続・添付書類の簡素化など、執行・手続き面においては、地方からの要望及び事業の実施状況を踏まえつつ、関係府省の協力を得ながら必要な見直しを行う。

・　地方公共団体の予見可能性を高められるよう、制度の拡充内容、改善点等について、可能な限り早期に地方へ情報提供等を行っていく。

平成23年10月20日地域主権戦略会議（第13回）配布資料

平成24年度概算要求における地方向け補助金等（投資関係）
（分類は、各府省の判断によるもの）

地域主権戦略室作成

（単位：億円、件）

組織名	平成24年度概算要求額（注3）												一括交付金対象と整理された補助金等（「今後議論対象」、「都道府県分措置済み」を含む）
			一括交付金対象		今後議論対象（注4）		都道府県分措置済（注5）		特定補助金3年～4年		対象外		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
内閣府	6,860	20	23	1	2	1	520	1	4	1	6,310 ※	17 ※	【一括交付金対象】 ・水道施設整備費補助（沖縄）（市町村分） 23 【今後議論対象】 ・農山漁村地域整備交付金（沖縄）（市町村分） 2 【都道府県分措置済】 ・社会資本整備総合交付金（沖縄） 520 ※「地域自主戦略交付金（5,011）」及び「沖縄振興自主戦略交付金（365）」を含む
うち他省庁所管分	826	14	23	1	2	1	520	1	4	1	276	11	
警察庁	226	2									226	2	
総務省	9	1	9	1									【一括交付金対象】 ・消防防災施設整備費補助金（市町村分） 9
文部科学省	1,026	5									1,026	5	
厚生労働省	604	13	227	1					330	7	47	6	【一括交付金対象】 ・水道施設整備費補助 227 （市町村分 207、その他20）
農林水産省	2,266	50			210	5					2,056	46	【今後議論対象】 ・都市農村交流等対策整備交付金（市町村分） 0.3 ・農山漁村活性化対策整備交付金 104 （都道府県分62、市町村分42） ・森林整備・林業等振興整備交付金 13 （都道府県分13、市町村分0.2） ・水産業強化対策整備交付金 69 （都道府県分35、市町村分33） ・農山漁村地域整備交付金（市町村分） 23
経済産業省	4	1	4	1									【一括交付金対象】 ・工業用水道事業費補助 4 （市町村分3、その他1）
国土交通省	20,440	109	58	2	4	1	17,836	3			2,543	106	【一括交付金対象】 ・水道施設整備費補助（北海道） 39 （市町村分31、その他8） ・水道施設整備費補助（離島） 19 （市町村分19、その他1） 【今後議論対象】 ・農山漁村地域整備交付金（離島）（市町村分） 4 【都道府県分措置済】 ・社会資本整備総合交付金 16,941 ・社会資本整備総合交付金（北海道） 677 ・社会資本整備総合交付金（離島） 218
うち他省庁所管分	615	22	58	2	4	1					554	22	
環境省	450	5									450	5	
合計	31,885	206	321	6	215	7	18,356	4	335	8	12,658	187	

注）1.「件数」は予算科目の項別「目」ベースでの補助金等の件数。同一の補助金等を複数の分類に重複して計上している場合があるため、各欄の件数の合算と合計欄の件数は必ずしも一致しない。
2. 各府省から提出された資料をそのまま集計したもので、今後、計数等の変動がありうる。
3. 平成24年度概算要求額には「要望」額を含むが、「東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費」を除いている。
4. 農林水産省が「今後政府部内の議論を踏まえ、対象とできないか検討」とする補助金等。
5. 国土交通省が「都道府県分については措置済み」とする補助金等。
6. 各欄の合算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

平成24年度概算要求における地方向け補助金等（経常関係）
（分類は、各府省の判断によるもの）

地域主権戦略室作成

（単位：億円、件）

組織名	平成24年度概算要求額（注3）										一括交付金対象と整理された補助金等（「今後議論対象」を含む）
			一括交付金対象		今後議論対象（注4）		特定補助金4年		対象外		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
国会	9	3							9	3	
裁判所	2	1							2	1	
会計検査院	0.1	1							0.1	1	
内閣	0.1	1							0.1	1	
内閣府	258	24							258	24	
うち他省庁所管分	39	4							39	4	
警察庁	411	3							411	3	
総務省	1,412	23					19	1	1,393	22	
法務省	39	10							39	10	
外務省	0.2	1							0.2	1	
財務省	78	4							78	4	
文部科学省	21,649	34							21,649	34	
厚生労働省	161,994	145							161,994	145	
農林水産省	868	53			2	3			865	50	【今後議論対象】 ・農山漁村活性化対策推進交付金 0.3 （都道府県分0.03、市町村分0.2） ・森林整備・林業等振興推進交付金 （都道府県分） 1 ・水産業強化対策推進交付金 （都道府県分） 1
経済産業省	1,390	15							1,390	15	
国土交通省	213	31							213	31	
うち他省庁所管分	1	1							1	1	
環境省	201	17							201	17	
防衛省	763	10							763	10	
合計	189,288	376	－	－	2	3	19	1	189,267	372	

注） 1.「件数」は予算科目の項別「目」ベースでの補助金等の件数。同一の補助金等を複数の分類に重複して計上している場合があるため、各欄の件数の合算と合計欄の件数は必ずしも一致しない。
2. 各府省から提出された資料をそのまま集計したもので、今後、計数等の変動がありうる。
3. 平成24年度概算要求額には「要望」額を含むが、「東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費」を除いている。
4. 農林水産省が「今後政府部内の議論を踏まえ、対象とできないか検討」とする補助金等。
5. 各欄の合算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

平成23年10月20日地域主権戦略会議（第13回）配布資料

地方向け経常補助金等の24年度概算要求(総額18兆9,288億円)

地域主権戦略室
作成

（単位：億円）

社会保障 16兆1,415億円								文教・科学振興 2兆1,663億円			その他
								高校無償化 3,907			
その他 5,014	高齢者医療 48,948	生活保護 28,410	市町村国保 23,953	介護保険 22,371	手当給付費等交付金（仮称） 15,060	障害者支援 10,075	児童扶養手当等 7,585	その他 2,081		義務教育 15,675	6,210億円

社会保障（その他）　（5,014億円）

原爆被爆者手当交付金(厚生労働省)⑤	904
児童育成事業費補助金(厚生労働省)⑧	600
子育て支援交付金(厚生労働省)☆	524
疾病予防対策事業費等補助金（除く健康危機管理）(厚生労働省)☆	368
生涯職業能力開発事業等委託費(厚生労働省)⑧	332
国民年金等事務取扱交付金(厚生労働省)⑧	287
医療提供体制推進事業費補助金(厚生労働省)☆	255
セーフティネット支援対策等事業費補助金(厚生労働省)②	230
国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金(厚生労働省)③	175
母子保健衛生費補助金(厚生労働省)☆	107

文教・科学振興（その他）（2,081億円）

私立高等学校等経常費助成費補助金(文部科学省)☆	1,001
厚生労働科学研究費補助金(厚生労働省)☆	300
幼稚園就園奨励費補助金(文部科学省)②	225
科学試験研究費補助金(厚生労働省)☆	131
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金(文部科学省)②	102
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(文部科学省)☆	85
在外教育施設派遣教員委託費(文部科学省)⑦	76
特別支援教育就学奨励費負担金(文部科学省)②	51
特別支援教育就学奨励費補助金(文部科学省)②☆	23
初等中等教育等振興事業委託費(文部科学省)⑦	19

その他　（6,210億円）

電源立地地域対策交付金(文部科学省、経済産業省)⑧	1,098
交通安全対策特別交付金(総務省)⑧	711
国有資産所在市町村交付金等(各府省)⑥	578
特定防衛施設周辺整備調整交付金(防衛省)⑤	311
都道府県警察費補助金(警察庁)⑤	296
中山間地域等直接支払交付金(農林水産省)☆	260
電源立地等推進対策交付金(文部科学省、経済産業省)⑧	166
施設周辺整備助成補助金(防衛省)⑤	159
原子力施設等防災対策等交付金(文部科学省)⑧	128
国宝重要文化財等保存整備費補助金(文部科学省)⑤	125

「分類」(対象外の理由)
①特定補助金
②保険・現金
③義務的な負担金等
④災害復旧
⑤国家補償
⑥地方税の代替
⑦国庫委託
⑧特定財源
⑨特定地域
☆その他

（注1）計数及び「分類」は各省からの提出資料をそのまま集計したもので、今後変動がありうる。
（注2）平成24年度概算要求額には「要望」額を含むが、「東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費」を除いている。
（注3）各事項の合算と総額は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

平成２４年度予算編成に向けた意見
（一括交付金関係）

平成２３年１０月２０日
全　国　知　事　会

平成２３年９月２０日に閣議決定された「平成２４年度予算の概算要求組替え基準について」に基づき、内閣府においては平成２４年度概算要求において、地域自主戦略交付金について日本再生重点化措置分（以下、「特別枠」）を含め５，３７６億円（対前年度比２５６億円（５％）増）を要求され、投資関連の拡充分及び経常補助金の一括交付金化分については事項要求とされたところである。

平成２３年度予算では、地域自主戦略交付金の総額は約６％削減され、各都道府県では継続事業の実施にすら支障を来している状況にあることから、政府においては今後の予算編成にあたり、特に下記事項について十分配慮されたい。

なお、制度の改善等を要望している「平成２４年度地域自主戦略交付金の制度設計に関する意見」（平成２３年６月２３日提出）についても、併せて反映していただくことを求める。

記

＜投資関連（地域自主戦略交付金の拡充）について＞

１　総額及び対象事業について

①　特別枠は予算額７，０００億円に対し２兆円弱の要望があるように、非常に競争率が高く厳しい情勢ではあるが、地域自主戦略交付金について、是非とも特別枠を含めた満額（５，３７６億円）を確保すること

また、地域自主戦略交付金のうち、北海道、奄美、離島分の予算額については、引き続き別枠で明示し確実に措置すること

なお、地方が真に必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の公共事業予算の総額を確実に確保すること

② 地方自治体の自由裁量の拡大の観点から、

(1)「社会資本整備総合交付金」及び「農山漁村地域整備交付金」の対象事業及び額の相当部分を「地域自主戦略交付金」に移管し、「地域自主戦略交付金」の対象事業を拡大するとともに、対象事業の拡大に見合った予算額とすること

(2)また上記以外にも、既に一部が対象となっている投資補助金について、さらに対象事業及び額を地域自主戦略交付金へ移管するとともに、新たな投資補助金についても、所要の財源を確保した上で地域自主戦略交付金へ算入すること

③ 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域に関するもの等は地域自主戦略交付金の対象とせず、別途財源措置すること

④ 都道府県分と市町村分については、明確に区分して制度設計すること

２ 客観的指標について

客観的指標による配分については、社会資本整備の遅れた地方の実情を考慮するとともに、財政力の弱い団体により配慮した仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと

＜経常関連（経常補助金の一括交付金化）について＞

１ 総額について

経常補助金の一括交付金化については、事項要求とされたところであるが、対象となる現行補助金と同額以上の予算額を確保すること

２ 対象事業について

全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な事業は対象としないこと（対象事業の選定に当たっては、地方と十分協議すること）

＜その他＞

１　補助金適正化法関連

補助金適正化法施行令（政令）第２条を改正し、地域自主戦略交付金及び沖縄振興自主戦略交付金を除外すること（地域自主戦略交付金等及び創設予定の経常関連の一括交付金を補助金適正化法の対象外とすること）

２　沖縄振興一括交付金（仮称）及び東日本大震災復興交付金（仮称）関連

政府が検討している沖縄振興一括交付金（仮称）及び東日本大震災復興交付金（仮称）については、地域自主戦略交付金とは別に財源措置すること

３　各種基金関連

投資や経常を対象とした国の経済対策により創設された各種基金について、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう財源措置を講じること。また、必要に応じ基金事業の期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件を見直すこと

４　子ども・子育て包括交付金関連

「子ども・子育て包括交付金（仮称）」については、「国と地方の協議の場」で十分議論し、成案を得ること

21 市町村　普通建設事業費(補助事業)の国庫支出金額

区分		国庫支出金額 （百万円）	市町村名 （人）
政令指定都市	平均額	12,564	
【18】	最大額	26,214	横浜市(3,620,562)
	最少額	2,591	岡山市(688,996)
中核市	平均額	3,479	
【41】	最大額	8,433	兵庫県姫路市(533,547)
	最少額	724	大阪府東大阪市(487,869)
特例市	平均額	1,995	
【41】	最大額	5,473	新潟県長岡市(283,631)
	最少額	581	茨城県つくば市(203,116)
一般市	平均額	1,347	
（人口15～20万人）	最大額	4,540	埼玉県狭山市(155,386)
【45】	最少額	142	埼玉県久喜市(154,647)
一般市	平均額	987	
（人口9～11万人）	最大額	2,799	静岡県島田市(102,179)
【55】	最少額	193	千葉県鎌ヶ谷市(107,314)
一般市	平均額	326	
（人口1～3万人）	最大額	1,527	岐阜県山県市(29,898)
【63】	最少額	8	山梨県上野原市(26,947)
町村	平均額	241	
（人口1～1.2万人）	最大額	2,951	沖縄県金武町(11,170)
【69】	最少額	0.1	岡山県勝央町(11,480)
町村	平均額	124	
（人口4～5千人）	最大額	695	沖縄県伊江村(4,914)
【44】	最少額	0	北海道鹿部町(4,596)

※平成21年度地方財政状況調査（決算統計）より

※区分欄の【　】は該当団体数、市町村欄の(　)はH22.3.31現在の住基台帳人口

市町村　普通建設事業費（補助事業）の国庫支出金の推移【政令指定都市】

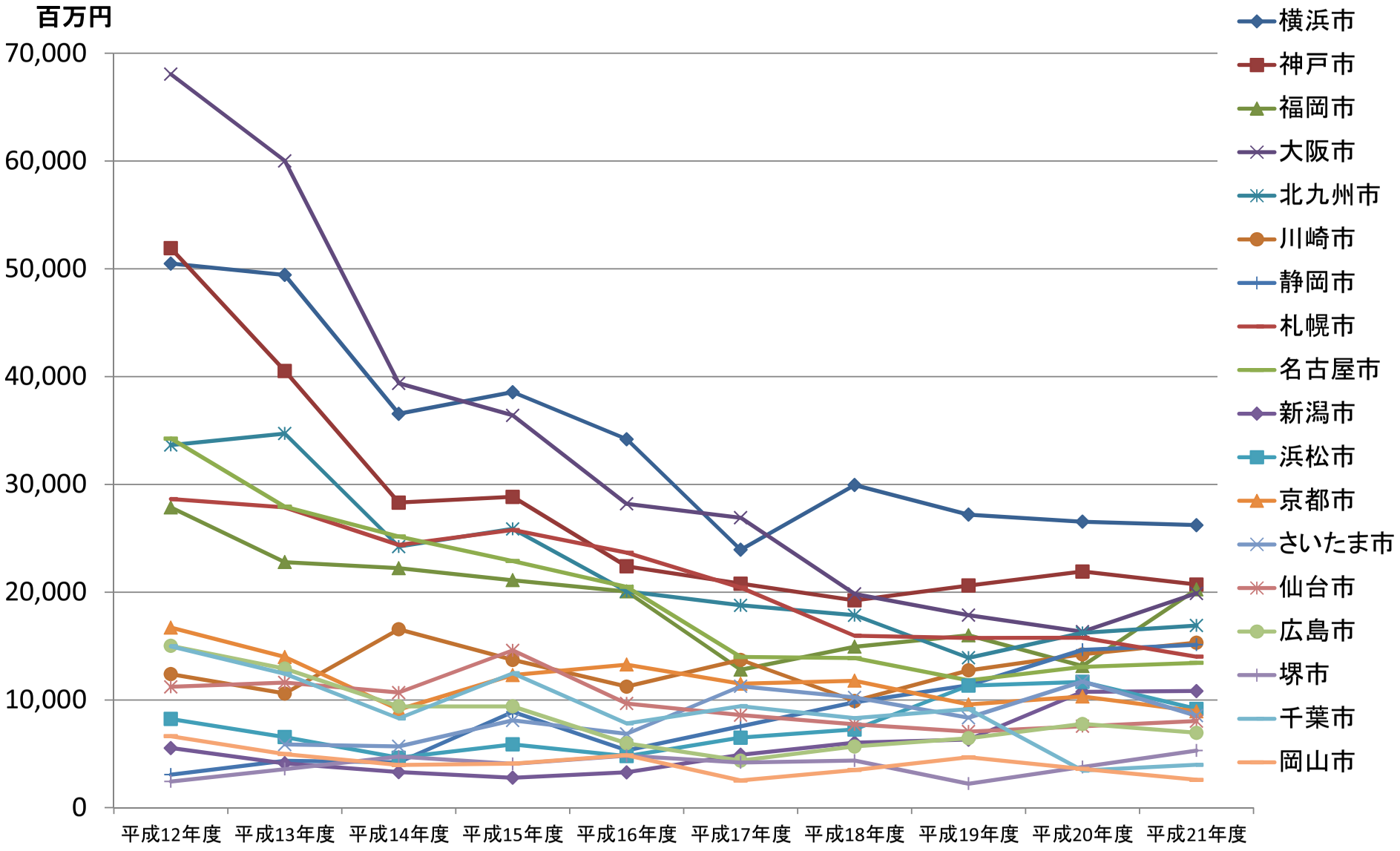

26

市町村　普通建設事業費（補助事業）の国庫支出金の推移【中核市】

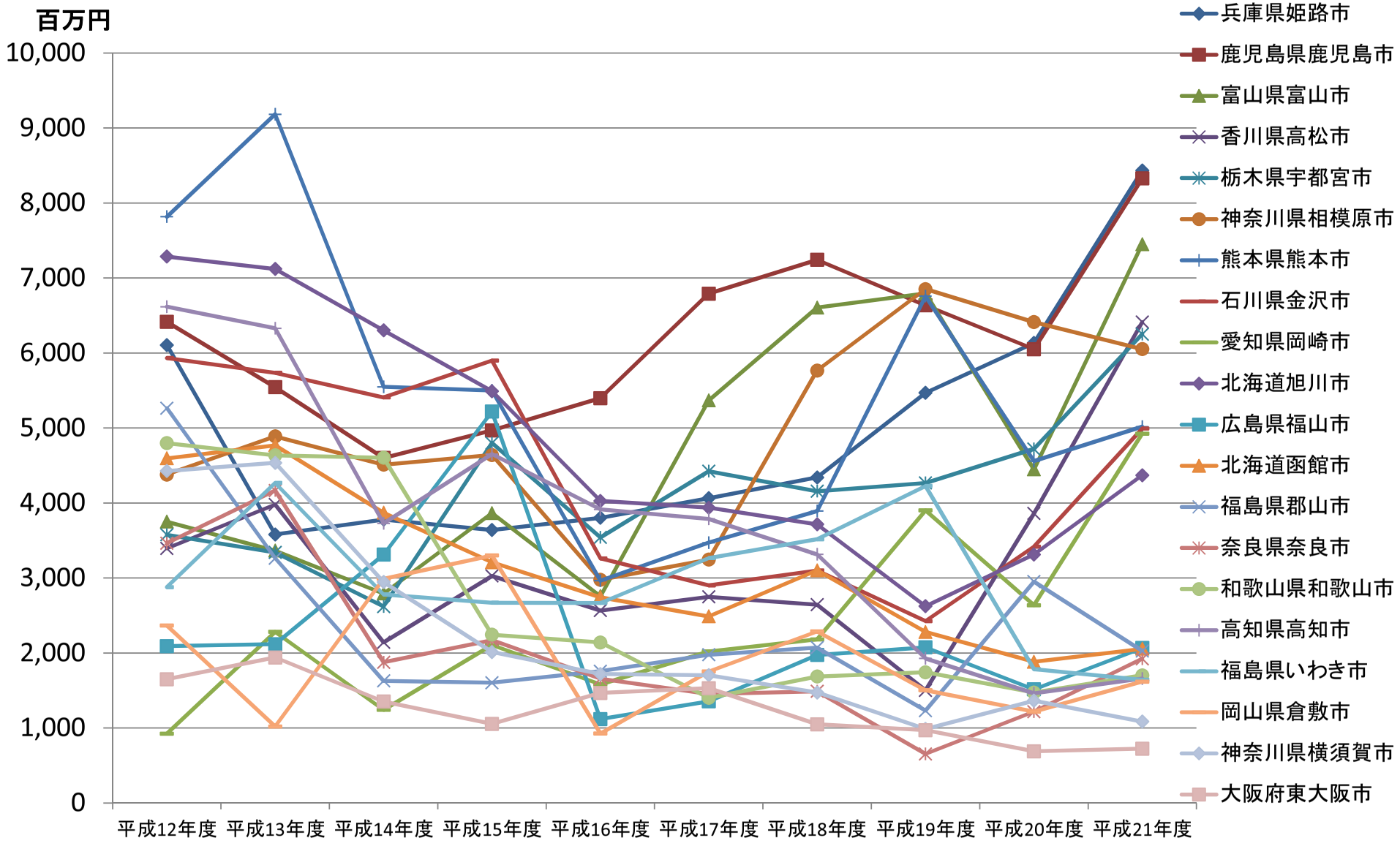

市町村　普通建設事業費（補助事業）の国庫支出金の推移【一般市（9～11万人）】

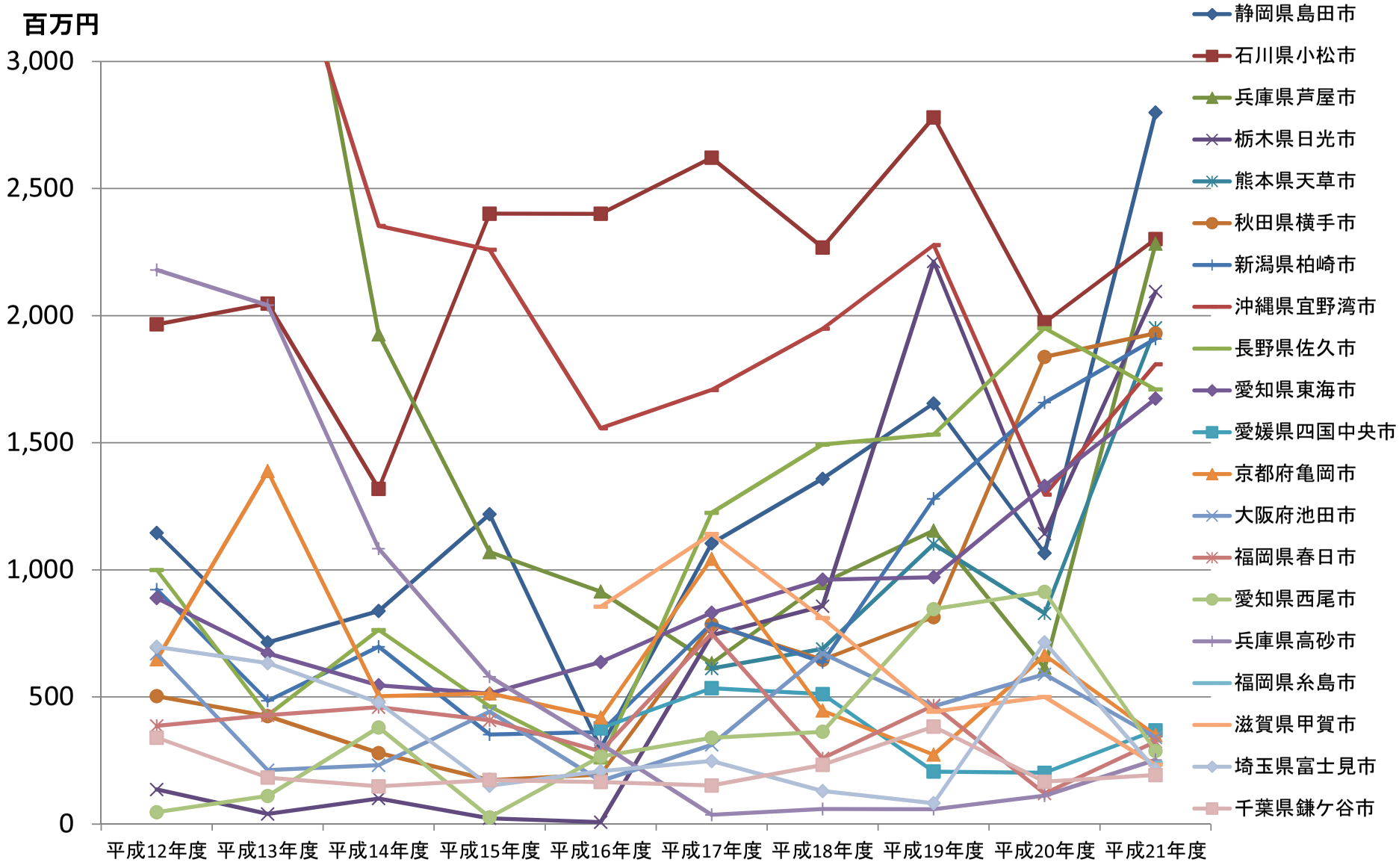

28

市町村　普通建設事業費（補助事業）の国庫支出金の推移【町村（1～1.2万人）】

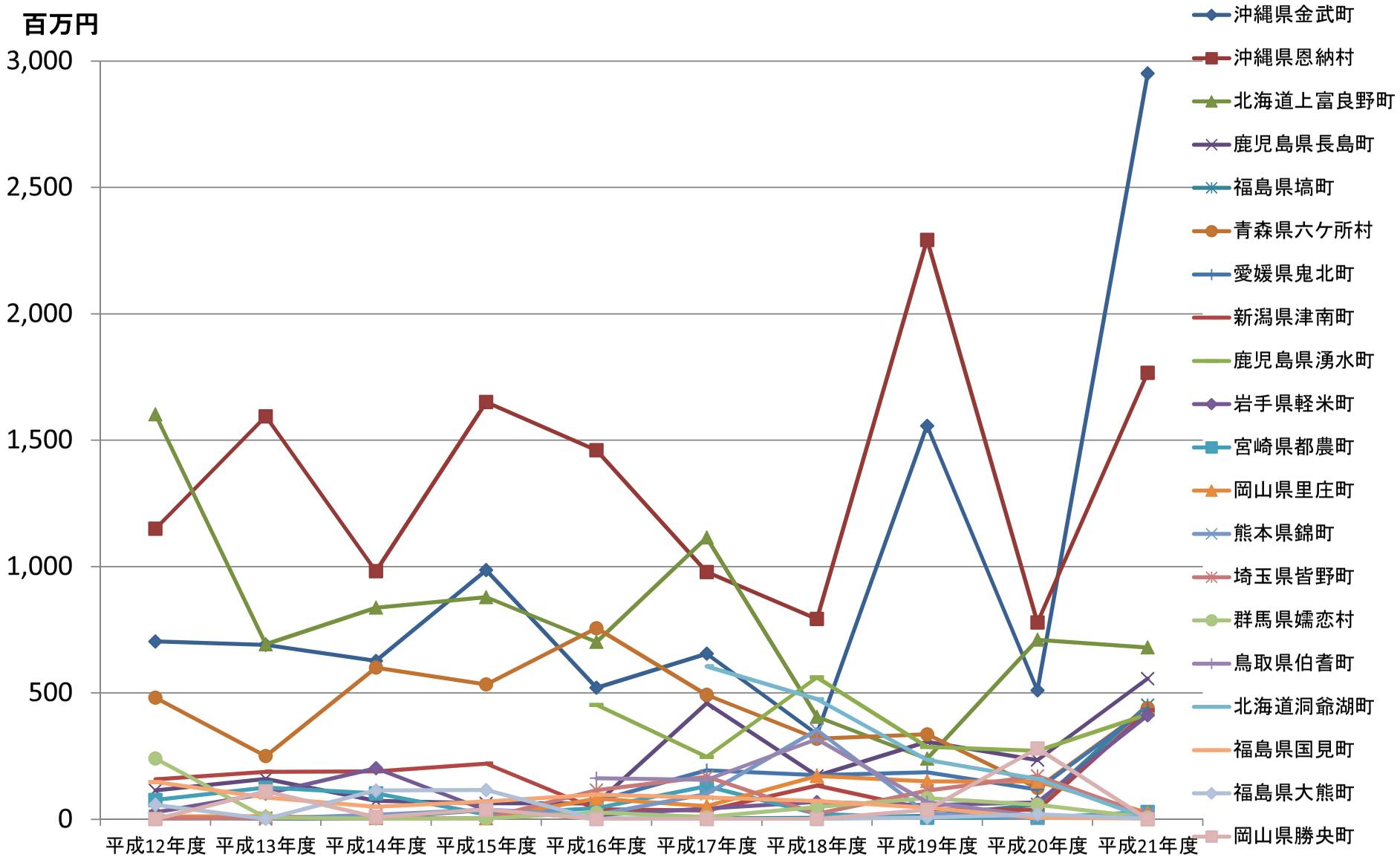

平成24年度地方財政計画関連
御説明資料

総務省

平成24年1月31日

財政規律　～中期財政フレームに基づく予算編成～

○ 財政運営戦略における中期財政フレームを23年度に引き続き遵守
⇒ 歳出の大枠約68.4兆円以下、新規国債発行額約44兆円以下の財政規律を堅持
〔基礎的財政収支対象経費：24年度当初　68.4兆円、　新規国債発行額：24年度当初　44.2兆円〕

中期財政フレーム

①国債発行額	・平成24年度の新規国債発行額（復興債を除く）について、平成23年度当初予算の水準（44兆円）を上回らないものとするよう全力をあげる。
②歳入面での取組	・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
③歳出面での取組 （平成24～26年度）	・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模（「歳出の大枠」）を実質的に上回らないこととする。 ・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 ・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 （注）以下については、改訂後も引き続き適用。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に23年度地方財政計画と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が 上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71（注）	71（注）	71（注）
（年金差額分以外の金額）	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費（23年度　0.8）	1	1	1

（注）平成24年度以降の「歳出の大枠」は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分（基礎年金国庫負担割合２分の１と36.5%の差額）を含む。

一般会計予算フレーム

① 「日本再生重点化措置」において、我が国経済社会の真の再生に資するために予算を重点配分
② 「提言型政策仕分け」の提言等を踏まえ、既存予算を見直し
③ 公務部門における無駄を徹底して削減
④ 23年度補正予算に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に全力で対応
⑤ 市場の信認確保のため、「中期財政フレーム」（歳出の大枠約68.4兆円、新規国債発行額約44兆円）を堅持

平成24年度予算フレーム

（単位：億円）

	23年度予算	24年度予算	23'→24'	備　考
（歳　入）				
税収	409,270	423,460	14,190	
その他収入	71,866	37,439	△34,427	
うち特例法によるもの	24,897	—	△24,897	○ 財政投融資特別会計積立金（9,967億円）については、復興債償還財源として財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計へ繰入れ
公債金	442,980	442,440	△540	○ 公債依存度　49.0%（23年度　47.9%） ○ 中期財政フレーム「平成23年度当初予算の水準（約44兆円）を上回らないものとするよう、全力をあげる。」
うち4条公債（建設公債）	60,900	59,090	△1,810	
うち特例公債（赤字公債）	382,080	383,350	1,270	
計	924,116	903,339	△20,777	
（歳　出）				
国債費	215,491	219,442	3,951	
基礎的財政収支対象経費	708,625	683,897	△24,728	○ 中期財政フレーム「少なくとも前年度当初予算の『基礎的財政収支対象経費』の規模を実質的に上回らない」 ○ 24年度の年金差額分については、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される交付国債により確保 （参考）地方交付税総額（特会出口ベース）174,545億円 （対23年度＋812億円）
うち社会保障関係費	287,079	263,901	△23,177	
うち地方交付税交付金等	167,845	165,940	△1,905	
うち経済危機対応・地域活性化予備費	8,100	9,100	1,000	
うち東日本大震災復興特別会計繰入れ	—	5,507	5,507	
その他	245,601	239,448	△6,153	
計	924,116	903,339	△20,777	

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
(注2) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る歳入・歳出が上記には含まれている。
(注3) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る歳入・歳出については、上記とは別途、東日本大震災復興特別会計（仮称）に計上している。

2

東日本大震災復興特別会計（仮称）予算フレーム

（単位：億円）

（歳　入）	
復興特別税	5,305
（うち、復興特別法人税	4,810
復興特別所得税）	495
一般会計からの繰入	5,507
（うち、子ども手当見直し	4,272
高速無料化見直し	1,200
エネルギー対策特会株式売却収入	20
公務員宿舎等売却収入）	15
税外収入 （公共事業費負担金等）	118
復興債	26,823
計	37,754
（歳　出）	
東日本大震災復興経費	32,500
（うち、復旧・復興事業	22,497
除染等事業	4,513
交付税特会への繰入（震災復興特別交付税財源））	5,490
交付税特会から地方への出口ベース：6,855億円	
国債整理基金特会への繰入	1,253
東日本大震災復興予備費	4,000
計	37,754

（注1）23年度1次～3次補正：14兆円台半ば＋24年度当初：3.4兆円（予備費除き）－24年度当初除染：0.5兆円＋その他地方が実施する緊急防災・減災事業（地方単独事業を含む）：0.6兆円≒18兆円程度
（注2）財政投融資特会積立金（9,967億円）については、復興債償還財源として、財政投融資特別会計から国債整理基金特会に繰入れ

3

東日本大震災復興特別会計(仮称)のイメージ

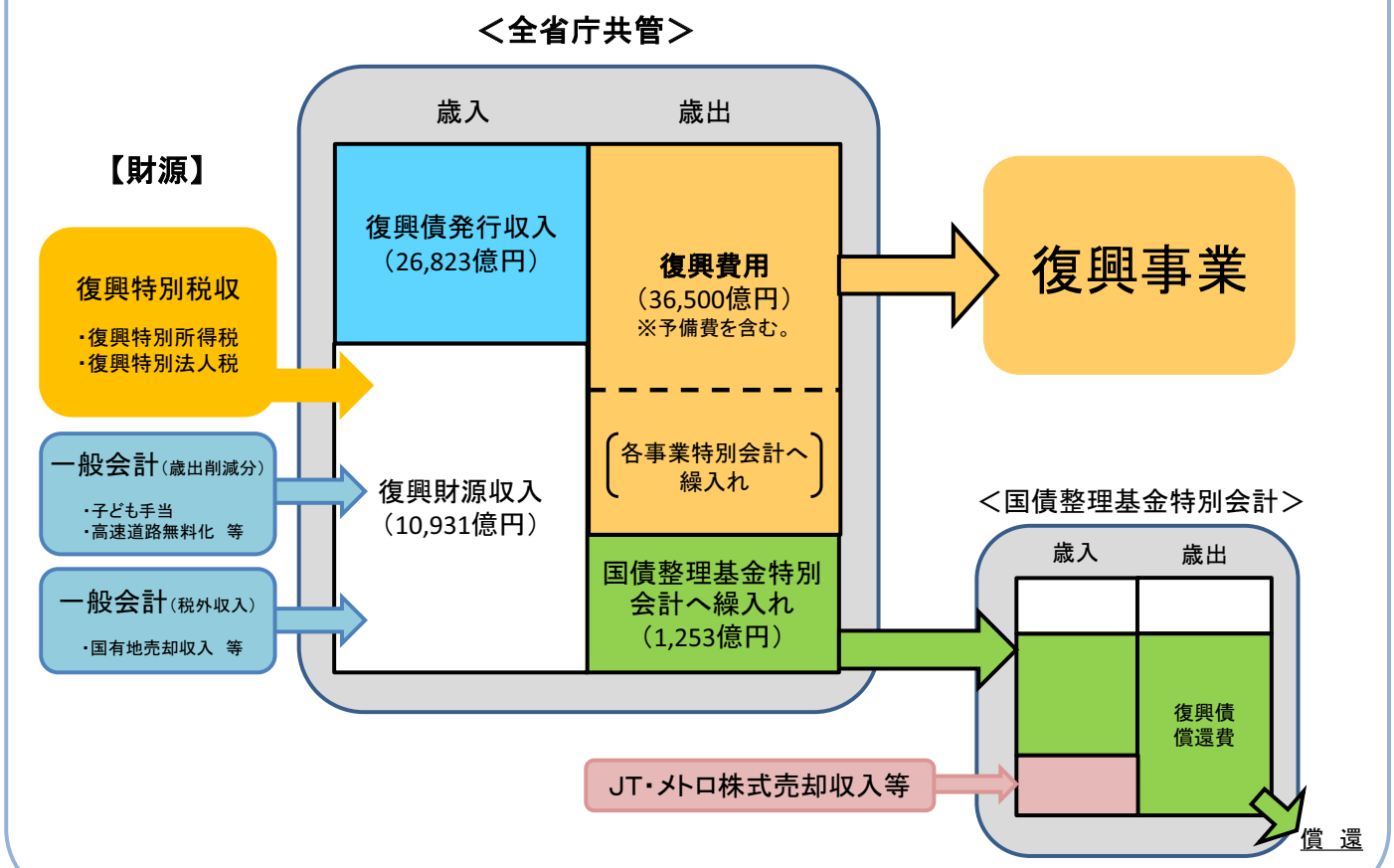

（注）日本郵政株式についても郵政改革法案の成立後、できる限り早期に処分。

4

財政運営戦略（抄）（平成２２年６月２２日閣議決定）

Ⅱ．具体的な取組

１．財政健全化目標

（１）収支（フロー）目標

①　国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

②　国の基礎的財政収支についても、遅くとも2015年度までにその赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

（２）残高（ストック）目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対ＧＤＰ比を安定的に低下させる。

２．財政運営の基本ルール

（５）地方財政の安定的な運営

財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

３．中期財政フレーム

（２）歳入・歳出両面にわたる取組

なお、２．（５）の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（４）中期財政フレームの改訂

平成23年半ば頃、当面の経済見通しや中長期の経済・財政の状況と展望を踏まえつつ、中期財政フレームの改訂を行い、平成24年度から平成26年度までを対象とする新たな中期財政フレームを定める。以後同様に、毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降３年間の新たな中期財政フレームを定める。各年度に策定した中期財政フレームに沿って、翌年度の概算要求・予算編成を行うものとする。

別紙　　平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」　　（単位：兆円）

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費　（22年度70.9）	71（注３）	71（注３）	71（注３）
うち経済危機対応・地域活性化予備費等（22年度1.0）	1.0	1.0	1.0

（注３）平成23年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て、決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

5

中期財政フレーム（平成２４年度～平成２６年度）について

（平成23年8月12日閣議決定）

地方財政関係

○　地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

○　「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（参考）平成24年度～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）　別紙

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71（注３）	71（注３）	71（注３）
（年金差額分以外の金額）	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費（23年度0.8）	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	＋α	＋α	＋α
Ｂ型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	＋β	＋β	＋β

（注３）平成24年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

6

平成２４年度予算の概算要求組替え基準について

（平成23年9月20日閣議決定）

地方交付税交付金等

○　地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム（平成24年度～26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）との整合性に留意しつつ、要求

○「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象

（参考）

概算要求枠

（付表）

所　管　等	概算要求枠
総務大臣（総務省）	3,167億円

地方交付税は対象外

7

平成24年度　地方交付税・地方特例交付金の概要
（交付税及び譲与税配付金特別会計）

1 地方交付税入口＋地方特例交付金

（単位：億円）

項　　目	平成24年度 予算額 A	平成23年度 予算額 B	増 減 額 （A－B） C	増 減 率 C／B （%）
地方交付税	164,665	163,969	697	0.4
地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
うち 児童手当及び子ども手当特例交付金	0	2,038	△ 2,038	皆減
減収補填特例交付金 （㉔は地方特例交付金）	1,275	1,839	△ 564	△ 30.7
一般会計からの繰入れ合計	165,940	167,845	△ 1,905	△ 1.1

2 地方交付税出口

（単位：億円）

項　　目	平成24年度 予算額 A	平成23年度 予算額 B	増 減 額 （A－B） C	増 減 率 C／B （%）
地方交付税 一般会計からの繰入れ	164,665	163,969	697	0.4
借入金償還	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0
借入金等利子	△ 2,428	△ 4,361	1,933	△ 44.3
前年度からの繰越分	4,608	10,126	△ 5,518	△ 54.5
剰余金の活用	5,200	5,000	200	4.0
返還金	0	0	△ 0	皆減
地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	3,500	0	3,500	皆増
計	174,545	173,734	811	0.5

8

平成２４年度地方交付税の姿

国

＜通常収支分＞

国の一般会計

㉔ 164,665億円
【㉓163,969億円】

交付税法定率分
㉔ 110,517億円
【㉓ 106,101億円】

一般会計からの加算等
㉔ 54,149億円
【㉓ 57,867億円】
・法定加算等　㉔ 5,288億円
・別枠の加算　㉔ 10,500億円
・臨時財政対策加算　㉔ 38,361億円

交付税特別会計

㉔ 9,880億円
【㉓ 9,765億円】

※ 剰余金の活用　㉔ 5,200億円 【㉓ 5,000億円】
※ 特会借入の利払い　㉔ △2,428億円 【㉓ △4,361億円】
※ 特会借入の元金償還　㉔ △1,000億円 【㉓ △1,000億円】
※ 前年度からの繰越金　㉔ 4,608億円
・4次補正増分　3,608億円
・2次補正精査分1,000億円
【㉓ 10,126億円】
※ 機構準備金の活用　㉔ 3,500億円 【㉓ － 】

＜東日本大震災分＞

復興特別会計(仮称)

㉔ 5,490億円
【㉓ － 】

㉔ 1,365億円
※ ㉓復興特交年度調整分

地方

地財計画ベースの交付税

＜通常の交付税＞

㉔ 174,545億円
【㉓173,734億円】

対前年度＋811億円

＜震災復興特別交付税＞

㉔ 6,855億円
【㉓ － 】

9

（注）【　】内は当初予算数値である。

平成 24 年度地方財政計画のポイント

総　　務　　省
平 成 ２ ４ 年 １ 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1)地方交付税

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度に比して増額確保

地方交付税	17.5 兆円(前年度　17.4 兆円)
・ 法定率分等	10.7 兆円
・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補塡)	5.3 兆円
・ 別枠加算	1.1 兆円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.35 兆円

※公庫債権金利変動準備金の活用は、平成 24 年度から平成 26 年度まで、総額1兆円を目途

(2)一般財源総額

中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)に基づき、平成 23 年度と同水準を確保

一般財源総額	59.6 兆円(前年度　59.5 兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	59.0 兆円(　同　58.8 兆円)
・ 地方税	33.7 兆円(　同　33.4 兆円)
・ 地方譲与税･地方特例交付金	2.4 兆円(　同　2.6 兆円)
・ 地方交付税	17.5 兆円(　同　17.4 兆円)
・ 臨時財政対策債	6.1 兆円(　同　6.2 兆円)

(3)地方長期債務残高の抑制

○ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を縮減(前年度比▲0.03 兆円)

○ 交付税特別会計借入金を償還(㉔ 0.1 兆円)

2. 東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業、緊急防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

(1)震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため 0.7 兆円確保

(2)緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を 0.6 兆円計上

平成 24 年度地方財政計画の概要

総　　務　　省
平 成 ２ ４ 年 １ 月

地方財政計画は、地方交付税法第７条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

Ⅰ　平成 24 年度の地方財政の姿

１　通常収支分

① 地方財政計画の規模	81兆8,647億円	（前年度比▲6,407億円、▲0.8%）
② 地方一般歳出	66兆4,533億円	（前年度比▲3,780億円、▲0.6%）
③ 一般財源総額	59兆6,241億円	（前年度比＋1,251億円、＋0.2%）
・水準超経費除き	58兆9,741億円	（　同　＋1,951億円、＋0.3%）
※ 中期財政フレーム（平成24年度～26年度）に基づき、平成23年度と同水準を確保		
④ 地方交付税の総額	17兆4,545億円	（㉓17兆3,734億円、＋　811億円、＋0.5%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆9,184億円	（㉓35兆5,786億円、＋3,398億円、＋1.0%）
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,333億円	（㉓ 6兆1,593億円、▲　260億円、▲0.4%）
⑦ 財源不足額	13兆6,846億円	（㉓14兆2,452億円、▲5,606億円、▲3.9%）

２　東日本大震災分

（１）東日本大震災復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税　　6,855 億円

② 規模（直轄・補助及び地方単独事業等）　　1 兆 7,788 億円

（２）緊急防災・減災事業

規模（直轄・補助及び地方単独事業等）　　6,329 億円

Ⅱ 通常収支分

1　地方交付税の確保

・　地方交付税　17兆4,545億円（前年度比 ＋811億円、＋0.5%）

・　別枠加算（1兆500億円）の維持や繰越金（4,608億円）、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（3,500億円）の活用等により、地方交付税を確保

①　地方交付税の法定率分等	10 兆 7,233 億円
・国税 5 税分の法定率分	11 兆　517 億円
・国税決算精算分（⑲、⑳）、⑳補正予算（第２号）における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	▲ 4,464 億円
・交付税特別会計借入金償還額	▲ 1,000 億円
・交付税特別会計借入金支払利子	▲ 2,428 億円
・平成 23 年度からの繰越金	4,608 億円
（第 2 次補正関係 1,000 億円＋第 4 次補正関係 3,608 億円）	
②　一般会計における加算措置等	6 兆 3,813 億円
・折半対象以外の財源不足における補塡（既往法定分等）	1 兆 4,952 億円
・地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算	1 兆　500 億円
・臨時財政対策特例加算	3 兆 8,361 億円
③　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500 億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5

※　地域経済基盤強化・雇用等対策費　1 兆 4,950 億円

「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を含めて計上

この中の住民生活に光をそそぐ事業について、児童虐待防止・消費者行政等に要する経費を拡充

２ 財源不足の補塡

平成24年度における財源不足　13兆6,846億円（㉓14兆2,452億円）
うち折半対象財源不足　7兆6,722億円（㉓ 7兆6,308億円）

○　歳出の計上において、人事委員会勧告や定員の純減等に伴う給与関係経費の減（前年度比▲2,934 億円）や決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによる公債費の減（同▲1,633 億円）などを適切に反映

○　その上で見込まれる財源不足について、平成 23 年度から平成 25 年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり補塡

【折半対象以外の財源不足】	6 兆　124 億円
①　財源対策債の発行	8,200 億円
②　地方交付税の増額による補塡	2 兆 8,952 億円
・　一般会計における加算措置（既往法定分等）	9,752 億円
・　別枠の加算（財源不足の状況を踏まえた加算）	1 兆　500 億円
・　交付税特別会計剰余金の活用	5,200 億円
・　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500 億円
③　臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	2 兆 2,972 億円

【折半対象財源不足】	7 兆 6,722 億円
①　地方交付税の増額による補塡(臨時財政対策特例加算)	3 兆 8,361 億円
②　臨時財政対策債の発行(臨時財政対策特例加算相当額)	3 兆 8,361 億円

３　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

・「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ（平成 24 年度は 3,500 億円）

・中期財政フレームの期間（平成 24 年度～平成 26 年度）中、総額 1 兆円を目途

４　地方財源の確保

一般財源総額　59兆6,241億円（前年度比 ＋1,251億円、＋0.2%）
一般財源（水準超経費除き）の総額　58 兆 9,741 億円（ 同 ＋1,951 億円、＋0.3%）
※　一般財源比率　65.3%（㉓64.6%）

・地方税	33 兆 6,569 億円	（前年度比 ＋2,532 億円、＋ 0.8%）
うち水準超経費相当	6,500 億円	（　同　▲700 億円、 ▲9.7%）
・地方譲与税	2 兆 2,615 億円	（　同　＋ 866 億円、＋ 4.0%）
・地方交付税	17 兆 4,545 億円	（　同　＋ 811 億円、＋ 0.5%）
・地方特例交付金	1,275 億円	（　同　▲2,602 億円、▲67.1%）
・臨時財政対策債	6 兆 1,333 億円	（　同　▲ 260 億円、▲ 0.4%）
・緊急防災・減災事業の一般財源充当分	▲96 億円	

地方債総額　5兆　321億円（前年度比 ▲2,858億円、▲5.4%）
臨時財政対策債含み　11兆1,654億円　（　同　▲3,118億円、▲2.7%）
※　地方債依存度（臨時財政対策債を含む）　13.6%（㉓13.9%）

・通常債	4 兆 2,121 億円	（前年度比 ▲1,658 億円、▲ 3.8%）
・財源対策債	8,200 億円	（　同　▲1,200 億円、▲12.8%）
（参考）臨時財政対策債	6兆 1,333 億円	（　同　▲ 260 億円、▲ 0.4%）

５　地方長期債務残高の抑制

・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比 ▲260億円、▲0.4%）
・ 交付税特別会計借入金を償還（1,000億円）

６　社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、地方負担（補助・単独）額を7,715億円増額計上し、対応する財源を確保

○　地方負担（補助・単独）額の増額分の内訳

・一般行政経費補助（生活保護、医療、介護等）	4,280 億円
・一般行政経費単独	2,816 億円
・国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等	619 億円

7　子どものための手当

・　平成 24 年度以降の子どものための手当については、費用負担を国：地方＝2：1 とし恒久化

※　公務員分は全額所属庁が負担。また、所得制限未満の被用者に対する３歳未満の子どもに係る手当の費用の 7/15 を事業主が負担

※　平成 24 年度の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353 億円)の振替え分を含む)

○ 子どものための手当の支給額

３歳未満：月額 15,000 円

３歳以上小学校修了前まで：第１子・第２子　月額 10,000 円
第３子以降　月額 15,000 円

中学生：月額 10,000 円

※　所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給(所得制限は960万円(夫婦、子ども２人)を基準とし、平成 24 年 6 月分から適用)

○ 地方増収分(使途未定分)の取扱い

① 平成 24 年度の取扱い(5,050 億円)

・　子どものための手当の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353 億円)の振替え分を含む)(2,440 億円)

・　平成 24 年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補塡のための地方特例交付金（所要額：500 億円）の措置の振替え

・　国庫補助負担金の一般財源化

（ｉ）子育て関連の国庫補助負担金（子育て支援交付金等）(315 億円)

（ⅱ）国民健康保険都道府県調整交付金(1,526 億円)(給付費等の 2%分を国定率負担から移す)

・　暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(269 億円)

※　超過負担の解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す

② 平成 25 年度以降の取扱い

・　平成 25 年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用（具体的内容は今後検討）

○　「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける

8　宝くじ（当せん金付証票）の活性化

電磁的記録による当せん金付証票の導入、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等

Ⅲ 東日本大震災分

1　震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税　6,855 億円

（うち平成 23 年度震災復興特別交付税に係る年度調整分　1,365 億円）

○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要

① 直轄・補助事業の地方負担分　3,384 億円

※ 直轄・補助事業費（直轄事業に係る国費 2,259 億円を含む）　1 兆 6,544 億円

② 地方単独事業分　2,200 億円

・中長期派遣職員、除染、投資単独等　1,200 億円

・㉔に繰り越す㉓特別交付税による対応を見込んでいた分　1,000 億円

③ 地方税等の減収分　1,271 億円

・地方税法等に基づく特例措置分　644 億円

・条例減免分　544 億円

・復興特区法等に基づく特例措置分　83 億円

※ 平成 23・24 年度分の累計額は 2 兆 2,125 億円

2　緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を6,329億円計上

① 全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費　4,899 億円

② 地方単独事業費　1,400 億円

震災復興特別交付税について

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

平成24年度震災復興特別交付税　　6,855億円

（うち平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分　1,365億円）

（単位：億円）

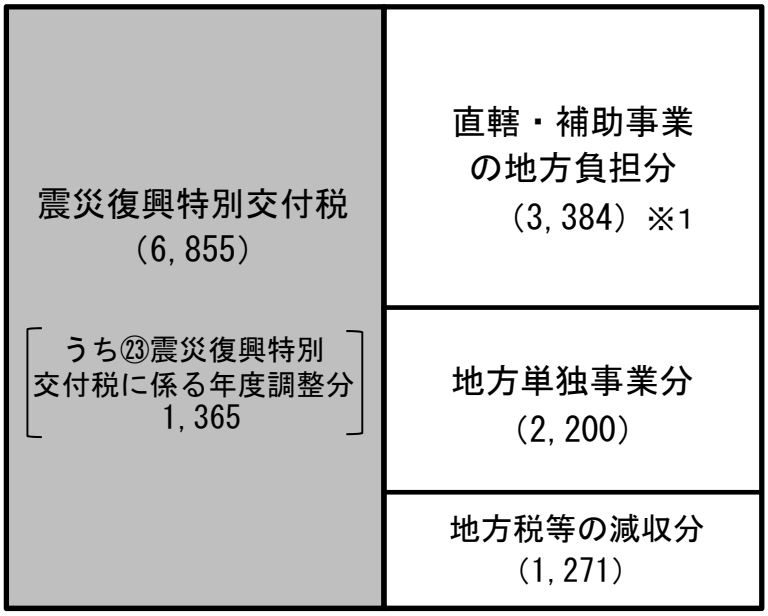

※1　直轄・補助事業費（直轄事業に係る国費2,259億円を含む）は1兆6,544億円
※2　震災復興特別交付税の平成23・24年度分の累計額は2兆2,125億円

（参考）平成23年度特別交付税（東日本大震災関係分）の交付状況

			（被災団体分）
4月	第1回特例交付	762億円	（　705億円）
9月	第2回特例交付	1,748億円	（　894億円）
12月	定例交付	2,406億円	（2,354億円）
	計	4,916億円	（3,952億円）

※　平成23年度補正予算（第3号）に計上した震災復興特別交付税1兆6,635億円のうち年度調整分1,365億円を除く1兆5,270億円については、所要額を平成24年3月に決定・交付予定

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用について

○ 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ

○ 中期財政フレームの期間（平成24年度～平成26年度）中、総額1兆円を目途

○ 平成24年度3,500億円

【地方財政への活用】

① 臨時財政対策債の縮減

交付税特別会計への3,500億円の繰入れにより、折半対象財源不足が▲3,500億円となり、折半ルールに基づき、交付税が1,750億円の増、臨時財政対策債が1,750億円の減

② 歳出特別枠への追加

歳出特別枠の「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減（▲1,800億円）を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費（仮称）」として整理・統合し、国の臨時財政特例加算の縮減（▲1,750億円）の代わりに公庫債権金利変動準備金（1,750億円）が活用されることを踏まえ、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を計上

＜公庫債権金利変動準備金の活用の流れ＞

平成２４年度以降の子どものための手当について

○ 子ども一人あたり支給額

3歳未満：月額15,000円

3歳以上小学校修了前まで：（第1子・第2子）月額10,000円、（第3子以降）月額15,000円

中学生：月額10,000円

※ 所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給（所得制限は960万円（夫婦、子ども2人）を基準とし、平成24年6月分から適用）

※ システム改修経費は、全額国が負担する前提で所要額を、平成23年度第4次補正予算で安心こども基金に積増し

○ 費用負担 国：地方=2：1（恒久化） 公務員分は全額所属庁負担

◎地方増収分（使途未定分）の取扱い

1 平成24年度の取扱い（5,050億円）

① 子どものための手当の地方負担の増（子ども手当特例交付金（所要額1,353億円）の振替え分を含む）（2,440億円）

② 平成24年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補塡のための地方特例交付金（所要額：500億円）の措置の振替え

③ 国庫補助負担金の一般財源化（1,841億円）

・ 子育て関連の国庫補助負担金（子育て支援交付金等）（315億円）

・ 国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）（給付費等の2%分を国定率負担から移す）

④ 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用（269億円）

※ 超過負担の解消に平成24年度予算から取組み、早期の解消を目指す

2 平成25年度以降の取扱い

平成25年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用（具体的内容は今後検討）

＜子どものための手当の費用負担＞

【現行】被用者・非被用者分

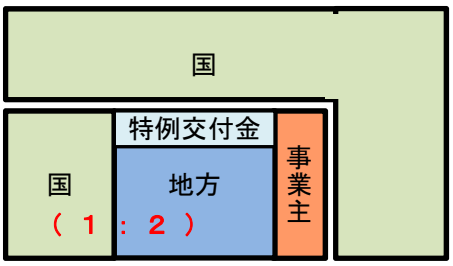

※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 子ども手当の創設に伴う地方負担増（所得制限超世帯分、地方公務員分の一部）に対応するため、子ども手当特例交付金を交付

【見直し案】被用者・非被用者分

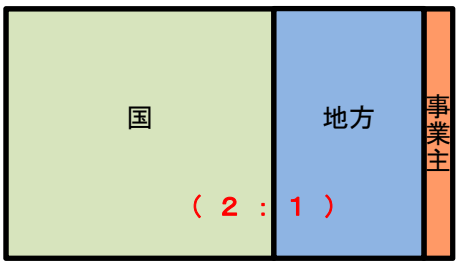

※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 子ども手当特例交付金は、制度改正に伴い整理

地域自主戦略交付金の拡充等について

1　地域自主戦略交付金の拡充

- ○　平成24年度予算額6,754億円
- ○　都道府県分の対象事業を拡大
- ○　政令指定都市分を創設
- ○　地方負担分については、原則として公共事業等債を充当

＜対象補助金（主なもの）＞

【都道府県分】

①新規対象分
- ○農業・食品産業強化対策整備交付金の一部
- ○農山漁村活性化対策整備交付金の一部
- ○水産業強化対策整備交付金の一部

②対象事業拡大分
- ○交通安全施設整備費補助金の一部
- ○農山漁村地域整備交付金の一部
- ○社会資本整備総合交付金の一部

【政令指定都市分】
- ○学校施設環境改善交付金の一部
- ○水道施設整備費補助の一部
- ○社会福祉施設等施設整備費補助金の一部
- ○工業用水道事業費補助
- ○社会資本整備総合交付金の一部
- ○循環型社会形成推進交付金の一部

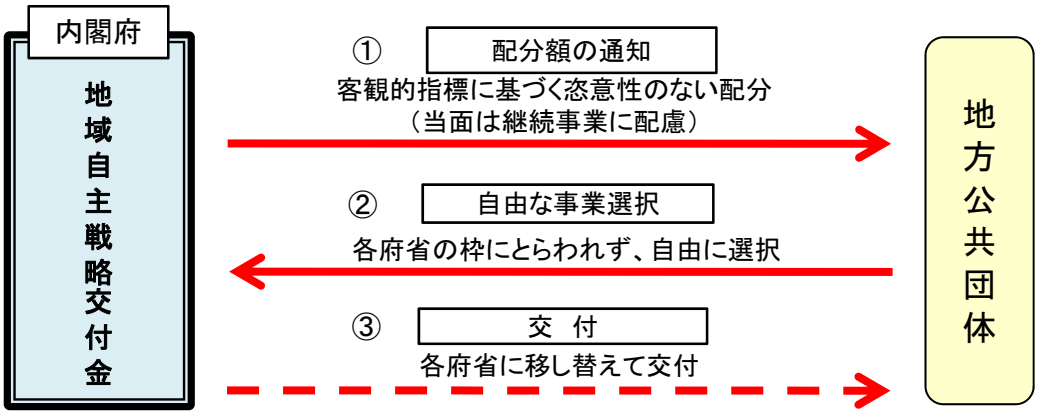

2　沖縄振興一括交付金の創設

現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充し、経常的経費及び市町村事業を含む沖縄独自の新たな一括交付金を創設（沖縄振興予算総額2,937億円のうち1,575億円）

（1）沖縄振興特別推進交付金（803億円）

これまで地方単独により行っていたソフト事業なども対象（交付率：8／10）

＜対象事業＞

○沖縄振興に資するソフト事業及び施設整備　（公共事業を除く。）

（2）沖縄振興公共投資交付金（771億円）

現行の沖縄振興自主戦略交付金の対象事業を拡大（全国並び）するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大

（交付率：既存事業の高率補助を適用）

＜対象補助金（主なもの）＞

- ○学校施設環境改善交付金の一部
- ○農山漁村地域整備交付金
- ○社会資本整備総合交付金の一部

住民生活に光をそそぐ事業について

○ 住民生活にとって大事な分野でありながら、これまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政、DV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくりなど）における平成22年度の補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組について、平成23年度から普通交付税（単位費用）において、所要経費を算入

○ 平成24年度の普通交付税については、児童虐待事例の増加等に対応するための地方公共団体による児童虐待防止への取組みや、地域消費者行政の更なる充実のための措置を拡充

平成24年度における拡充（普通交付税措置 ㉓ 300億円 → ㉔ 350億円）

１ 児童虐待防止等への対応（児童福祉司）

・ 児童相談所が対応した児童虐待対応件数は増加傾向をたどり、平成22年度では、55,152件と過去最高を記録

虐待の早期発見のため、地方公共団体では、関係機関の連携などを実施しており、児童相談所における児童福祉司が担う業務や専門性の増加にあわせて、児童福祉司が年々増員されている状況

・ そこで、児童虐待防止等の取組みを進める地方公共団体の財政需要に的確に対応するため、普通交付税措置を拡充

２ 消費者行政に要する経費の拡充

・ 地域の消費者の安全・安心確保のためには地域住民の消費者問題に対する意識を高めていくことが不可欠

・ 地方公共団体においても多様な部局において消費者問題に取り組み、「総合的な対応力」を高めていくことが重要

・ そこで、ＮＰＯや自治会といった地域の多様な主体に対する委託費等の充実や地方公共団体職員、事業者団体等に対する研修費等の充実といった消費者行政の更なる充実に係る財政需要について普通交付税措置を講ずる

（参考）住民生活に光をそそぐ事業の取組事例

－ DV対策、児童虐待防止、自殺予防等の弱者対策・自立支援

・児童福祉司の充実
・保健師、婦人相談所職員等の充実

－ 知の蓄積等による地域づくり

・図書館職員の充実

－ 消費者行政の充実

※上記のほか、社会的弱者等の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりについて特別交付税措置

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成24年度	平成23年度
歳入合計 ①		818,647	825,054
地方税 ②		336,569	334,037
地方譲与税 ③		22,615	21,749
地方特例交付金 ④		1,275	3,877
地方交付税 ⑤		174,545	173,734
地方債 ⑥		111,654	114,772
	うち臨時財政対策債 ⑦	61,333	61,593
緊急防災・減災事業一般財源充当分 ⑧		▲ 96	－
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧	596,241	594,990
	一般財源比率 $\frac{②＋③＋④＋⑤＋⑧}{①}$	65.3%	64.6%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	13.6%	13.9%

（参考）

○ 地方の借入金残高　200.5兆円（平成24年度末見込み）
（東日本大震災分を含む）　※ 200.4兆円（平成23年度末見込み）

○ 交付税特別会計借入金残高　33.4兆円（平成24年度末）
※ 33.5兆円（平成23年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、%）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地方譲与税	22,615	21,749	866	4.0
	地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地方交付税	174,545	173,734	811	0.5
	国庫支出金	117,604	121,745	△ 4,141	△ 3.4
	地方債	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	うち財源対策債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
	使用料及び手数料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑収入	40,444	40,861	△ 417	△ 1.0
	緊急防災・減災事業一般財源充当分	△ 96	－	△ 96	－
	計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8
	一般財源	596,241	594,990	1,251	0.2
	（水準超経費を除く）	589,741	587,790	1,951	0.3
歳出	給与関係経費	209,760	212,694	△ 2,934	△ 1.4
	退職手当以外	188,247	190,961	△ 2,714	△ 1.4
	退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一般行政経費	311,406	308,226	3,180	1.0
	補助	158,820	157,481	1,339	0.9
	単独 ※1	138,095	138,601	△ 506	△ 0.4
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※2	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
	公債費	130,790	132,423	△ 1,633	△ 1.2
	維持補修費	9,667	9,612	55	0.6
	投資的経費	108,984	113,032	△ 4,048	△ 3.6
	直轄・補助	57,354	59,474	△ 2,120	△ 3.6
	単独	51,630	53,558	△ 1,928	△ 3.6
	公営企業繰出金	26,590	26,867	△ 277	△ 1.0
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7
	その他	9,766	9,749	17	0.2
	不交付団体水準超経費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7
	計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8
	（水準超経費除く）	812,147	817,854	△ 5,707	△ 0.7
	地方一般歳出	664,533	668,313	△ 3,780	△ 0.6

※1 地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出分1,271億円を控除した額である。
※2 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」（3,000億円）及び「地域活性化・雇用等対策費」（1兆2,000億円）の合算額である。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1)復旧・復興事業

（単位：億円、%）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	6,855	－	6,855	皆増
	国庫支出金	10,772	－	10,772	皆増
	地方債	127	－	127	皆増
	雑収入	34	－	34	皆増
	計	17,788	－	17,788	皆増
歳出	給与関係経費	145	－	145	皆増
	一般行政経費	9,496	－	9,496	皆増
	補助	6,805	－	6,805	皆増
	単独	2,691	－	2,691	皆増
	公債費	33	－	33	皆増
	投資的経費	8,091	－	8,091	皆増
	直轄・補助	7,391	－	7,391	皆増
	単独	700	－	700	皆増
	公営企業繰出金	23	－	23	皆増
	計	17,788	－	17,788	皆増

(2)緊急防災・減災事業

（単位：億円、%）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	一般財源充当分	96	－	96	皆増
	国庫支出金	2,059	－	2,059	皆増
	地方債	4,173	－	4,173	皆増
	雑収入	1	－	1	皆増
	計	6,329	－	6,329	皆増
歳出	一般行政経費	120	－	120	皆増
	補助	70	－	70	皆増
	単独	50	－	50	皆増
	公債費	30	－	30	皆増
	投資的経費	5,743	－	5,743	皆増
	直轄・補助	4,393	－	4,393	皆増
	単独	1,350	－	1,350	皆増
	公営企業繰出金	436	－	436	皆増
	計	6,329	－	6,329	皆増

（参 考）

通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位：億円、％）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地方譲与税	22,615	21,749	866	4.0
	地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地方交付税	181,400	173,734	7,666	4.4
	震災復興特別交付税以外	174,545	173,734	811	0.5
	震災復興特別交付税	6,855	－	6,855	－
	国庫支出金	130,435	121,745	8,690	7.1
	地方債	115,954	114,772	1,182	1.0
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	うち財源対策債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
	使用料及び手数料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑収入	40,479	40,861	△ 382	△ 0.9
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
	一般財源	603,192	594,990	8,202	1.4
歳出	給与関係経費	209,905	212,694	△ 2,789	△ 1.3
	退職手当以外	188,392	190,961	△ 2,569	△ 1.3
	退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一般行政経費	321,022	308,226	12,796	4.2
	補助	165,695	157,481	8,214	5.2
	単独	140,836	138,601	2,235	1.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
	公債費	130,853	132,423	△ 1,570	△ 1.2
	維持補修費	9,667	9,612	55	0.6
	投資的経費	122,818	113,032	9,786	8.7
	直轄・補助	69,138	59,474	9,664	16.2
	単独	53,680	53,558	122	0.2
	公営企業繰出金	27,049	26,867	182	0.7
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7
	その他	10,225	9,749	476	4.9
	不交付団体水準超経費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
	地方一般歳出	688,587	668,313	20,274	3.0

※ 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」（3,000億円）及び「地域活性化・雇用等対策費」（1兆2,000億円）の合算額である。